

共通対策編

目 次

第 1 章 総 則	1
第 1 節 目 的	1
第 2 節 計画の構成	1
第 3 節 防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱	1
第 4 節 市の概況	9
第 5 節 予想される災害と地域	10
第 2 章 災害予防計画	13
第 1 節 河川の災害予防計画	13
第 2 節 道路・橋りょう災害予防計画	13
第 3 節 砂防・地すべり・がけ崩れ等予防計画	13
第 4 節 農地災害防除計画	13
第 5 節 都市の防災構造化計画	13
第 6 節 通信施設等整備改良計画	15
第 7 節 火災予防計画（市・志太消防本部）	16
第 8 節 防災関係施設及び設備の整備計画	16
第 9 節 危険物施設保安計画	19
第 10 節 ガス保安計画	19
第 11 節 道路鉄道等災害防止計画	19
第 12 節 防災知識の普及計画	19
第 13 節 防災のための調査研究	23
第 14 節 防災訓練計画	24
第 15 節 物資及び資機材の備蓄と調達先の確保	26
第 16 節 警戒避難体制整備計画	27
第 17 節 住民の避難体制	28
第 18 節 自主防災組織の育成	32
第 19 節 事業所等の自主的な防災活動	36
第 20 節 地域住民及び事業者による地区内の防災活動の推進	36
第 21 節 要配慮者支援計画	37
第 22 節 ボランティア活動に関する計画	39
第 23 節 救助・救急活動に関する計画	39
第 24 節 応急住宅・災害廃棄物処理	39
第 25 節 重要施設・ライフラインの機能保全等に関する計画	40
第 26 節 被災者生活再建支援に関する計画	41
第 27 節 市の業務継続に関する計画	41
第 28 節 複合災害対策及び連続災害対策	41
第 29 節 男女共同参画の視点からの災害対応体制整備	42
第 30 節 災害に強いまちづくり	42
第 3 章 災害応急対策計画	43
第 1 節 総 則	43

第 2 節	組織計画	45
第 3 節	職員の動員計画	46
第 4 節	派遣要請計画	47
第 5 節	予警報の受領及び伝達計画	48
第 6 節	災害情報の収集及び報告計画	50
第 7 節	通信施設応急対策計画	54
第 8 節	災害広報計画	54
第 9 節	災害救助法の適用計画	56
第 10 節	避難救出計画	58
第 11 節	愛玩動物救護計画	68
第 12 節	食糧供給計画	69
第 13 節	衣料・生活必需品・その他の物資及び燃料供給計画	71
第 14 節	給水計画	73
第 15 節	水道及び下水道対策計画	75
第 16 節	被災建物等に対する安全対策、災害危険区域の指定、応急仮設住宅及び住宅応急修理計画	77
第 17 節	医療及び助産計画	81
第 18 節	防疫計画	85
第 19 節	清掃計画	86
第 20 節	災害廃棄物処理計画	88
第 21 節	遺体の捜索及び措置埋葬計画	89
第 22 節	障害物除去計画	92
第 23 節	輸送計画	93
第 24 節	交通応急対策計画	96
第 25 節	応急教育計画	101
第 26 節	社会福祉計画	105
第 27 節	農業対策計画	106
第 28 節	警備計画	107
第 29 節	消防計画	107
第 30 節	水防計画	107
第 31 節	応援協力計画	107
第 32 節	自衛隊派遣要請の要求計画	108
第 33 節	治山災害応急対策計画	111
第 34 節	電力施設災害応急対策計画	112
第 35 節	ガス施設災害応急対策計画	112
第 36 節	突発的災害に係る応急対策計画	113
第 37 節	ボランティア活動支援計画	116
第 4 章 災害復旧計画		117
第 1 節	公共施設の災害復旧計画	117
第 2 節	災害復旧に伴う財政措置	117
第 3 節	被災者の生活再建支援	118
第 4 節	風評被害の影響の軽減	120

第1章 総 則

第1節 目 的

この計画は、「災害対策基本法」(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき、市域内(以下「市域」という)における災害の予防と災害時の対策について、市及び市域を管轄する防災関係機関の連携のもとに実施する総合的な対策の大綱を定めることにより、藤枝市民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的とする。

なお、この計画は「美しく、強く、しなやかな“ふじのくに”づくり計画(静岡県国土強靱化地域計画)」における推進方針を踏まえたものである。

第2節 計画の構成

この計画は、市域内において過去に発生した災害の状況、措置等を基礎資料として、次の各編から構成する。

各編の名称	記 載 内 容
1 共 通 対 策 編	・各編(2～6編)に共通する総則、災害予防計画、災害応急計画、災害復旧計画
2 地 震 対 策 編	・地震による災害対策
3 原子力災害対策編	・原子力事故等による災害対策
4 風 水 害 対 策 編	・風水害による災害対策
5 大 火 災 対 策 編	・大火災(林野火災を含む)、大爆発による災害対策
6 大規模事故対策編	・道路事故、鉄道事故、航空機事故による災害対策
7 資 料 編	・各編に付属する各種資料

第3節 防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱

「災害対策基本法」第42条第1項の規定により、市及び市域を管轄する防災関係機関並びに公共団体、その他防災上重要な施設の管理者は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて、市域に係る防災に寄与すべきものとし、それぞれの責務と災害時に処理すべき事務又は業務の大綱は次のとおりである。

1 市

処理すべき事務又は業務	
ア	藤枝市防災会議に関する事務
イ	防災に関する組織の整備
ウ	防災に関する訓練の実施
エ	防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備並びに点検
オ	防災に関する施設の新設、改良及び復旧
カ	消防、水防その他の応急措置
キ	警報の発令、伝達及び避難指示
ク	情報の収集、伝達及び被害調査
ケ	被災者の救難、救助その他保護
コ	被害を受けた児童及び生徒の応急教育
サ	清掃、防疫その他保健衛生
シ	緊急輸送の確保
ス	災害復旧の実施
セ	その他災害の発生の防ぎょ又は拡大防止のための措置

2 消防機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務
志太広域事務組合志太消防本部（以下「志太消防本部」という。）	ア 消防施設、消防本部体制の整備に関すること。 イ 救助及び救援体制の整備に関すること。 ウ 危険物等施設の実態把握と防護の指導監督に関すること。 エ 消防知識の啓発、普及に関すること。 オ 火災発生時の消火活動に関すること。 カ 水防活動の協力、救援に関すること。 キ 被災者の救助、救援に関すること。 ク 被害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関すること。 ケ 市、関係機関との連絡調整に関すること。

3 静岡県

機 関 名	処理すべき事務又は業務
静岡県	ア 静岡県地域防災計画に掲げられている所掌事務 イ 市町及び防災関係機関の災害事務又は業務の実施についての総合調整

4 静岡県警察

機 関 名	処理すべき事務又は業務
藤枝警察署	ア 災害時における住民の避難誘導及び救助 イ 犯罪の予防、交通規制その他災害地における社会秩序の維持

5 指定地方行政機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務
総務省東海総合通信局	ア 災害時に備えての電気通信施設(有線電気通信施設及び無線通信施設)の整備のための調整及び電波の監理 イ 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理 ウ 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況調査 エ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与 オ 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること カ 非常通信協議会の運営に関すること
財務省東海財務局 (静岡財務事務所)	ア 災害時における財政金融の適切な措置並びに関係機関との連絡調整に関すること イ 災害時の応急措置のための国有財産の無償提供に関すること
厚生労働省静岡労働局 (島田労働基準監督署)	ア 大型二次災害を誘発するおそれのある事業場に対する災害予防の指導 イ 事業場等の被災状況の把握 ウ 操業再開時における労働災害防止のための監督指導 エ 災害復旧工事などにおける労働災害防止のための監督指導
農林水産省関東農政局 静岡県拠点	食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握
国土交通省 中部地方整備局 (静岡河川事務所) (静岡国道事務所)	管轄する河川、道路についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。 ア 災害予防 (ア) 所管施設の耐震性の確保 (イ) 応急復旧用資機材の備蓄の推進及び防災拠点施設等の充実 (ウ) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施 (エ) 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の運用 イ 初動対応 地方整備局災害対策本部等の指示により情報連絡員(リエゾン)及び緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)等を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施する。 ウ 応急・復旧 (ア) 防災関係機関との連携による応急対策の実施 (イ) 路上障害物の除去等による緊急輸送路の確保 (ウ) 所管施設の緊急点検の実施 (エ) 県及び市からの要請に基づく災害対策用建設機械等の貸付 (ただし、緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)等において、災害対策用建設機械等が派遣される場合は、出動及び管理も行う)

国土交通省中部運輸局 (静岡運輸支局)	ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。 イ 鉄道及びバスの安全運行の確保に必要な指導・監督を行う。 ウ 自動車道の通行の確保に必要な指導・監督を行う。 エ 陸上における物資及び旅客輸送を確保するため、自動車の調達のあっせん、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導を行う。 オ 緊急陸上輸送の要請（県内船舶が利用できない場合の他県に対する支援要請を含む）に速やかに対応できるよう、関係運送事業者団体及び運送事業者との連絡体制を確立し、緊急輸送に使用しうる車両等の把握及び緊急時の出動体制の整備に努める。 カ 特に必要があると認めるときは、自動車運送事業者に対する輸送命令を発する。 キ 大規模自然災害における被災状況の迅速な把握、被災地の早期復旧等に関する支援のため緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）を派遣する。
国土地理院 中部地方測量部	ア 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。 イ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用を図る。 ウ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システムの活用を図る。 エ 災害復旧・復興に当たっては、位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて復旧測量等を実施する。
気象庁東京管区气象台 (静岡地方气象台)	ア 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。 イ 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行う。 ウ 異常現象（異常水位、潮位、地すべり、土地の隆起等）に関する情報が市町長から通報された時、気象庁本庁に報告するとともに適切な措置を行う。 エ 必要に応じて警報・注意報及び土砂災害警戒情報等の発表基準の引き下げを実施するものとする。 オ 災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める。 カ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。 キ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。 ク 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。
環境省 関東地方環境事務所	ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集 ウ 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等
環境省 中部地方環境事務所	廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
防衛省 南関東防衛局	ア 所管財産使用に関する連絡調整 イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整 ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援

6 指定公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務
日本郵便株式会社 東海支社 (藤枝郵便局)	ア 災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じた、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。 (ア) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 (イ) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 (ウ) 被災地あて救助用郵便物の料金免除 (エ) 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分 イ 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。そのため、警察、消防、その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める。また、平常時においても関係機関等と連携し、災害予防及び発生時の迅速・適切な対応に努める。
日本赤十字社静岡県支部	ア 医療、助産、こころのケア及び遺体措置に関すること イ 血液製剤の確保及び供給のための措置 ウ 被災者に対する救援物資の配布 エ 義援金の募集 オ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整 カ その他必要な事項
日本放送協会 (静岡放送局)	気象予警報、災害情報その他の有効適切な災害広報
中日本高速道路株式会社 (東京支社静岡保全・サービスセンター)	ア 管轄する道路の建設及び維持管理 イ 交通状況に関する関係機関との情報連絡 ウ 緊急輸送路確保のための応急復旧作業の実施 エ 県公安委員会が行う緊急交通路の確保に関する交通規制への協力
東海旅客鉄道株式会社 (藤枝駅) 日本貨物鉄道株式会社	ア 鉄道防災施設の整備 イ 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保 ウ 災害時の応急輸送対策 エ 災害時における応急救護活動 オ 応急復旧用資材等の確保 カ 危険地域の駅等の旅客等について、関係市町と協議した避難地への避難、誘導 キ 被災施設の調査及び早期復旧
西日本電信電話株式会社(静岡支店) 株式会社NTT ドコモ東海支社(静岡支店)	ア 電気通信施設の防災対策及び復旧対策 イ 電気通信の特別取扱い ウ 気象警報の伝達(西日本電信電話株式会社) エ 防災関係機関の重要通信の優先確保 オ 被害施設の早期復旧 カ 災害用伝言ダイヤル 171、災害用伝言板 web171 及び災害伝言板、災害用音声お届けサービスの提供

岩谷産業株式会社 アストモスエネルギー株式会社 株式会社ジャパンガスエナジー ENEOS グローブ株式会社 ジクシス株式会社	LP ガスタンクローリー等による LP ガス輸入基地、2 次基地から充填所への LP ガスの配送
日本通運株式会社 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社	ア 災害対策に必要な物資の輸送確保及び運行 イ 災害時の応急輸送対策
中部電力株式会社 中部電力パワーグリッド株式会社	ア 電力供給施設の防災対策 イ 発電所、変電所施設の被害状況の把握と防災関係機関への緊急事態の通報 ウ 災害時における電力供給の確保 エ 施設及び設備の被害、復旧の状況、公衆感電防止及び漏電防止に関するラジオ、テレビ、インターネットホームページ等を利用した広報 オ 被災施設の調査及び復旧
KDD I 株式会社 ソフトバンク株式会社 楽天モバイル株式会社	重要な通信を確保するために必要な措置の実施
一般社団法人日本建設業連合会中部支部 一般社団法人全国中小建設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力
株式会社イトーヨーカ堂 イオン株式会社 ユニー株式会社 株式会社セブン・イレブン・ジャパン 株式会社ローソン 株式会社ファミリーマート 株式会社セブン & アイ・ホールディングス	ア 県からの要請による災害救助の実施に必要な物資の調達等の実施 イ 被災地の復旧・復興を支援するため事業活動を早期に再開する

7 指定地方公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務
土地改良区 (大井川土地改良区)	ア 土地改良施設の防災計画 イ 農地たん水の防排除活動 (用水の緊急遮断) ウ 農地及び農業用施設の被害調査及び復旧 エ 消防機関が行う消火活動への協力

東海ガス株式会社 (藤枝本部)	ア ガス供給施設の防災対策 イ 二次災害の発生防止のための緊急遮断 ウ 需要家へのガス栓の閉止等の広報及び被害状況の把握と製造、供給制限 エ 必要に応じて代替燃料の供給 オ 災害応急復旧の早期実施
一般社団法人静岡県LPガス協会 (中部支部藤枝地区会)	ア ガス供給施設の防災対策及び災害時における供給対策 イ 被災施設の調査及び復旧 ウ 需要家へのガス栓の閉止等の広報 エ 必要に応じた代替燃料の供給の協力
しずてつジャストライン株式会社 (岡部営業所)	ア 通行路線の危険箇所及び車両避難地の調査 イ 車両通行状況の広報及び滞留旅客の避難誘導 ウ 通行中の車両に対する情報の伝達 エ 車両通行中止及び乗客の避難誘導
一般社団法人静岡県トラック協会 一般社団法人静岡県バス協会 商業組合静岡県タクシー協会	ア 災害対策に必要な物資及び人員等の輸送確保 イ 災害時の応急輸送対策
静岡県道路公社	ア 管轄する道路の建設及び維持管理 イ 交通状況に関する関係防災機関との情報連絡 ウ 緊急輸送路確保のための応急復旧 エ 県公安委員会が行う緊急交通路確保に関する交通規制への協力 オ 地震発生時に消防機関が行う消火活動、救助活動への協力
静岡放送株式会社 株式会社テレビ静岡 株式会社静岡朝日テレビ 株式会社静岡第一テレビ 静岡エフエム放送株式会社	気象予警報、災害情報その他あらかじめ県と締結した災害時における放送要請に関する協定に基づく災害広報
一般社団法人静岡県医師会 一般社団法人静岡県歯科医師会 公益社団法人静岡県薬剤師会 公益社団法人静岡県看護協会 公益社団法人静岡県病院協会	ア 医療救護施設等における医療救護活動の実施 イ 検案 (公益社団法人静岡県薬剤師会、公益社団法人静岡県看護協会及び公益社団法人静岡県病院協会を除く。) ウ 災害時の口腔ケアの実施 (一般社団法人静岡県歯科医師会)
一般社団法人静岡県警備業協会	災害時の道路、交差点等での交通整理支援
公益社団法人静岡県栄養士会	ア 要配慮者(※)等への食料品の供給に関する協力 イ 指定避難所における健康相談に関する協力
一般社団法人静岡県建設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力
富士山静岡空港株式会社	ア 緊急事態を想定した訓練の実施 イ 緊急事態発生時の静岡空港現地対策本部の設置 ウ 空港利用者の避難場所等の確保及び調整 エ 空港利用者の安否情報、被災情報の集約等 オ 大規模な広域防災拠点としての応援部隊等の受入支援

(※) 要配慮者…高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦その他の特に配慮を要する者

8 公共的団体等及び防災上重要な施設の管理者

機 関 名	処理すべき事務又は業務
一般社団法人志太医師会 一般社団法人藤枝歯科医師会	ア 医療救援施設等における医療救護活動の実施 イ 検案時の協力
一般社団法人藤枝薬剤師会 藤枝薬業組合	災害時における医薬品の調達及び供給に関する協力
藤枝商工会議所	ア 藤枝市が行う商工業関係の被害調査についての協力 イ 災害時における物価安定についての協力 ウ 救済用物資、復旧資機材等の確保についての協力
大井川農業協同組合	ア 農林水産物の被害調査についての協力 イ 災害時における農産物の確保 ウ 農林水産物等の災害応急対策についての指導
藤枝市建設業関係団体	災害時における応急復旧対策についての協力
災害時における相互応援協定 又は協力協定の締結団体（藤 枝市と協定を締結した事業者 及び団体）	協定内容に基づく事務及び業務の遂行
自主防災組織	ア 地域住民に対する防災意識の普及 イ 防災資機材の備蓄 ウ 防災訓練の実施 エ 災害時の避難行動、救出救護活動、避難生活等に対する計画の策 定 オ 災害時においては、被災者の救出・救助、地域の被害拡大の防止、 各種情報の伝達及び避難生活の維持に努める。 カ 藤枝市が行う防災活動及び災害復旧活動についての協力
藤枝市消防団	ア 地域住民に対する防災意識の普及 イ 防災資機材の備蓄 ウ 防災訓練の実施 エ 災害時の避難行動、救出救護活動、避難生活等に対する計画の策 定 オ 災害時においては、被災者の救出・救助、地域の被害拡大の防止、 各種情報の伝達及び避難生活の維持に努める。 カ 藤枝市が行う防災活動及び災害復旧活動についての協力
防災上重要な施設の管理者	ア 所管にかかる施設について災害予防体制の整備 イ 防災に関する保安措置、応急措置の実施 ウ 災害時における災害応急措置 エ 市その他防災関係機関の防災活動についての協力

9 自衛隊

機 関 名	処理すべき事務又は業務
陸上自衛隊東部方面隊 第一師団第34普通科連隊	ア 災害時における人命又は財産保護のための救援活動 イ 災害時における応急復旧活動

海上自衛隊横須賀地方総監部	ア 災害時における人命又は財産保護のための救援活動 イ 災害時における応急復旧活動
航空自衛隊第1航空団 (浜松基地)	ア 災害時における人命又は財産保護のための救援活動 イ 災害時における応急復旧活動

第4節 市の概況

1 自然的条件

(1) 位置・地勢

本市は、東経138度15分、北緯34度52分で太平洋に近く、静岡県ほぼ中央に位置し、静岡市、島田市、焼津市に隣接し、北部は、赤石山系の南縁に接する森林地帯で、海拔871mの主峰高根山から発する瀬戸川は市内を貫流し、駿河湾に注いでいる。また、北部より瀬戸川、朝比奈川沿いの平坦地区山麓に茶園が開かれ、茶産地を形成している。中部は、北部からつながる丘陵地の山地と、そこからひろがる平坦地からなり、南部にかけて市街地が形成されている。南部は、大井川下流の左岸で、平坦肥沃な志太平野の中央部に位置している。

また、東京と名古屋の間にあり、J R東海道線や東名高速道路、新東名高速道路、国道1号など交通の便も良く、東海道ベルト地帯の交通の要衝となっているほか、新東名高速道路藤枝岡部インターチェンジ、東名高速道路大井川焼津藤枝スマートインターチェンジや、富士山静岡空港の活用もでき、多方面への移動が容易にできる環境となっている。今後、国道1号藤枝バイパス4車線化の事業化が決定されており、ますます利便性が期待できる。

(2) 地形、地質

本市は南北に長く、中央部から北側は山地・丘陵が占め、南側及び河川沿いは沖積低地で比較的堅硬である。低地は、大井川とJ R東海道本線に挟まれた一帯は砂礫を主体とする扇状地で、瀬戸川及びその支流沿いには、谷底低地、氾濫平野等が位置する。部分的に見ると、高草山系は粗面玄武岩と頁岩により構成され、北部は頁岩互層と砂岩より構成されている。

(3) 気候

本市は、太平洋には面していないものの、東海地方特有の海洋性気候の影響を大きく受け、四季を通じて温暖な気候である。

しかし、平坦地と山間地との温度差が大きく、冬には、市南部において強風が吹き、北部の山間部においては積雪がみられる。

平均気温は18.2℃、年間雨量は山間部の高根山付近では、3,319mmであり、最大雨量は6月の746.0mmである。これは、天城、井川、梅ヶ島と並び多くの降水量がある。(気象庁2023データ等より)

■気象（資料編9-2）

(4) 面積

東西16km、南北22kmに広がる市の総面積は194.06km²で、県全体の2.5%を占めており、県内自治体中、第10位の面積である。

■地形の概要（資料編9-1）

2 社会的条件

(1) 人口・世帯

本市の人口は、令和6年10月末現在で、140,016人（外国人含む）、61,999世帯である。

(2) 建物

本市の住宅は、平成30年住宅・土地統計調査によれば、51,820戸であり、このうち約7

割の36,250戸が木造の一戸建となっている。近年、分譲マンション等の中高層の共同住宅が東海道本線藤枝駅周辺等に建設されている。

(3) 道路

本市は、東名高速道路、新東名高速道路、国道1号藤枝バイパス、県道島田岡部線（県道381号）が東西に走り、日本の東西交通の要衝となっている。

令和5年4月現在で高速自動車国道2路線約14.3km、一般国道1路線約15.0km、県道20路線約130.5km、市道3,602路線約1,055.2kmの総路線数3,625路線、総延長約1,215.0kmとなっている。

市内で交通量の多い道路は、令和3年度全国道路・街路交通情勢調査によると、東名高速道路（焼津～吉田で約37,700台/日）、新東名高速道路（藤枝岡部～島田金谷で約52,800台/日）、国道1号藤枝バイパス（谷稲葉付近で約36,600台/日）、県道島田岡部線（県道381号）（青木二丁目付近で約17,300台/日）である。

(4) 橋りょう

本市域の道路にかけられている橋りょうは、令和6年3月現在で1,215橋である。

(5) 鉄道

本市内を通る鉄道は、東海道本線、東海道新幹線（JR）であり、駅のある東海道本線藤枝駅周辺は、商業の中心として重要な位置を占めている。また、静岡市等への通勤・通学等による鉄道利用者も多く、藤枝駅の乗車人員は1日平均9,645人（令和3年度）である。

(6) その他

また、デジタル技術の発達により、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化の促進とともに、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備、津波を含むあらゆる災害に関する防災教育、訓練、避難の確保等におけるデジタル技術の活用など、効果的・効率的な防災対策を行う必要がある。

第5節 予想される災害と地域

1 災害の種類

この計画において、災害とは暴風雨、豪雨、洪水、地震等の自然現象によるものと、大規模な火災、爆発等の人為的原因により生ずる大規模被害をいう。

2 想定される災害の基準

災害の想定に当たっては、藤枝市の気象、地理的条件、社会環境等を考慮し、過去に発生した災害を基準として想定する。

■藤枝市における災害（風水害）の記録（資料編8-1）

■静岡県地方に大災害を引き起こした台風（資料編8-2）

■藤枝市内の火災状況（資料編8-3）

(1) 台風

1958（昭和33）年9月に来襲した狩野川台風級の大型台風が御前崎付近から上陸し、藤枝市を横断した場合を想定する。

(2) 集中豪雨

1974（昭和49）年7月7日から8日にかけての台風8号及び梅雨前線による大雨程度の降雨があった場合を想定する。

(3) 火災

1940（昭和15）年1月の静岡大火と同規模の火災が発生した場合を想定する。

(4) 地震・津波

「地震・津波」については、駿河湾から遠州灘にかけての海域には、大陸プレートと海洋プレートの境界を成す駿河トラフや南海トラフが、また相模湾には同様に相模トラフが存在し、海溝型の巨大地震とそれに伴う津波が繰り返し発生してきた。内陸では、糸魚川

ー静岡構造線や中央構造線などの大きな地質構造線が存在し、また、富士川河口断層帯や伊豆半島の丹那断層などの活断層が存在し、内陸直下型の被害地震を発生させてきた。

静岡県における近年の大地震としては、1930（昭和5）年の北伊豆地震（M7.3）、1935（昭和10）年の静岡地震（M6.4）、1944（昭和19）年の東南海地震（M7.9）、1974（昭和49）年の伊豆半島沖地震（M6.5）、2011（平成23）年の静岡県東部の地震（M6.4）などがある。

とりわけ静岡県に著しい被害を発生させるおそれがあり、その発生の切迫性が指摘されている東海地震は、駿河湾から遠州灘を震源域とするM8クラスの巨大地震である。東海地震の震源域では、100年から150年間隔で巨大地震が繰り返し発生しているが、1854（嘉永7）年の安政東海地震発生後、150年以上もの間、大地震が発生しておらず、地震活動の空白域となっている。

最近では、1996（平成8）年10月の川根町（現島田市川根町）直下を震源とするM4.6の地震や、2001（平成13）年4月の静岡市の一部で震度5強を記録したM5.3の地震は、影響は小さいと考えられるものの、プレート境界の固着状態に影響を与えた可能性があり、2009（平成21）年8月の駿河湾を震源とするM6.5の地震では、初めて東海地震観測情報が出され、気象庁地震防災対策強化地域判定会委員打合せ会において「東海地震に結びつくものではない」と判断されたが、東海地震の切迫性が一段と進んだ可能性があることが指摘された。現在、静岡県内には約500箇所の地点に各種の観測機器が設置され、地震や地殻変動等の観測を行っている。

今世紀前半には前回発生から100年を迎える東南海地震や南海地震について、その発生の可能性の高まりが指摘されており、このまま東海地震が発生することなく推移した場合、東海地震も含め、これらの地震が連動して発生する可能性や、時間差を持って発生する可能性も考えられる。

なお、静岡県では2011（平成23）年3月の東日本大震災の教訓を踏まえ、第4次地震被害想定第1次報告（駿河トラフ・南海トラフ沿いと相模トラフ沿いで発生する海溝型の地震について、発生頻度が比較的高く、発生すれば大きな被害をもたらす地震・津波（以下、本計画において、「レベル1の地震・津波」という。）と、発生頻度は極めて低い、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波（以下、本計画において、「レベル2の地震・津波」という。）（以下、本計画において、2つを併せて「レベル1・2の地震・津波」という。）に分けて、自然現象の想定、人的・物的被害の想定等を行ったもの）によれば、駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震・津波では、最悪10万人を超える死者数の発生が想定されている。

このほかに、神奈川県西部や山梨県東部、伊豆半島、静岡県中部などを震源とする地震へも注意を払っておく必要がある。

このような中、地震の規模や発生時期の予測は不確実性を伴うものであり、現時点において、地震の発生時期や場所・規模を確度高く予測する科学的に確立した手法はないことから、東海地震のみに着目した従来の「東海地震に関連する情報」の発表（地震発生の予知）は行わないことになった。これに替わり、地震発生の切迫性の観点から「南海トラフ地震に関連する情報」の発表が行なわれることとなった。

以下、本計画において、駿河トラフ・南海トラフ沿いと相模トラフ沿いで発生するレベル1・2の地震・津波、神奈川県西部の地震その他静岡県において注意すべき地震、当該地震に起因する津波及びこれらに伴う災害のことを「東海地震等」という。

（5）原子力災害

「原子力災害」については、県内には、浜岡原子力発電所があり、万一の事故による放射性物質の大量放出に伴う災害対策が必要である。

静岡県では、国の原子力災害対策指針を踏まえ、原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を、御前崎市、牧之原市、菊川市、掛川市、吉田町、袋井市、焼津市の全域、藤枝市、島田市、森町、磐田市の一部地域としている。（詳細は「静岡県地域防災計画（原子力災害対策編）」参照）。

なお、発電所内で環境への影響のないトラブル等が発生した場合にも、原子力発電所に対する市民の関心は高いことから、適切な広報・情報伝達が必要である。

(6) その他

下記内容により甚大な被害が生じた場合を想定する。

ア 風水害

瀬戸川水系の各河川は、古くから流域の気象・地形特性により数多くの水害が発生している。近年の河川改修とともに砂防施設も整備され、土砂流出による被災は減少しつつある。

しかしながら、上流部や支川では整備が遅れ、浸水被害が発生している。

また、新東名高速道路のインターチェンジ、パーキングエリアが建設された。今後、流域の土地利用の高度化に拍車がかかることが想定されることから、内水氾濫・洪水の発生が懸念される。

さらに、瀬戸川沿いの背後地は密集市街地を抱え、人口、資産が集中しており、洪水が発生した場合には、壊滅的な被害が予想される。

イ 地すべり、山・がけ崩れ等

山間地域が多い本市においては、山地及び斜面において大雨又は地震による地すべり、山・がけ崩れ等が起りやすく、道路途絶等の被害が予想される。災害履歴の調査によると、主な災害時には瀬戸谷地区、稲葉地区、葉梨地区、岡部地区などにおいて山・がけ崩れや土砂の流入の発生により、住家、農地、道路、橋りょうなどが被害を受け、地区交流センター等への避難や道路の通行不能といった状況に度々見舞われている。

ウ 火災等

一般火災について、本市の冬季は比較的乾燥しやすく、強風地域も少なくないため、一度火災が発生すると、大火災の可能性も含んでおり十分な警戒が必要である。

また、近年、大規模小売店舗、ホテル、マンション等、多数の人々が滞留する建築物が増加しつつあり、同時にマンションの高層化も進んでいるため、これらの施設でいったん火災が発生した場合には、消火の困難性とあいまって多数の人命が損なわれる危険性が高まっている。また、都市ガスやプロパンガス等による大規模な爆発事故にも注意を要する。

エ 事故

東海道のほぼ中央に位置し、交通量も多いことから東名高速道路、新東名高速道路、国道1号バイパス、J R東海道本線及び新幹線の事故への十分な配慮が必要である。また、静岡空港に近く、航空機事故においても、ひとたび事故が生じると、乗員・乗客のみならず、地上にいる住民も巻き込む大惨事となってしまう危険性もある。

オ 複合災害・連続災害

1つの災害が他の災害を誘発し、それが原因となって、あるいは結果となって全体としての災害が大きくなることを意識し、より厳しい事態を想定した対策を講じることが必要である。

静岡県の場合、南海トラフ巨大地震などの大規模地震の発生に伴い、大規模事故や浜岡原子力発電所の事故が複合的に起こるなど最悪の事態を想定する必要がある。

また、過去には、1707（宝永4）年10月28日に宝永地震（M8.6）が発生し、49日後に富士山の宝永噴火が始まった例もあり、海溝型巨大地震の前後に連続して富士山が噴火する場合も想定しておく必要がある。

第2章 災害予防計画

この計画は、災害を未然に防止するとともに、災害が発生し、又は発生するおそれがある時（以下「災害時」という。）における被害の軽減を図ることを目的とし、平素から行う措置について定めるものとする。また、社会情勢の変化に伴う災害脆弱性の高まりについて十分配慮しつつ防災対策を推進するものとする。

この計画における河川、道路・橋りょう及び農地の災害予防計画、火災予防計画、危険物施設及びガスの保安計画については、「地震対策編」、「風水害対策編」、「大火災対策編」、「大規模事故対策編」によるものとする。

第1節 河川の災害予防計画

（風水害対策編 第2章 災害予防計画 第1節「河川災害予防計画」に準ずる。）

第2節 道路・橋りょう災害予防計画

（風水害対策編 第2章 災害予防計画 第2節「道路橋りょう災害防除計画」に準ずる。）

第3節 砂防・地すべり・がけ崩れ等予防計画

（風水害対策編 第2章 災害予防計画 第3節「砂防・地すべり・がけ崩れ等予防計画」に準ずる。）

第4節 農地災害防除計画

（風水害対策編 第2章 災害予防計画 第4節「農地災害防除計画」に準ずる。）

第5節 都市の防災構造化計画

1 目 的

この計画は、市民が居住する地域を災害に対し強い構造とするための構築物等の規制及び都市計画に関することを定め、災害に強いまちづくりを目指す。

2 規制区域の指定

建築物の建築等の規制区域の指定は、防災都市建設の前提であり、防火地域等の指定を行うとともに災害予想区域の指定について検討し、その区域の適正化に努める。

3 耐震・耐火建築物の建築促進

都市の耐震化及び不燃化を促進するため耐震・耐火建築物の普及について関係機関と連携するものとする。

4 市街地の土地利用

（1）地域地区

都市計画法に基づく用途地域の定めにより、住居、商業、工業等の土地利用の適切な誘導を図る。

（2）防火地域及び準防火地域

市街地の安全性を高めるため、市民の協力を得て防火・準防火地域の拡大に努めるものとする。

5 公共建築物の耐震・耐火対策

公共建築物については、その性質上、指定避難所等の役割を担っており、速やかに耐震・耐火建築物に改善するよう努めるものとする。特に地区交流センター等は災害時における指定緊急避難場所又は地区防災拠点に位置づけられており、市民と密接なつながりを有するので、これらの施設の耐震・耐火の促進を図るものとする。

6 都市計画道路の整備

都市計画道路の中には緊急輸送ルートとして指定されているものもあり、災害発生時にはそれ以外にも避難路及び防火帯としての役割を果たす等、災害予防上重要な施設である。このため、街路の被災により交通が途絶した場合には、救助活動、復旧作業及び市民の経済活動に重大な影響を及ぼすので、この点を十分配慮して都市計画道路の整備を促進するものとする。

7 都市施設の防災機能強化と整備

学校、公園、緑地、広場等は街路とともに重要な防災施設であり、災害時には指定避難所あるいは火災発生時の延焼・飛火を防ぐ防火帯となり、応急救助活動、物資集積の基地又はヘリポートとして利用できるよう計画的な整備に努めるものとする。

(1) 学校施設

児童生徒の安全確保はもとより、指定避難所として活用するため、校舎及び体育館の耐震化を推進する。

(2) 公園・緑地・広場等

地域住民の安全確保のため、防災拠点や一次避難場所として公園・広場等の有効な活用と、緑地や樹木などの防火緩衝機能強化を図りながら、周辺住民の利便に配慮して計画的な整備に努めるものとする。

■都市公園一覧表（資料編 9-12）

■その他の公園一覧表（資料編 9-13）

■ふれあい広場一覧表（資料編 9-14）

8 市街地の開発

密集した既成市街地の狭隘な街路の拡幅、公園などの公共空間の確保と土地の合理的な高度利用を進め、市街地の防災・防火に対処するものとする。

9 開発行為の規制

開発行為の許可に際しては、無秩序な開発による生活環境の悪化、がけ崩れ、溢水等の災害を防止するための措置や、よう壁の設置、排水施設の整備、空間地の確保等について防災上の観点から十分な対策をとるよう指導を行い、開発許可制度の的確な運用を図る。

10 道路・橋りょうの整備及び点検

応急復旧活動などに重要な使命をもつ道路・橋りょうの整備及び点検を推進する。

(1) 幹線道路

災害発生時の緊急輸送、避難、火災防御等における幹線道路の防災上の役割を充実させるため、幹線交通体系の整備を図るとともに、道路の拡幅・改良の実施に努める。

(2) 一般市道

市民の快適な生活を確保するとともに、災害に対する安全性の向上を図るため、道路改良工事、舗装工事及び歩車道の分離を推進するとともに、狭隘道路の拡幅整備の促進に努める。

(3) 道路橋

予防的な改修及び計画的な架替えを図り、発災後に備えたライフラインの確保を目的とするため「橋りょう長寿命化修繕計画」の策定と併せて、橋りょう点検を実施する。

■主要幹線道路の概要（資料編 9-11）

11 建築物の防災

建築物の安全を期するために建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）又は消防法（昭和 23 年法律第 186 号）による建築物の検査及び指導を強化するとともに、準防火地域等の各種指定区域内における建築物の規制及び特殊建築物、大規模建築物の構造制限による規制等により建築物の不燃化及び耐震化の促進と火災予防の徹底を図る。

（１）建築指導行政の強化

県と協同して、「建築基準法」第12条に基づき、ホテル等の特殊建築物の現場査察を実施する等、構造上及び防火上欠陥のあるものに対しての行政指導体制を強化する。

（２）特殊建築物の予防査察

「消防法」第 4 条及び同第16条の 5 に基づき、映画館、百貨店、ホテル、病院、キャバレー等の特殊建築物の現場査察を実施し、構造上及び防火上欠陥のあるものに対しての行政指導体制を強化する。

（３）災害危険区域等

「建築基準法」第39条に基づく災害危険区域や、「土砂災害防止法」第 6 条に基づく土砂災害警戒区域及び第 8 条に基づく土砂災害特別警戒区域の指定により、土砂災害等の防止のための建築規制又は指導を実施する。

第 6 節 通信施設等整備改良計画

1 目 的

この計画は、災害対策本部、各地区の防災拠点である地区交流センター、岡部支所（以下「各地区防災拠点」という。）並びに防災関係機関との通信を明らかにするとともに、市の実施すべき事項又はこれに付随する関係機関の協力事項を明記して、情報連絡に支障がないよう措置することを目的とする。

また、電気通信事業者は、災害時における情報通信の重要性にかんがみ、災害時の通信手段確保のため、防災行政無線等の情報通信施設の耐震性の強化及び大規模停電時を含む停電対策、情報通信施設の危険分散、通信路の有線及び無線の多ルート化、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築などの防災対策の推進を図るとともに、非常用移動無線機、非常用移動電話局装置及び非常用移動電源車等の配備、安全な設置場所の確保など、多様な手段の確保に努める。

2 通信方法等

災害関係の予警報の受信伝達、情報の収集、指揮命令の伝達等において災害応急対策諸活動の基盤となる有線通信施設及び無線通信施設については、防災体制に合わせて整備するとともに、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努めるものとする。

また、災害時に孤立が予想される地域について、衛星携帯電話などにより、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備に努めるとともに、定期的な保守点検を実施し、必要に応じて機器の改善を図る。

（１）有線通信施設

有線通信施設は、次に掲げる該当事項について、必要な措置を講ずるものとする。

- ア 設置に当たっては、災害時にもっとも被害が少ない取付位置を選定する。
- イ 転倒が予想される機器は、壁面に固定させる。
- ウ 停電時に備え、予備電源を設置する。
- エ 不良箇所発見の場合は、ただちに修理を行い整備する。
- オ 作動状態、老朽状態等を常に監視して、常時使用可能な状態を保つよう整備する。

（２）無線通信施設

無線通信施設は、次に掲げる該当事項について必要な措置を講ずるものとする。

- ア 災害時には経験豊かな無線従事者を配置するものとする。

- イ 固定局、基地局は停電に備え、自家発電設備を設置し、常に作動可能な状態で保守管理するものとする。
- ウ 移動局は、局ごとに常時使用可能な状態を保つよう蓄電池の充電・点検を行う。
- エ 送受信機、電源設備、空中線の点検及び清掃に配慮する。

3 通信系統

災害の発生もしくは発生するおそれがある場合における情報の収集又は伝達のための通信系統を明らかにしておく。

- 防災情報通信系統図（資料編 1-3）
- 災害対策本部無線系統図（資料編 3-8）

4 通信手段

- (1) 防災行政無線（基地局を藤枝市災害対策本部に置き、必要に応じ移動局を設置するものとする。）
 - 防災行政無線移動系（基地局・移動局）設置場所一覧表（資料編 3-1）
 - 静岡県デジタル260MHz帯移動系市町共用システム設置場所一覧表（資料編 3-2）
 - 防災相互無線設置場所一覧表（資料編 3-3）
 - 防災行政無線固定系（同報親局・同報子局）設置場所一覧表（資料編 3-4）
 - 防災行政無線（同報戸別受信機）設置場所一覧表（資料編 3-5）
- (2) 消防無線
 - 消防無線一覧表（資料編 3-6-1～4）
- (3) 水道無線
 - 水道無線一覧表（資料編 3-7）
- (4) 衛星携帯電話
 - 衛星携帯電話一覧表（資料編 3-8）
- (5) 防災相互無線
- (6) 静岡県総合情報ネットワーク
- (7) NTT加入電話

5 障害のある方への情報伝達体制の整備

- (1) 市は、障害の種類及び程度に応じて障害者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。
- (2) 市は、障害の種類及び程度に応じて障害者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

第7節 火災予防計画（市・志太消防本部）

（大火災対策編 I 大火災対策計画 第2章 火災予防計画 に準ずる。）

第8節 防災関係施設及び設備の整備計画

1 水防関係

水防活動が円滑かつ迅速に実施できるよう水防倉庫を適正に配置し、合わせて実施に必要な資機材を確保すると共に、雨量観測網の整備を図る。

- (1) 水防倉庫
主要河川の沿岸その他重要な水防区域、危険箇所等の適地に水防倉庫を設置し、水防活

動に必要な杭、土のう、スコップ、掛矢等の水防資材を確保するとともに、毎年、資機材の補充及び点検整備を実施する。

(2) 雨量観測網の整備

雨量を観測し、降雨情報を収集する。

雨量計設置箇所一覧表

観 測 所	設 置 位 置	観測所管理者
藤枝市役所	藤枝市岡出山	藤枝市
藤枝市岡部支所	藤枝市岡部町岡部	藤枝市
藤枝市青島南地区交流センター	藤枝市青葉町	藤枝市
西北ポンプ場	藤枝市西方	藤枝市
藤枝市大洲地区交流センター	藤枝市大洲	藤枝市
高根山	藤枝市瀬戸ノ谷	気象庁静岡地方気象台
藤枝	藤枝市瀬戸新屋	静岡県
瀬戸谷	藤枝市滝沢	静岡県
宮島	藤枝市岡部町宮島	静岡県

2 消防関係

多様化・特殊化する災害に対処するため、消防署、消防車両、消防水利、消防通信施設、救助用資機材等の整備を含めた総合的な消防力の充実強化を行い、災害の予防、被害の拡大防止、救助救出活動等、実戦能力の高い消防体制の整備を積極的に図る。

(1) 消防署の整備

都市化の進展に対応した消防署の整備充実を実施する。

(2) 消防車両の整備

消火、救急、救助、特殊災害対策用車両等の配備や装備の高度化を図り、消防活動の効率的運用と円滑化を推進する。

(3) 消防水利の整備

「消防水利の基準（昭和39年消防庁告示第7号）」に基づき整備する消防水利のうち、防火水槽は耐震構造とし、計画的に整備を進めるものとする。

(4) 消防通信施設の整備

指揮、命令、情報交換等、連絡系統の充実を図り、消防活動の円滑化を推進するため、高度情報化に対応した通信施設の整備を推進する。

(5) 救助用資機材の整備

自然災害はもとより、危険物、ガス、放射性物質等に起因する都市型災害にも対応できる各種資機材の整備を図る。

■消防ポンプ自動車及び付属車両配置状況<藤枝管内・焼津管内>（資料編4-14）

■消防ポンプ自動車及び小型動力型ポンプ付積載車配置状況<消防団>（資料編4-15）

■消防特殊器具一覧表（資料編4-16）

■消防団詰所一覧表（資料編4-17）

■消防水利状況（資料編4-18）

3 避難関係

市は、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保されるまで一時的に避難する指定緊急避難場所及び被災者が一定期間避難生活を送るための指定避難所等をあらかじめ指定する。

■指定避難所施設一覧表（資料編4-6）

(1) 指定緊急避難場所

大雨や台風等により洪水、土砂災害、内水の危険が切迫した緊急時において安全が確保されるまで一時的に、生命を守るために緊急的に避難する施設または場所を選定する。

(2) 指定避難所

避難した者等が災害の危険がなくなるまで一定期間滞在し、又は災害により居住場所を確保できなくなった者等の一時的な生活の場として指定する。指定に当たっては、災害に対し安全な施設で生活関連物資を被災者に配付することができる施設を基本とし、校舎等についてはおおむね6㎡あたり1名、体育館については、おおむね3㎡あたり1名とし、100名以上受入可能な施設を選定する。

(3) 福祉避難所

避難生活者のうち、多くの一般避難者と一緒に避難生活を送ることが困難な要配慮者のために、施設がバリアフリー化されている等、要配慮者の利用に適しており、人的要員の確保が比較的容易である社会福祉施設等を、あらかじめ福祉避難所として指定する。

(4) 帰宅困難者等一時滞在施設

災害時に帰宅が困難となった人等の一時滞在のために、民間事業者の協力が得られる民間施設等を、帰宅困難者等一時滞在施設としてあらかじめ指定する。

■帰宅困難者避難施設一覧表（資料編4-35）

4 上下水道関係

(1) 上水道施設

市民の日常生活に直結する上水道は、災害時においても最小限の給水機能が確保できるよう取水場、浄水施設等、主要な施設について補強及び防護施設の整備に努めるとともに、非常用の補助動力施設・装備の促進を図るものとする。

ア 上水道の主要施設については、地質及び地盤の状況を調査し、整備補強を実施していくものとする。

イ 必要な取水及び配水施設については、災害時において給水能力を確保するため、自家発電装置等の予備動力の設置を推進するものとする。

ウ 取水・浄水設備については、各機器の整備点検を徹底し、特に取水ポンプ、送水ポンプの注油及び電気配備系路の保守点検等に留意するものとする。

(2) 下水道施設

災害時における排水機能並びに下水処理機能の確保を図るため、浄化センター、管渠、ポンプ場等の施設の改善整備に努めるものとする。

ア ハード面の整備

(ア) 浄化センター等施設の特長から災害における停電等による施設の運転停止を防止するため、浸水防止施設の整備促進を図るとともに、電気（自家発電設備を含む。）及び機械設備の保守点検に万全を期する。

(イ) 管渠等については、溢水を防止するため、清掃及び保守点検に努めるとともに整備を図る。

イ ソフト面の整備

(ア) 災害発生時に備え、重要な管路施設について巡視体制を整える。また、危険箇所や被害を受けやすい場所等を把握する。

(イ) 災害時に必要な資器材を整備し、応急措置の手順等を整える。

(ウ) 管渠等の破損箇所の把握等の災害時における情報収集・伝達手段を整備する。

(エ) 災害時に対応できる組織・体制を確立する。

5 農業集落排水施設等

災害時における排水機能並びに下水処理機能の確保を図るため、農業集落処理施設及び管渠等施設の改善整備に努めるものとする。

(1) 農業集落排水施設等の特長から、災害時における停電等による施設の運転停止を防止するため、浸水防止施設の整備促進を図るとともに、電気（自家発電設備を含む。）及び機械設備の保守点検に万全を期する。

(2) 管渠等については、溢水を防止するため、清掃及び保守点検に努めるとともに、整備を図る。

第9節 危険物施設保安計画

(大火災対策編 II 大爆発対策計画 第2章 災害予防計画 第2節「危険物災害予防計画」に準ずる。)

第10節 ガス保安計画

(大火災対策編 II 大爆発対策計画 第2章 災害予防計画 第1節「ガス災害予防計画」に準ずる。)

第11節 道路鉄道等災害防止計画

1 主 旨

この計画は、道路管理者及び鉄道事業者による、豪雨、積雪、地震等異常気象時における道路、鉄道等交通の危険防止対策について定める。

なお、この計画は、「大規模事故対策編」によるものとする。

2 道路交通の災害防止対策

道路管理者は、豪雨、積雪、地震等の異常気象時における道路の交通の危険防止のため、管轄する道路について次の業務を行う。

- (1) 安全設備等の整備
- (2) 防災体制の確立（情報連絡を含む）
- (3) 異常気象時の通行規制区間の指定
- (4) 通行規制の実施及び解除
- (5) 通行規制の実施状況に関する広報

3 鉄道の災害予防対策

鉄道事業者は、列車事故災害を防止するため、安全施設等を整備するとともに、防災体制の確立を図り、異常気象時においては、あらかじめ定める運転基準により列車の運転中止等を行う。

- (1) 安全施設等の整備
 - ア 道路との立体交差等、安全施設の整備を図る。
 - イ 路線の盛土、法面箇所等の改良工事を実施し、防災構造化の推進を図る。
- (2) 防災体制の確立

動員、情報の収集、伝達の方法、関係機関との協力体制、対策本部の運営等について整備を推進し、防災体制の確立を図る。
- (3) 異常気象時における運転の停止等

豪雨、積雪等の異常気象時においては、列車の運転中止等を行う。
- (4) 運行規制の実施状況に関する広報

第12節 防災知識の普及計画

地震等による被害を最小限にとどめるため、市職員をはじめ、市民及び各組織等を対象に地震等の防災に関する知識と防災対応を啓発指導し、個々の防災力向上を図る。

また、災害対策関係職員及び住民に対する災害予防あるいは災害応急対策等に関する防災知識の普及は、国が決定した国民運動の推進の主旨も踏まえ、おおむね次により行うものとする。

区 分	内 容
教 育 機 関	防災に関する教育の充実に努める。
市	・多様な主体が関わる地域コミュニティにおいて、防災に関する教育の普及促進を図る。 ・防災知識の普及、訓練を実施する際、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。 ・被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるとともに、「男女共同参画の視点からの防災手引書」なども活用し、男女共同参画の視点からの防災知識の普及及び防災対策を推進する。 ・家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。 ・専門家の知見も活用しながら、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するよう努める。

1 防災知識の普及方法

市は、様々な場面での総合的な教育プログラムを教育の専門家や現場の実務者等の参画の下で開発するなどして、津波災害と防災に関する市民の理解向上に努めるほか、防災知識の普及は次の方法により行う。

区 分	内 容
職員及び関係者に対する普及	防災関係機関における災害対策関係職員の防災体制、適正な判断力等をあらゆる機会を利用してその徹底を図る。
社会教育、学校教育を通じての普及	災害の種類、原因等についての科学的知識並びに災害予防措置、避難方法を学習内容等に組み入れ、社会教育及び学校教育の全体を通じて、防災教育の徹底を図る。 また、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。
ラジオ・テレビ・新聞、印刷物等による普及	市民等に対し、その時期に応じてラジオ・テレビ・新聞等の広報媒体を通じ、又、印刷物等を作成・配布し防災知識の高揚を図る。
映画、スライド、講演会等による普及	防災関係者並びに市民等に対し、映画、スライド、講演会を適宜開催しその普及を図る。
県ホームページ、アプリ「静岡県防災」、「藤枝市防災」による普及	市民等に対し、静岡県ホームページや静岡県総合防災アプリ「静岡県防災」、藤枝市防災アプリ「藤枝市防災」を通じ、ハザードマップの確認、防災知識の習得や避難トレーニングなど災害から命を守るための知識の普及を図る。

2 普及すべき内容

防災知識の普及に当たっては、周知徹底を図る事項を重点的に普及するものとする。普及事項は、おおむね次のとおりである。

普及事項	(1) 防災気象に関する知識 (2) 防災の一般的知識 (3) 市地域防災計画の概要 (4) 自主防災組織の意義 (5) 災害危険箇所に関する知識 (6) 災害時の心得 ア 災害情報等の聴取方法 イ 停電時の心構え ウ 早期避難の重要性、避難行動への負担感・過去の被災経験等を基準とした災害に対する危険性の認識・正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミング
------	--

	を逸することなく適切な行動をとること、指定緊急避難場所・指定避難所・安全な親戚・知人宅や職場・ホテル・旅館等の避難先・避難路等の事前確認の徹底 エ 食料、飲料水、携帯トイレ等、在宅で生活を継続するための準備 オ 指定避難所の適正な運営 カ その他の災害の態様に応じ、取るべき手段方法等 キ 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方や企業・学校の計画的な休業・休校等について ク 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に家屋の内外の写真を撮影する等、生活の再建に資する行動 (7) 要配慮者及び男女双方の視点並びに家庭動物の飼養の有無によるニーズの違いへの配慮
--	--

3 市の実施事項

(1) 市職員に対する防災教育

市職員が、地震等の防災対策に精通し、同時に地域における防災活動を率先して行うため、必要な知識や心構えなどについて研修会等を行う。

実施に当たっては、大学の防災に関する講座等との連携、専門家の知見の活用等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等との意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるものとする。

学 ぶ べ き 知 識 等	ア 地震・津波等の防災に関する基礎知識 イ 東海地震等の災害発生に関する知識 ウ 第4次地震被害想定の内容 エ 「静岡県地震対策推進条例」に規定する対策 オ 「藤枝市地域防災計画」の内容と市が実施している地震等の防災対策 カ 地震等が発生した場合及び地震が予知された場合、具体的に取るべき行動に関する知識 キ 職員等が果たすべき役割（職員の動員体制と任務分担） ク 南海トラフ地震に関連する情報の意義と、これらに基づきとられる措置 ケ 緊急地震速報の意義と受信時にとるべき措置 コ 家庭の地震等の防災対策と自主防災組織の育成強化対策 サ 地震等の防災対策の課題その他必要な事項
---------------------------------	---

上記のうち、カ及びキについては、年度当初に各所属等において、職員に対し、十分に周知し、所管事項に関する地震等の防災対策について、学ぶ機会を設けること。

なお、市教育委員会は「静岡県学校安全教育目標」及び「学校の危機管理マニュアル(災害安全)」によって、それぞれ職員に対して教育を行う。

(2) 市民に対する防災思想の普及

市は、地震発生時、南海トラフ地震臨時情報発表時に市民が的確な判断に基づき行動できるよう、地震についての正しい知識、防災対応等について啓発する。

この際、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦、性的マイノリティ等要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努め、さらに、家庭動物の飼養の有無によるニーズの違いへ配慮するよう努める。

この場合、自主防災組織及び藤枝市地域防災指導員、専門的知識を持つふじのくに防災フェロー、ふじのくに防災士その他防災士等の積極的な活用を図る。また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及促進を図るものとする。

また、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーンを通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害、二次災害防止、大規模広域避難に関する総合的な知識の普及に努める。

区 分		内 容				
一 般 的 な 啓 発	啓 発 内 容	ア 東海地震等防災の基礎的な知識 イ 第4次地震被害想定の内容 ウ 「静岡県地震対策推進条例」に規定する対策 エ 突発地震等の災害が発生した場合の行動指針等の応急対策 オ 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の意義と、これらの情報発表時の行動指針等の基本的知識 カ 南海トラフ地震に関連する情報の意義と、これらの情報発表時にとるべき行動等の基本的知識 キ 緊急地震速報の意義と受信時にとるべき措置 ク 地域及び事業所等における自主防災活動及びそれらの連携の重要性 ケ 防災関係機関等が講ずる災害応急対策及び地震防災応急対策 コ 山・がけ崩れ危険予想地域等に関する知識 サ 指定緊急避難場所、避難路、その他避難対策に関する知識 シ 住宅の耐震診断及び耐震改修、ブロック塀の倒壊防止、家具の固定、ガラスの飛散防止、火災予防、非常持出品の準備等の平常時の準備 ス 居住用の建物・家財の保険・共済の加入等の生活再建に向けた事前の備え セ 消火、救出・救助、応急手当等に関する知識 ソ 避難生活に関する知識 タ 要配慮者への配慮及び男女双方の視点並びに家庭動物の飼養の有無によるニーズの違いへの配慮 チ 安否情報の確認のためのシステム ツ 地域コミュニティ等との連携による森林保全活動の重要性 テ 地域コミュニティ、文化財愛護団体等との連携による文化財保護活動の重要性 ト 指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所において被災者や支援者が性犯罪・性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないための、「暴力は許されない」意識の普及・徹底				
	手 段 ・ 方 法	・パンフレット、リーフレット、ポスター、映画フィルム、ビデオテープ及び報道機関等の媒体や防災士等の専門的知識を有する人材を活用し、地域の実情に合わせたより具体的な手法により、県と協力して普及を図る。 ・特に突然発生した地震に対する住民の行動指針について周知徹底を図る。				
社 会 教 育 を 通 じ て の 啓 発		・市教育委員会は、PTA、女性団体、青少年団体等を対象とした各種研修会、集会等を通じて地震防災に関する知識の普及、啓発を図り、市民がそれぞれの立場から社会の一員としての自覚を持ち、地域の地震防災に寄与する意識を高める。 <table><tr><td>啓発内容</td><td> ・市民に対する一般的な啓発に準ずる。 ・その他、各団体の性格等を考慮し、それぞれに合致したものとする。 </td></tr><tr><td>手段・方法</td><td> ・各種学級、講座、集会、大会、学習会、研修会等において実施する。 </td></tr></table>	啓発内容	・市民に対する一般的な啓発に準ずる。 ・その他、各団体の性格等を考慮し、それぞれに合致したものとする。	手段・方法	・各種学級、講座、集会、大会、学習会、研修会等において実施する。
啓発内容	・市民に対する一般的な啓発に準ずる。 ・その他、各団体の性格等を考慮し、それぞれに合致したものとする。					
手段・方法	・各種学級、講座、集会、大会、学習会、研修会等において実施する。					
各 種 団 体 を 通 じ て の 啓 発		・市は、各種団体に対し、研修会、講演会、資料の提供、映画フィルム等の貸出し等を通じて、地震防災思想の普及に努める。 ・これによって、それぞれの団体の構成員である民間事務所等の組織内部における防災知識の普及を促進させるものとする。 ・県及び市は、国(総務省)と協力し、研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、指定避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成を図るものとする。				

防災上重要な施設管理者に対する教育	危険物を取り扱う施設や百貨店、劇場など不特定多数の者が出入りする施設の管理者等に対し、地震防災応急計画及び対策計画の作成・提出の指導等を通じ、南海トラフ地震臨時情報発表時、警戒宣言発令時、緊急地震速報を受信した時及び地震発生時における施設管理者のとるべき措置についての知識の普及に努める。				
相談窓口等	県は、それぞれの機関において、所管する事項について、市民の地震対策の相談に積極的に応ずる。 <table border="1"> <tr> <td>総括的な事項</td><td>危機管理センター、県中部地域局</td></tr> <tr> <td>建物等に関する事項</td><td>都市建設部建築住宅課</td></tr> </table>	総括的な事項	危機管理センター、県中部地域局	建物等に関する事項	都市建設部建築住宅課
総括的な事項	危機管理センター、県中部地域局				
建物等に関する事項	都市建設部建築住宅課				

(3) 児童・生徒に対する防災教育

市教育委員会は、公立学校に対し、児童・生徒（以下「生徒等」という。）に対する地震等の防災教育の指針を示し、その実施を指導する。

住んでいる地域の特徴・災害リスクや過去の津波の教訓等について継続的な防災教育に努めるものとする。

市は、県と協力して、私立学校に対し、これに準じた教育を行うよう指導するものとする。

区 分	内 容
生徒等に対する指導	自らの安全を確保するための判断力や行動力の育成、生命の尊重や地域の安全のために貢献する心の育成、防災に関する知識・理解を深める学習等の指導を、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等、教育活動の全体を通して実践する。 ア 災害発生時の実践的な防災対応能力を身につけられるよう、学校の防災訓練の充実を図る。 イ 社会に奉仕する精神を培うとともに、防災ボランティアとして活動するための知識や技術を習得するため、学校教育だけでなく地域社会の各種の取組を活用して、ボランティア活動への参加を促進する。
応急救護の技能習得	中学生、高校生を中心に応急救護の実践的技能の修得の徹底を図る。

4 防災関係機関

東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、西日本電信電話株式会社、中日本高速道路株式会社、電力会社、ガス会社等の防災関係機関は、それぞれ所掌する事務又は業務に関する地震防災応急対策、災害応急対策、利用者等の実施すべき事項等について広報を行う。

第13節 防災のための調査研究

防災計画を有効なものとするために、災害時の事例等を科学的に調査、研究し、本市の地域特性に応じた地域防災計画の改訂に役立てる。

調 査 研 究 内 容
(1) 本市の地形、地質的素因が自然的災害の発生に当たって、どのような反応を示すか調査・検討する。 (2) 古文書など過去の災害史を通じて、どんな種類の災害が発生しているかを調査・検討する。 (3) 災害史の検討により災害発生メカニズムを理解する。 (4) 今後同様のメカニズムが他のどの場所に発生する可能性があるか、地形、地質の面から検討する。 (5) 要防災の程度を区分する。

(6) 要防災地域を対象に具体的な調査を実施する。

ア 災害の種類によっては、その地点、波及する範囲、被害の様相を予見することができる。こうした防災基礎調査の活用は従来、とかく、なおざりにされがちであったため、結果的に大きな災害をもたらすことがあった。このような点を改めるため、専門家の防災基礎調査を活用して概況の把握に努める。

イ 本市におけるこれまでの災害は特定の地域に集中していたが、今後奥地林の開発、電源開発等に伴い、山間部の災害も予想される。一方、都市化の進展に伴い都市周辺部の山地、丘陵地の宅地造成が活発に行われるようになり、宅地災害の発生が大きな問題となってきた。このような新しいタイプの災害発生を未然に防ぐため、事前に対策を検討しておく必要がある。

(7) 要防災地域の防災パトロールの実施

危険性があると判断される地域箇所については防災パトロールを強化し、災害発生を事前にキャッチする。

(8) 防災関係機関との情報交換

国、県、他市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関が策定した防災対策に関する計画、情報については、連絡を密にしてそれらとの情報交換に努める。

(9) 情報通信網の活用

情報通信分野をはじめ、めざましく進歩する科学技術を防災行政へ積極的に活用する。

1 災害発生状況調査

区 分	内 容
地 震	過去の主な地震災害の発生状況や被害を整理するとともに、観測技術やリスク評価（プレート境界型の地震、活断層型の地震）、応急対策実施状況等の資料を収集し、今後の防災対策の資料とする。
風 水 害	過去の主な風水害の発生状況を整理するとともに、浸水や地すべりに係る基礎資料を収集及び作成し、今後の防災対策の資料とする。
大 火 災	火災について、その発生時点における気象状況、被害、規模、発生地域等を把握し、今後の火災防止の資料とする。

第 14 節 防災訓練計画

1 目 的

この計画は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、迅速適切な応急対策が実施できるように、防災体制の確立と防災関係機関との有機的な連携の形成、防災意識の高揚、防災技術の習得、大規模広域災害時の円滑な広域避難の実施及び過去の災害対応の教訓の共有を目的として訓練を行うものとする。

また、市の防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。さらに、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。なお、関係機関間での協定締結などによる連携強化に当たっては、訓練等を通じて発災時の連絡先、要請手続き等の確認を行うなどにより、実効性の確保に努めるものとする。

2 訓練の種類

(1) 職員を対象とした訓練

ア 非常招集、情報伝達等の訓練

災害時に迅速な配備体制を整えるため、非常招集の発令、伝達及び通信連絡についての訓練を実施する。

イ 災害救助実務研修会

災害発生時における災害救助を的確かつ迅速に実施し、有事の際の災害救助活動の万

全を期するため、市職員を対象とした災害救助実務研修会を開催する。

ウ 図上訓練

災害発生時における応急対策活動を有機的かつ合理的に実施するため、市職員を対象として被害想定に基づく図上訓練を実施する。

(2) 水防訓練

ア 消防団等の水防技術の向上を図るため、水防に関する訓練を行う。

イ 訓練内容

(ア) 積み土のう工法

(イ) 木流し工法

(ウ) 月の輪工法

(エ) その他の水防工法全般

(3) 土砂災害に対する防災訓練

ア 土砂災害に対する意識の高揚と警戒避難体制の強化を図るため、住民の実働避難に主眼をおいた防災訓練を行う。

イ 訓練内容

(ア) 情報伝達訓練

(イ) 避難訓練

(ウ) 要配慮者関連施設及び住宅の要配慮者への支援

(エ) 土砂災害防止の啓発活動

(4) 自主防災組織の防災訓練

防災関係機関の協力のもとに、学区又は町内会・自治会、各種工場、事業所その他団体等に対し、各種の防災訓練の実施を要請する。

また、実施に当たっては、防災意識の高揚を図り、自主防災組織の強化及び住民の参加が得られるよう努める。なお、定期的に地域防災指導員養成講習会等を開催するなどして、自主防災組織のリーダーの育成を推進する。

(5) 非常通信訓練

災害時において、災害地から地区防災拠点、災害対策本部、方面本部（中部地域局）並びに関係機関に対する災害通報及び情報発信が迅速かつ正確に行うことができるよう、通信訓練を実施する。この場合、非常通信協議会とも連携し、訓練等を通じて、実効性の確保に留意するものとする。

また、協力協定を結んでいる藤枝アマチュア無線防災ボランティア及び藤枝市消防団火消しクラブにおいて、アマチュア無線による災害通報及び情報伝達の訓練を実施する。

■災害時における応急対策（災害情報）活動に関する協力協定（資料編5-54-1～2）

(6) 災害対策本部員等の訓練

災害が発生した場合には、災害対策本部を開設し、直ちに応急対策を行わなければならないため、これに従事する職員の実践に即した訓練を実施する。

(7) 総合防災訓練等

災害発生時における災害応急対策の完全遂行を図るためには、平素からこれに対処する心構えを養っておかなければならない。特に総合的かつ計画的な防災体制の整備が要請されている現況にかんがみ、他の地方公共団体や防災関係機関並びに水防関係団体、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体及び要配慮者を含めた地域住民等の協力を得て、総合防災訓練を実施するよう努める。

また、総合防災訓練等では、要配慮者等に十分配慮した訓練を実施し、要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

訓練内容は、おおむね次の事項である。

(1) 水防

(2) 消火

(3) 交通規制

(4) 航空偵察

(5) 道路啓開

(6) 救出・救護

(7) 避難・誘導

(8) 通信情報連絡

(9) 救助物資輸送

(10) 指定避難所運営

(11) 給水・炊出し

(12) 応急復旧

- (13) 遺体措置
- (8) 救助・救急関係機関の連携

市及び関係事業者は、職員の安全確保を図りつつ効率的な救助・救急活動を行うため、救助・救急関係省庁とともに「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。

3 防災訓練のための交通の禁止又は制限

県公安委員会（県警察）は、防災訓練の効果的な実施を図るため特に必要と認められるときは、当該防災訓練の実施に必要な限度で区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。

市長は、防災訓練の効果的な実施を図るため、特に必要があると認めるときは、県公安委員会（県警察）に申請し、許可を受けるものとする。

その場合、禁止又は制限の対象、区域又は道路の区間及び期間を記載した標示を設置する。

（災害対策基本法に基づく車両通行止の図）



4 防災訓練実施後の評価等

防災訓練後には評価を実施し、課題・問題点等を明確にし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

第 15 節 物資及び資機材の備蓄と調達先の確保

災害応急対策又は災害復旧のために必要な物資及び資機材は可能な限り計画的に備蓄し、あわせて備蓄された物資及び資機材は、その機能を有効適切に発揮できるよう常時整備・点検をする。

1 災害救護用物資

災害によって食糧の確保が困難な者、住家が被災し炊飯が不可能な者、指定避難所に受入れた者等に対し、必要な食糧並びに被服、寝具その他の生活必需品を供与、又は貸与するため、アルファ化米等の非常食糧、毛布その他の生活必需品を備蓄するとともに補充又は更新を行うものとする。

2 応急対策用資機材

応急対策及び応急復旧用資機材のうち、備蓄されているものについては、常時点検・整備しておくものとする。

また、災害時に緊急に調達するものについては、取扱業者又は建設業者、調達方法等を明確にしておくものとする。

第 16 節 警戒避難体制整備計画

大雨や洪水及び土砂災害に適切に対処するため、これらの災害が生じるおそれのある区域は必要に応じ、円滑な避難が行えるよう国、県と調整を図り、情報の収集及び伝達方法、連絡網の作成、指定緊急避難場所、指定避難所の指定等の警戒避難体制を整備するものとする。なお、警戒避難体制の整備に当たっては、消防、警察等の防災関係機関と必要に応じて協議するものとする。

また、警戒避難を必要とする地区住民に、迅速かつ適切に行動できるよう啓発及び助言を行い、同時に自主防災組織の育成強化に努めるものとする。

1 水 害

降雨量の増加により、河川の増水や水路の溢水が生じたときは、常襲冠水地域等に、情報を的確に伝える必要があるため、浸水想定区域図に基づき洪水ハザードマップを作成するほか、次の事項により大雨・洪水等における警戒避難体制を整備し、周知するものとする。また、浸水想定区域内にある高齢者等の要配慮者が利用する施設の管理者は、その利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、その利用者に洪水等に関する情報等を迅速かつ的確に伝達する体制を整備する。

- ア 大雨及び洪水に対する危険性の周知及び啓発
- イ 常襲冠水地域等の住民への洪水情報の的確かつ迅速な伝達
- ウ 非常連絡網の作成
- エ 避難路・指定緊急避難場所・指定避難所の選定
- オ その他必要事項

2 土砂災害

(1) 土石流における警戒避難体制

土石流は、山腹や溪床を構成する土砂石礫の一部が長雨や集中豪雨等によって水と一体となり、一気に下流へと押し流される現象で、その速さは、規模によって異なるが、時速 20～40km という速度で流下し、著しい被害を発生させるため、次の事項により警戒避難体制を整備し、周知するものとする。

- ア 土石流の危険性の周知及び啓発
- イ 気象情報の周知
- ウ 土石流発生のおそれがある場合の的確かつ迅速な伝達
- エ 非常連絡網の作成
- オ 避難路・指定緊急避難場所・指定避難所の選定
- カ その他必要事項

(2) 地すべりにおける警戒避難体制

地すべりは、斜面の土塊が地下水などの影響によって地すべり面に沿ってゆっくりと斜面下方に移動する現象で、一般的には、広範囲にわたり発生し、移動土塊量が大きいため、甚大な被害を及ぼす。また、一旦動き出すと完全に停止させることは非常に困難となるため、次の事項により警戒避難体制を整備し、周知するものとする。

- ア 地すべりの危険性の周知及び啓発
- イ 気象情報の周知
- ウ 地すべり発生のおそれがある場合の的確かつ迅速な伝達
- エ 非常連絡網の作成
- オ 避難路・指定緊急避難場所・指定避難所の選定
- カ その他必要事項

(3) がけ崩れにおける警戒避難体制

がけ崩れは、傾斜度が 30 度以上である土地が雨や地震等の影響によって、土の抵抗力が弱まり、崩壊する自然現象で、著しい被害を発生させるため、次の事項により警戒避難体制を整備し、周知するものとする。

- ア かけ崩れの危険性の周知及び啓発
- イ 気象情報の周知
- ウ かけ崩れ発生のおそれがある場合の的確かつ迅速な伝達
- エ 非常連絡網の作成
- オ 避難路・指定緊急避難場所・指定避難所の選定
- カ その他必要事項

(4) 市における警戒避難体制

ア 主 旨

土砂災害防止法（平成12年法律57号）の定めにより、知事による土砂災害警戒区域の指定を受けた場合には、県・当該指定区域の自主防災組織等と連携して、警戒避難体制を整備する。

また、指定される見込みがある区域についても警戒避難体制の整備を図るよう努める。

■土砂災害警戒区域等の指定状況（資料編9-8）

イ 情報の収集及び伝達

「藤枝市水防対策支援システム」、「静岡県土木総合防災情報システム」、「静岡県土砂災害警戒情報」、「土砂災害警戒情報補足情報配信システム」、「静岡地方気象台の防災情報提供システム」、等を活用し、情報の収集及び伝達に努める。

ウ 警戒又は避難行動を行うべき時期

警戒又は避難を行うべき時期は、「藤枝市避難情報の判断・伝達マニュアル（土砂災害編）」により土砂災害警戒情報、気象情報、雨量情報、当該区域の住民等からの通報等を総合的に検討して判断する。

エ 警戒避難体制の整備と住民への周知

指定区域内において、警戒の発令時及び災害発生時に、迅速かつ的確な避難及び救助ができるよう、警戒又は避難に関係する情報については、同時通報用無線で当該区域住民に一斉に広報するとともに、地区の連絡代表者に電話等で直接連絡するものとする。

また、高齢者等の要配慮者が利用する施設がある場合は、当該施設の管理者は、利用者の円滑な警戒避難が行われるよう、その利用者に土砂災害に関する情報等を迅速かつ的確に伝達する体制を整備する。

なお、指定区域内に危険箇所、指定避難所等を標示した表示板を設置する。合わせて地区においては、当該住民に情報を速やかに伝達する経路と避難路・指定避難所・避難方法等を明らかにしておくとともに、住民等に周知を図るものとする。

オ 防災訓練の実施

台風・梅雨前線豪雨等を想定した避難、情報伝達訓練等を実施するなど、的確な避難行動がとれるよう努める。

第17節 住民の避難体制

市は、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所のほか、避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知に努める。

1 指定緊急避難場所・避難路の周知啓発

市は住民等に対し、指定緊急避難場所が災害種別に応じて指定されていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から周知啓発に努める。

2 指定緊急避難場所・避難路の安全性の向上

市は、地域の特性に応じた避難施設、避難路等の整備の推進に配慮するよう努めるものとする。また、市は、関係機関と協力し、指定緊急避難場所及び避難路を、避難行動要支援者にも

配慮して整備するとともに、消防水利の確保等、総合的に安全性の向上を図る。

(1) 指定緊急避難場所

- ①指定緊急避難場所標識等による住民への周知
- ②周辺の緑化の促進
- ③複数の進入口の整備

(2) 避難路

- ①沿道における耐震・耐火建築物の整備促進及び緑化の促進
- ②落下・倒壊物対策の推進
- ③誘導標識、誘導灯の設置
- ④段差解消、誘導ブロックの設置

3 指定避難所の指定、整備

市は、施設管理者と協力し、指定避難所を指定し、指定避難所となる施設については、あらかじめ必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるとともに、必要に応じて、指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。

(1) 指定避難所の指定

指定避難所は、自治会、町内会単位で指定し、非構造部材も含めた耐震化・不燃化の促進、非常用電源の確保等、避難の実施に必要な設備・機器の整備に努める。具体的には次のとおりとする。

- ① 市は、できるだけ洪水等による浸水の危険性の低い場所に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえその管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、避難について、住民への周知徹底を図る。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。
- ② 市は、避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに避難者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定する。
- ③ 市は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
- ④ 市は、指定避難所の施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるものとする。また、必要に応じ、換気、照明等の設備の整備に努めるとともに、貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。また、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図り、特に、良好な生活環境確保のためにはトイレ（衛生）、キッチン（食事）、睡眠（ベッド）に関する環境の向上が重要であることから、市はこれらの環境改善に努め、県はこれを支援するものとする。加えて、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。なお、県及び市は、感染症を含む感染症対策について、平常時から、避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修所、ホテル、旅館、地域の公民館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。

さらに、静岡県総合防災アプリ「静岡県防災」などを活用し、非接触型の避難所運営に努めるものとする。

- ⑤ 市は、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド（簡易ベッド）、パーテーション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレや災害時シャワーシステム等の保健衛生に関する物資等の備蓄に努めるものとする。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮するものとする。
- ⑥ 市は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。
- ⑦ 市は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。
- ⑧ 市は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

(2) 2次的避難所の整備

① 福祉避難所

- ・市は、一般の指定避難所等では生活することが困難な障害のある方、医療ケアを必要とする方等の要配慮者を受け入れるため、社会福祉施設等を福祉避難所として指定し、周知するものとする。この際、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。また、市は、受入れ対象者を特定しての公示を活用しつつ、一般の指定避難所で過ごすことに困難を伴うおそれがある障害のある方等の要配慮者が、必要となった際に福祉避難所へ直接避難することを促進するため、個別避難計画の策定に当たり、福祉避難所で受入れるべき要配慮者を事前に調整するよう努めるものとする。
- ・市は、要配慮者の要配慮特性に応じ、すべての要配慮者を受け入れることができるよう、福祉避難所を確保するものとする。
- ・市は、福祉避難所の円滑な運営を行うため、「市町福祉避難所設置・運営マニュアル（県モデル）」に基づいた「市福祉避難所設置・運営マニュアル」を整備するとともに、定期的に要配慮者の避難支援対策に関する訓練を実施するものとする。
- ・市は、災害発生時において円滑に福祉避難所が設置・運営できるよう、自主防災組織、地域住民、関係団体、要配慮者及びその家族に対して、要配慮者の避難支援対策、福祉避難所の目的やルール等を周知するものとする。
- ・市は、災害発生時に福祉避難所の設置・運営に必要な物資・器材や運営人材の確保がなされるよう、指定先の社会福祉施設や関係団体・事業者等との間で事前に調整し、覚書等を交わすものとする。特に、医療ケアを必要とする方に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

② 2次的避難所

- ・2次的避難所は、市の用意した指定避難所に避難した者のうち、避難生活の長期化により健康に支障を来すと判断される者を原則として7日以内の期間受け入れ、健康を回復させることを目的とするものである。
- ・市は、大規模な災害により多数の市民が長期間にわたる避難を余儀なくされた場合、

避難者等を受け入れるため、宿泊施設等を２次的避難所として確保するよう努める。

- ・市は、大規模な災害により、事前に協定を結んだ宿泊施設だけでは２次的避難所が不足する場合、速やかにその確保に努める。

4 指定緊急避難場所、指定避難所等の施設管理

(1) 市

市は、「藤枝市避難所運営マニュアル」や県の「避難生活の手引き」等を踏まえて、以下の事項を定めて管理運営体制を整備するとともに、訓練等を通じて、住民等に対し、あらかじめ、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。特に、夏季には熱中症の危険が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。

また、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。なお、市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良い生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材確保・育成に努めるものとする。

- ① 指定避難所の管理者不在時の開設体制
- ② 指定避難所を管理するための職員の派遣
- ③ 災害対策本部との連絡体制
- ④ 自主防災組織、施設管理者との協力体制
- ⑤ 指定避難所ごとのルール

また、指定緊急避難場所の管理条件等については、「指定緊急避難場所の指定に関する手引き」（内閣府）を参考とする。

(2) 学校、病院等の施設管理者

学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、災害時に施設内の利用者等を安全に避難させるため、体制を整備する。

学校は、保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定める。また、市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市間、施設間の連絡体制の構築を行う。

(3) 不特定多数の者が利用する施設の管理者

劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、突発性の災害の発生に備え、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努める。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。

また、市は、施設の管理者等に対して、計画作成を働きかけていく。

5 避難情報と住民がとるべき行動(安全確保措置)の周知・啓発

- ・市が発令する避難情報と、それに対応して住民に求められる安全確保措置について、市は、日頃から住民等への周知啓発に努める。特に、ハザードマップ等により平素から自宅等の危険の有無を確認すべきこと、市から避難情報が発令されたら直ちに避難行動をとるべきこと、避難情報が出されなくても身の危険を感じたら躊躇なく避難すべきことを強く啓発するものとする。周知啓発に資するため、県及び市は、国が整備する避難所等に関する統一的な地理空間情報の充実に努めるものとする。
- ・避難情報が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所や指定避難所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難（立ち退き避難・水平避難）を基本とする。ただし、「避難」とは「難」を「避」けることであり、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することが出来る場合は、住民自らの判断で自宅・施設等の浸水しない上階への避難（垂直避難）、自宅・施設等の浸水しない上層階に留まる（退避）等により「屋内安全確保」を行

う。また、退避時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は「緊急安全確保」を行うべきことについて、市は、日頃から住民等への周知啓発に努める。

- ・住民は避難情報が出されなくても、「自らの命は自らが守る」という考え方の下に、自ら氾濫危険情報などの警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断すると共に、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。
- ・市は、河川氾濫、土砂災害、地震・津波等の災害リスクごとに「いつ」、「どこへ」避難するかをあらかじめ整理し記載する「わたしの避難計画」を、河川氾濫に係る避難行動計画(マイ・タイムライン)の作成と並行して推進し、住民の早期避難意識の醸成を図る。
- ・県及び保健所設置市の保健所は、新型インフルエンザ等感染症(※)等(指定感染症及び新感染症を含む。)発生時における濃厚接触者及び患者等のうち、宿泊・自宅療養者・高齢者施設での療養者等の被災に備えて、平常時から、県及び市の防災担当部局と必要な情報を共有するとともに、災害時の避難対応(避難先の確保、避難方法、避難先での対応等)について調整し、連携して対応するよう努めるものとする。これらのことが円滑に行えるよう新型インフルエンザ等感染症等発生前から関係機関との調整に努めるものとする。

※新型インフルエンザ等感染症：感染症法の類型の一つで、新型インフルエンザや再興型インフルエンザなどがある。なお、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。)は令和5年5月8日に5類感染症に移行しているため含まれない。

第18節 自主防災組織の育成

1 主 旨

地震、風水害等の異常な大災害が発生した場合には、通信、交通の途絶等の悪条件が重なり、消防、水防、警察等関係機関の防災活動(公助)が地域の末端に十分即応できない事態が予測される。

特に、広域被災が予想される南海トラフ地震に際しては、国、県、市をはじめ防災関係機関が総力をあげて対策を講じなければならないが、発災初期においては公助が地域の末端まで行き届かないおそれが強く、これに対処するためには、地域住民自らの防災活動(自助・共助)が必要であり、また、この活動は組織的に行われることにより効果的なものとなる。

当面、南海トラフ地震の対策を主眼に地域の実情に応じた自主防災組織の育成を積極的に推進し、あわせて、風水害等に対しても、地域保全のための防災活動を行うものとする。

また、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。

2 自主防災組織の概要

(1) 組 織

自治会、町内会単位などで防災会が設置され、防災活動が効果的に実施できるよう地域の実情に合わせた組織とする。また、市は、自主防災活動に多様な意見が反映されるための手段の一つとして、自主防災組織の責任者又は副責任者への女性の登用や、防災委員等役員への女性の3割以上の配置など、女性の参画が促進されるよう、自主防災組織への助言・支援等に努めるものとする。

(2) 編 成

本部組織として、消火班、救出・救助班、情報班、避難誘導班、生活班等を置き、必要に応じて小単位の下部組織を置く。併せて、住民に対する啓発活動や防災活動に専門的に携わる防災委員を置く。

(3) 活動内容

①平常時

防災知識の普及、防災訓練、防災資機材の備蓄・点検、危険箇所の点検・把握、避難計画の作成、各種台帳の整備・点検等を行う。

②災害時

地域の警戒、情報の収集・伝達、消火、救出救助、応急手当、避難誘導、指定避難所の立上げ、在宅避難者の支援等を行う。

3 推進方法

市は、地域住民に対して、自主防災組織の意義を強調し、十分意見を交換して、地域の実情に応じた組織の育成を指導するとともに防災資機材等の整備についての助成を行う。

また、地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮してきめ細かく実施するよう指導する。

4 研修会等の開催

市は、自主防災に関する認識を深め、自主防災組織を充実するため、定期的に研修会を開催し、自主防災組織のリーダーの養成を図るものとする。その際、女性の参画の促進及び男女共同参画の視点を踏まえた知識・訓練等を指導できる人材の育成に努めるものとする。

■自主防災組織一覧表（資料編 7-1）

■自主防災会（組織）の規約と任務分担（資料編 7-2）

■藤枝市自主防災会活性化事業補助金交付要綱（資料編 2-13）

■藤枝市自主防災会資機材整備事業補助金交付要綱（資料編 2-14）

■藤枝市自主防災会倉庫整備事業補助金交付要綱（資料編 2-15）

5 市民の果たすべき役割

地震、津波等の防災に関し、市民が果たすべき役割は極めて大きい。市民は、自分達の安全は、自らの手で守る意欲をもち、平常時から発災後にいたるまでの次の事項を想定し、可能な防災対策を着実に実施し、災害が発生した場合の備えに万全を期する必要がある。

区 分	内 容
平常時からの 実 施 事 項	ア 防災気象に関する知識の吸収 イ 地震防災等に関する知識の吸収 ウ 地域の危険度の理解 エ 家庭における防災の話し合い オ 南海トラフ地震臨時情報発令時及び災害時の指定緊急避難場所、指定避難所、避難路、避難方法、家族との連絡方法及び最寄りの医療救護施設の確認 カ 石油ストーブ、ガス器具等について対震自動消火等火災予防措置の実施 キ 家屋の補強等 ク 家具その他落下倒壊危険物の対策 ケ 就寝時の非常持ち出し品、屋外避難用衣類、運動靴の配備 コ 飲料水、食料、携帯トイレ、日用品、医薬品等生活必需品の備蓄（食料・飲料水については最低7日分） サ 通信機器の充電装置、バッテリーの準備 シ 自動車のこまめな満タン給油 ス 居住用の建物・家財の保険等の生活再建に向けた事前の備え セ 緊急地震速報を受信したときの適切な対応行動 ソ 動物の飼い主については、ペットフード等、飼養に要する物資備蓄（少なくとも5日分）

南海トラフ地震臨時情報発表時の実施事項	平常時の準備を生かし自主防災活動を中心として概ね次の事項が実施できるようにする。 ア 正確な情報の把握 イ 火災予防措置 ウ 非常持出品の準備 エ 適切な避難及び避難生活 オ 自動車の運転の自粛
災害発生後の実施事項	ア 出火防止及び初期消火 イ 地域における相互扶助による被災者の救出活動 ウ 負傷者の応急手当及び軽傷者の救護 エ 自力による生活手段の確保

6 地域における自主防災組織の果たすべき役割

地域における防災対策は、自主防災組織により共同して実施することが効果的である。自主防災組織は、市や県と協力し、地域の防災は自らの手で担う意欲をもって、平常時から次の活動をするものとする。

区 分	内 容
防災知識の学習	・正しい防災知識を一人ひとりが持つよう映画会、講演会、研究会、訓練その他あらゆる機会を活用し、啓発を行う。 ・主な啓発事項は、東海地震等の知識、南海トラフ地震臨時情報の意義や内容、平常時における防災対策、南海トラフ地震臨時情報発表時の対応、災害時の心得、自主防災組織が活動すべき内容、自主防災組織の構成員の役割、女性が自主防災組織に参画することの重要性等である。
「防災委員」の自主防災組織内での活動	防災委員は住民の防災対策の啓発活動を行うほか、自主防災組織内においても、役員として、又は、組織の長の相談役、補佐役として『自主防災地図の作成』以下の諸活動の企画、実施に参画するものとする。
自主防災地図の作成	自主防災組織は、地域に内在する危険や、災害時に必要となる施設等を表わす地図を作成して掲示し、あるいは各戸に配布することにより的確な防災計画書の作成を容易にするとともに、一人ひとりの防災対応行動の的確化を図る。
自主防災組織の防災計画書の作成	地域を守るために必要な対策及び自主防災組織構成員ごとの役割をあらかじめ防災計画書などに定めておく。
自主防災組織の台帳の作成	・自主防災組織が的確な防災活動を行うのに必要な自主防災組織の人員構成、活動状況、資機材等設備の現況及び南海トラフ地震臨時情報発表時の避難行動を明らかにしておくため、自主防災組織ごとに次に掲げる台帳を作成しておく。 ・避難行動要支援者台帳（要配慮者に関する台帳）の整備に当たっては、民生委員・児童委員や身体障害者相談員、福祉関係団体等との連携に努める。 ア 世帯台帳（基礎となる個票） イ 避難行動要支援者台帳（要配慮者に関する台帳） ウ 人材台帳 エ 自主防災組織台帳
防災点検の日の設置	家庭と地域の対策を結びつける効果的な防災活動を行い、また、防災活動用の資機材の整備及び点検を定期的に行うため「防災点検の日」を設ける。
指定避難所の運営体制の整備	「藤枝市避難所運営マニュアル」や県の「避難生活の手引き」、「避難所運営マニュアル」等を参考に、市及び施設管理者と協力して指定避難所ごとのルールやマニュアル等の運営体制を整備する。

防災訓練の実施	・総合防災訓練、地域防災訓練、その他の訓練において、災害発生時、南海トラフ地震臨時情報発表時の対応に関する次の事項を主な内容とする防災訓練を実施する。 ・この場合、他の地域の自主防災組織、職域の防災組織、市等と有機的な連携をとるものとする。 ・また、災害時要援護者への配慮及び男女共同参画の視点を生かした訓練の実施に努めるものとする。 - ア 情報の収集及び伝達の訓練 - イ 出火防止及び初期消火の訓練 - ウ 避難訓練 - エ 救出及び救護の訓練 - オ 炊き出し訓練
地域内の他組織との連携	地域内事業所の防災組織や地域におけるコミュニティ組織、民生委員・児童委員、身体障害者相談員、福祉関係団体等と連携を密にし、総合的な自主防災活動の推進に努めるものとする。

7 市の指導及び助成

区 分	内 容
自主防災組織づくりの推進	市は、県中部地域局と連携して地域住民と十分話し合い、共通の目的意識をを持ち、最もその地域にあった自主防災組織づくりを推進する。
防災委員	自主防災組織は、住民の防災対策の啓発活動を強化するため、防災委員を選出する。
地域防災指導員制度	・市は、自主防災組織の活性化を図るため、地域防災指導員を育成する。 ・市は、県や関係団体と連携して、災害図上訓練（DIG）をはじめとする研修を実施するほか必要な情報の提供を行い、地域防災指導員の能力向上を図る。 ・地域防災指導員は、自主防災会長の補佐、住民の防災意識の高揚、自主防災組織の育成等による地域防災力の強化と底上げを図る。
自主防災に関する意識の高揚	市及び県は、自主防災に関する認識を深め、自主防災組織を充実するために、定期的に研修会を開催する。その際、女性の参画の促進及び自主防災組織における男女共同参画に関する理解の促進に努めるものとする。
組織活動の促進	市は、消防団等と有機的な連携を図りながら職員の地区担当制等による適切な指導を行い、自主防災組織が行う訓練、その他の活動の充実を図る。
自主防災組織への助成	自主防災組織の活動に必要な防災用資機材及び倉庫の整備を促進するため、県及び市は必要な助成を行う。
静岡県総合防災アプリ「静岡県防災」の活用	市及び県は、当該アプリに搭載した機能を活用し、自主防災組織毎の状況を把握及び理解するとともに、自主防災組織の役員が自らの組織の状況を評価し改善できるようにするなど、地域防災力の向上に努めるものとする。

8 自主防災組織と消防団との連携

- (ア) 消防団は地域住民により構成される消防機関であり、自主防災組織の訓練に消防団が参加し、資機材の取り扱いの指導を行ったり、消防団OBが自主防災組織の役員に就任するなど、組織同士の連携や人的な交流等を積極的に図ることとする。
- (イ) 消防団と自主防災組織の連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。また多様な世代が参加できるような環境の整備などにより、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。その際、女性の参画の推進に努めるものとする。
- (ウ) 市は県と協力し、消防団について、加入促進による人員の確保、車両・資機材の充実や教育・訓練の充実に努めるものとする。

第 19 節 事業所等の自主的な防災活動

事業所及び施設を管理し、又は運営する者（以下「事業所等」という。）は、平常時から次の事項について努めなければならない。

- （１）従業員・利用者等の安全を守るとともに、地域に災害が拡大することのないよう的確な防災活動を行い、被災住民の救出等地域の一員として防災活動に参加すること。
- （２）自主的な防災組織を作り、関係地域の自主防災組織と連携を取り、事業所及び関係地域の安全を確保すること。
- （３）発災後数日間、従業員・利用者等を事業所内に留めておくことができるよう、施設の耐震化、機材の固定、必要な物資の備蓄を実施すること。
- （４）災害応急対策又は災害復旧に必要な物資、資材、役務の提供等を業とする事業所等は、事業活動に関し、県、市が実施する防災に関する施策へ協力すること。
- （５）豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することがないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずること。

ア 平常時からの防災活動の概要

- （ア）防災訓練
- （イ）従業員等の防災教育
- （ウ）情報の収集及び伝達体制の確立
- （エ）火災その他災害予防対策
- （オ）避難対策の確立
- （カ）救出及び応急救護等
- （キ）飲料水、食料、災害用トイレ等、生活必需品等の災害時に必要な物資の確保
- （ク）施設及び設備の耐震性の確保
- （ケ）予想被害からの復旧計画策定
- （コ）各計画の点検・見直し

イ 防災力向上の促進

- （ア）市は県と協力し、事業所を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。
- （イ）市は県と協力し、物資供給事業者等の協力を円滑に得るため、協定の締結等に努めるものとする。
- （ウ）市は県及び商工会・商工会議所と連携し、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

ウ 事業継続計画（BCP）の取組

事業所等は、事業所の果たすべき役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各事業所において災害時に重要業務を継続するためのBCPを策定・運用するとともに、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど防災活動の推進に努めるものとする。

第 20 節 地域住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

市内の一定地区内の住民及び該当地区に事業所を有する事業者は、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案することができる。

市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めることができる。

なお、市は個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

第 21 節 要配慮者支援計画

1 主 旨

大規模災害が発生したとき、高齢者、障害のある人、乳幼児、妊産婦、傷病者及び外国人等の要配慮者に対し、その支援を必要とする内容、程度、能力に応じ、迅速で的確な支援を実施するための体制を整備することを目的とする。

2 実施事項

- (1) プライバシー保護には十分考慮したうえで、要配慮者の存在の把握に努めるものとする。
- (2) 情報の提供や安否の確認のため、連絡の体制や方法等を整備するものとする。
- (3) 指定をした指定避難所以外に避難先を確保するよう努める。
- (4) 協定等により確保した社会福祉施設等の福祉避難所に対して、災害時に必要となる物資や資機材の配置又は提供する計画を作成するものとする。
- (5) 避難先における避難生活や医療等の情報提供や医師、看護師等の専門スタッフの派遣体制を整備するものとする。

3 要配慮者支援体制の整備

(1) 要配慮者支援体制

市は、要配慮者に対する情報の伝達や安否確認、指定緊急避難場所又は指定避難所における対応等が迅速かつ的確に実施できるよう、防災担当部署と福祉担当部署及び消防担当部署との連携の下、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護保険事業所、障害者団体等の福祉関係者と協力して、要配慮者に関する情報の共有、避難支援計画の策定等要配慮者の避難支援体制を整備するものとする。

地域においては、市のみではなく、自主防災組織が中心となり、次の関係団体が協力して要配慮者の支援に当たるため、日頃から連携して災害時の協力体制の整備に努める。

また、県は、DWA T（災害派遣福祉チーム）や災害支援ナース及び応援職員（福祉関係職員等）の派遣並びに要配慮者のための物資の供給ができるよう応援体制を確保する。

ア 行政機関

警察、消防、健康福祉センター（保健所、児童相談所等）、福祉事業所等、特別支援学校等

イ 地域組織

自治会、町内会、自主防災会等

ウ 福祉関係者、福祉関係団体

民生委員・児童委員、身体障害者相談員、社会福祉協議会、老人クラブ、介護保険制度関係者、障害者団体等

(2) 避難行動要支援者の把握、名簿、個別避難計画の作成等

市は、居住する要配慮者のうち、災害が発生、又は発生の恐れがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（以下、「避難行動要支援者」という）の把握に努める。

市は、避難行動要支援者について避難支援等（避難の支援、安否の確認、その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置）を実施するための基礎とする名簿（避難行動要支援者名簿、以下「名簿」という）を、市地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、作成するものとする。

市は、避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、名簿を必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

市は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者（消防機関、警察、民生委員、NPO、社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者）に対し、本人の同意を得ることにより、名簿情報を提供する。ただし、現に災害が発生、又は、発生の恐れが生じた場合には、本人の同意を有無に関わらず、名簿情報を避難支援等関係者その他の者に対し、必要に応じ提供する。

上記により名簿情報の提供を受けた者その他の名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、秘密保持義務が生ずる。市は、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報漏えい防止のために必要な措置を講ずるものとする。

市は、市地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局との連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

市は、市地域防災計画に定めるところにより、志太消防本部、静岡県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、市条例の定めに基づき、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、県等多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から避難支援体制の整備、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

（３）防災訓練

市は、県と連携し、要配慮者の避難誘導、指定避難所における支援等を適切に行うため、要配慮者が参加する防災訓練を実施する。

（４）人材の確保

市は、県と連携し、日頃から手話通訳者、要約筆記者、外国語通訳、ガイドヘルパー、介護技術者等、要配慮者の支援に必要となる人材の確保に努める。

（５）協働による支援

市は、県と連携し、要配慮者の支援を行うため、社会福祉施設、ボランティア及び福祉関係団体のほか、地域の企業とも協働して推進するものとし、必要に応じて事前に協定を締結する。

（６）地区防災計画との整合

市は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

（７）避難支援等関係者等の安全確保

市は、避難支援関係者等が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援

等を行えるよう、避難支援等関係者等の安全確保に十分配慮する。

(8) 観光客の安全確保

市は、県、関係事業者等と連携し、外国人を含めた観光客の安全が確保されるよう、災害情報の提供等に努めるとともに、情報伝達や避難誘導、帰宅や滞在の支援等、観光客への安全対策を推進するものとする。

(9) 要配慮者利用施設における避難確保措置等

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成し、訓練を実施するものとする。

また、市は要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。

第22節 ボランティア活動に関する計画

1 ボランティア活動の支援

市は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、静岡県社会福祉協議会及び静岡県ボランティア協会等のNPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の強化を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるように、その環境整備を図るものとする。南海トラフ地震等大規模災害が発生したときには、被災地内外から様々なボランティアが多数駆けつけ、指定避難所運営や被災者の生活確保などの現場で、多様な活動の展開が期待される。

災害時にボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるためには、災害時の活動体制や組織づくりに必要な環境整備やボランティア活動への参加を啓発することが必要であることから、市は、社会福祉法人藤枝市社会福祉協議会（以下「藤枝市社会福祉協議会」という。）と協力し、災害時にボランティア活動の申出者に対する情報の提供、配置調整を行う藤枝市ボランティア連絡協議会及び災害ボランティア・コーディネーター等との連携に努め、地域ボランティア活動を支援する。

県は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、県域において活動を行う災害中間支援組織との連携強化に努めるものとする。

静岡県災害ボランティア本部・情報センターは、「静岡県総合社会福祉会館シズウエル」に設置する。

市は災害ボランティアセンターの設置予定場所を市地域防災計画に明記するよう努める。

2 ボランティア活動経費等の準備

市災害ボランティアセンターで活用する資機材の準備や初動経費の事前準備に努めるなど、事前に災害ボランティア・コーディネーターを活用できる環境を創る。

第23節 救助・救急活動に関する計画

1 救助隊の整備

志太消防本部は、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進する。

2 保健医療福祉調整本部の総合調整

市は、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保険医療福祉活動の総合調整の実施体制の整備に努めるものとする。

第24節 応急住宅・災害廃棄物処理

1 応急住宅

(1) 建設型応急住宅

市及び県は、応急仮設住宅の用地に関し、洪水、土砂災害等の危険性を十分に配慮しつつ建設可能な用地を把握し、配置計画を作成するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。

(2) 賃貸型応急住宅

市及び県は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

■応急仮設住宅建設予定地一覧表（資料編 4-32）

2 災害廃棄物処理

市及び県は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。

市及び県は、国とともに、災害廃棄物に関する情報のほか、災害廃棄物処理支援ネットワーク(D.Waste-Net)、災害廃棄物処理支援員制度(人材バンク)、地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努めるものとする。

市は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物(指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等)の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。

第 25 節 重要施設・ライフラインの機能保全等に関する計画

市が保有する施設・設備については、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含め自家発電設備、燃料貯蔵設備等を安全な位置に整備を図り、十分な期間(最低3日間)の発電が可能となるような燃料の備蓄、複数事業者との燃料供給協定等の燃料確保策の多重化を行い平常時から点検、訓練等に努めるものとする。

特に、災害拠点病院等の人命にかかわる重要施設については、早期に復旧できるよう体制等を強化することとする。

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

また市及び上記重要施設の管理者は、燃料の調達に当たっては、災害時だけでなく平時においても燃料供給が安定的に行われる環境を維持していくことの重要性に鑑み、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大に努めるものとする。

市は、災害応急対策に係る重要施設の管理者に対して、あらかじめ、燃料備蓄の補給状況等、災害に備えた事前の準備状況の確認を行うよう努めるものとする。

市は、洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等に配慮しつつ、防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるものとする。

ライフライン事業者は、災害発生時に円滑な対応が図られるよう、ライフラインの被害状況の予測・把握及び緊急時の供給について、あらかじめ計画を作成し、体制を整備しておくものとする。また、ライフライン施設の応急復旧に関して、広域的な応援を前提として、あらかじめ事業者間で広域的な応援体制の整備に努めるものとする。

電気、通信等のライフライン施設については、発災後の円滑な応急対応及び早期の復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。

併せて、被災施設の復旧予定時期の目安について利用者へ情報発信を行う体制の整備に努めるものとする。

下水道管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、可搬式排水ポンプそ

の他の必要な資機材の整備等に努めるものとする。また、併せて消化ガスを活用した電力を災害時の非常用エネルギーとして利用できるよう必要な設備の整備等に努めるものとする。

市、電気事業者等は、大規模な災害発生のおそれがある場合、それぞれが所有する電源車、発電機等の現在時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。

市及び県は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体との災害協定の締結に努めるものとする。また、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。

市及び県は、防災機能を有する道の駅を広域的な防災拠点もしくは地域の防災拠点として位置づけ、その機能強化に努めるものとする。

第 26 節 被災者生活再建支援に関する計画

区 分	内 容
実施体制の整備	・市は、災害時にり災証明書が交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査やり災証明書の交付の担当部局を定め、以下の事項を計画的に進めるなど、り災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。 - ア 住家被害の調査及びり災証明書交付の訓練 - イ 応援協定の締結 - ウ 応援の受入れ体制の構築
システムの活用	・市は、住家被害の調査及びり災証明書交付を効率的に実施するため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

第 27 節 市の業務継続に関する計画

区 分	内 容
業務継続体制の確保	・市は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。 ・実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うものとする。
業務継続計画等において定めておく事項	・市は、内閣府（防災担当）作成「市町村のための業務継続計画作成ガイド」「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」を踏まえ、少なくとも以下の事項についてあらかじめ定めておくものとする。 ・首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制 ・本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定 ・電気・水・食料等の確保 ・災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保 ・重要な行政データのバックアップ ・非常時優先業務の整理

第 28 節 複合災害対策及び連続災害対策

- 1 市、県及び防災関係機関は、地震、津波、原子力災害、風水害、火山災害等の複合災害・連続災害（同時又は連続して2つ以上の災害が発生し、それらの影響が複雑化することにより、被害が深刻化し、災害対応が困難となる事象）の発生可能性を認識し、備えを充実するものとする。

- 2 市、及び県防災関係機関は、後発災害の発生が懸念される場合には、災害対応に当たる要員、資機材等について、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることにも留意する。また、その際、外部からの支援を早期に要請することも考慮する。
- 3 市、県及び防災関係機関は、様々な複合災害・連続災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害・連続災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実動訓練の実施に努める。

第 29 節 男女共同参画の視点からの災害対応体制整備

市及び県は、男女共同参画の視点から、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び指定避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局の役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。

また、市は、災害対応における女性の参画を拡大するため、藤枝女性防災ネットワークを中心に、男女共同参画地区推進員及び女性団体等と連携し、自主防災組織に対して、防災役員への女性の登用及び女性の視点を取り入れた防災資機材の整備等、男女共同参画の視点からの災害対応体制に努めることを周知する。

第 30 節 災害に強いまちづくり

市及び県は、市の災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR(生態系を活用した防災・減災)」※1及び「グリーンインフラ」※2の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図るものとする。

注) ※1の例として、水田の貯蓄機能を活用した洪水抑制等が、※2の例として多自然川づくり等の取組が挙げられる。

市及び県は、防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携のもと、地域防災計画や立地適正化計画等を踏まえ、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するとともに、住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努めるものとする。

市は、平常時から、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。

市及び県は、緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、空港、港湾等の主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。また、避難路、緊急輸送路等防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図るものとする。

市及び県は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。

市は、発災後に迅速かつ円滑な復興まちづくりを進めるため、平時から復興の課題を想定し、住民合意のもと、発災後のまちづくりの方向性や進め方を定めた「事前都市復興計画」の策定に努めるものとする。

第3章 災害応急対策計画

第1節 総 則

1 主 旨

この計画は、災害に際し住民の生命及び身体を保護し、併せて社会秩序を維持するため、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の協力を得て災害応急対策を実施するときの実施計画とし、おおむね次の場合の措置とする。

(1) 市の責務

「災害対策基本法」（以下、この章において「法」という。）第5条（市町村の責務）の規定に基づき、市の責務として実施する場合の措置

(2) 他の市町村長に対する応援の要求

法第67条（他の市町村長等に対する応援の要求）の規定に基づき、他の市町村長等に対して、応援を要求する場合の措置

(3) 県知事に対する応援の要求等

法第68条（都道府県知事等に対する応援の要求等）の規定に基づき、知事に対して、応援を要求する場合の措置

(4) 災害派遣の要請の要求等

法第68条の2（災害派遣の要請の要求等）の規定に基づき、知事に対して、災害派遣の要請の要求をする場合の措置

2 市が行う措置

法第50条（災害応急対策及びその実施責任）の規定に基づき、市が行う応急措置はおおむね次のとおりである。

- (1) 「気象業務法」第15条の規定に基づく気象警報等の情報の伝達並びに避難情報に関する事項
- (2) 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- (3) 被災者の救難、救助その他の保護に関する事項
- (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- (5) 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- (6) 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
- (7) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- (8) 緊急輸送の確保に関する事項
- (9) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防御又は拡大防止のための措置に関する事項

○ 上記(9)として行う措置の例は以下のとおりである。

- ・ 発災後直ちに、専門技術をもつ人材等を活用して、それぞれの所管する施設・設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に、公共施設の応急復旧を速やかに行う。
- ・ 大規模停電発生時には直ちに、あらかじめリスト化した病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況等を踏まえ、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成するよう努める。
- ・ 国、県、電気事業者等の調整のため、電源車等の配備先を要請する。

3 この計画を理解し実施するための留意事項

(1) 関係法律との関係

法第10条（他の法律との関係）に定めるとおり、他の法律に特別の定めがある場合は、当該法律に基づいて処理するものとするが、災害応急対策を総合的かつ計画的に推進処理

するため、できるだけこの計画を通じて、その運用を図るものとする。

(2) 相互協力

法第5条（市町村の責務）、第6条（指定公共機関及び指定地方公共機関の責務）、第7条（住民等の責務）および第54条（発見者の通報義務等）の規定を通じて相互に協力する責務を課せられている。

この計画の運用についても、関係機関はもとより公共的団体並びに個人を含め相互協力のもとに処理することとし、関係機関及び関係者は誠実に各々の責務を果たすこととする。

市は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、市は、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との協定締結も考慮するものとする。

また、協定先等からの土木・建築職などの技術職員が不足した場合の中長期派遣要請に備えて、総務省が運用する復旧・復興支援技術職員派遣制度に中長期派遣可能な技術職員を登録し、職員の確保及び派遣体制の整備に努めるものとする。

なお、感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理等を徹底するものとする。また、応援職員は現地において自活できるような資機材や装備品等を携帯させるよう留意するものとする。

ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、県、市、ライフライン事業者等は、関係する省庁と連携して、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催するものとする。

4 配慮すべき事項

(1) 要請について

本計画に基づき、災害応急対策の実施が円滑に推進できるよう常に十分な配慮をするとともに、この計画で県その他関係機関の応援並びに実施を必要とする場合は、遅滞なく、しかも的確に情勢を把握して要請の要求及び連絡を行うものとする。

要請及び連絡は臨機応変の措置をとり、県等の災害応急対策の応援実施が速やかに行えるよう努めるものとし、電話、防災行政無線等で要請した事項については、事後正式書面により処理するものとする。

(2) 関係者への周知徹底について

災害時において、この計画に基づき施設、物資等調達のあっせんを行う場合は、的確かつ迅速に実施できるよう当該区域内に所在する施設の管理者又は物資等の販売者に対し、災害時の相互協力について十分に周知徹底を図り、必要な配慮をしておくものとする。

5 応援の指揮系統

法第67条（他の市町村長等に対する応援の要求）、第68条（都道府県知事等に対する応援の要求等）及び第72条（都道府県知事の指示等）の定めるところにより応援に従事する者は、市長の指揮によるものとする。また、応援を行う場合については、応援要請のあった市町村の指揮のもとに行動するものとする。

6 協力要請事項の正確な授受

要員の動員協力、物資調達等の要請、あっせん及び受諾に当たっては、特に混乱しやすい災害時であり、不正確な授受のため事後責任の所在が不明確になりがちであるので、関係機関並びに業者とも相互に要請内容のほか、次の事項を確認するとともに、事後経費等の精算に支障のないよう留意するものとする。

(1) 機関名

(2) 所属部課名

(3) 氏名

7 従事命令等の発動

法律の定めるところにより災害応急対策を実施する場合、必要に応じ従事命令及び物資の保管等強制権を発動することとしているが、その行使に当たっては慎重に扱うとともに、関係者に対しては、常にその主旨に沿った行動を徹底させておくものとする。

8 標示等

災害応急対策の処理を円滑に実施するため、この計画に定める標示等のほか、その都度必要な標示等を設定するものとし、設定に当たっては標示等の意義、目的等が正確に判断できるよう留意する。

9 知事による応急措置の代行

法第73条の規定に基づき、市長が実施すべき応急措置を知事が代行する場合は、藤枝市地域防災計画の定めるところにより行うものとする。

10 経費負担

- (1) 災害応急対策に要する経費については、法第91条（災害予防等に要する費用の負担）の定めるところにより、「災害救助法」等法令に特別の定めがある場合を除き、その実施の責に任ずる者が負担するものとする。
- (2) 知事が市長の要請により、他の都道府県、市町あるいは業者等から動員し、又は物資の調達をした場合、経費の精算は応援又は供給をした都道府県、市町もしくは業者の請求に基づき、県が確認の上、それぞれ定められた負担区分により精算するものとする。

第2節 組織計画

1 主 旨

この計画は、市災害対策本部体制を明らかにし、応急対策の遂行に支障のないよう措置することを目的に定める。

2 防災体制

(1) 藤枝市防災会議

藤枝市防災会議は、市域に係る防災に関する基本方針の決定及びその実施の推進を図ることとする。

防災会議の編成及び運営は、藤枝市防災会議条例（平成12年3月28日条例第2号）及び藤枝市防災会議運営要領の定めるところによる。

■藤枝市防災会議条例（資料編2-6）

■藤枝市防災会議運営要領（資料編2-7）

■藤枝市防災会議編成表（資料編2-8）

(2) 災害対策本部

市長は、市域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その対策を必要と認めるときは、法第23条の2に基づき藤枝市災害対策本部を設置する。

ア 編成および運営

藤枝市災害対策本部条例及び藤枝市災害対策本部運営要領の定めるところによる。

イ 設置基準

(ア) 大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合等

(イ) 気象庁が震度5（弱）以上の地震を観測したとき（市域）

(ウ) その他の状況により市長が認めるとき

ウ 要 員

災害の種類、規模及び災害の程度、災害予測等により職員を段階的に配備する。配備の区分は、市災害対策本部設置前の事前配備、市災害対策本部の第1次配備、第2次配備並びに第3次配備とする。

エ 災害対策本部及び地区支部

藤枝市役所庁舎内に災害対策本部を、地域防災活動の拠点として各地区交流センター・岡部支所に地区支部を設置するものとする。

オ 標識等

災害対策本部の活動を円滑に進めるため、市役所本庁玄関に災害対策本部の標識を設置し、職員は腕章を着用する。また、法第83条第2項（立入りの要件）に規定する身分を示す証票は、職員が常に所持している身分証明書で兼ねるものとする。

カ 閉鎖

本部長は、災害の危険が解消したと認められるとき、又は災害発生後における応急措置がおおむね完了したときは、災害対策本部を閉鎖する。

- 藤枝市災害対策本部組織図（資料編1-1）
- 藤枝市災害対策本部各部・課班の所掌事務（資料編1-2）
- 藤枝市災害対策本部標識図（資料編1-4）
- 藤枝市災害対策本部配置図（資料編1-5）
- 藤枝市災害対策本部条例（資料編2-1）
- 藤枝市災害対策本部運営要領（資料編2-2）

3 藤枝市水防本部

水防本部組織に関し必要な事項は、第30節水防計画の定めるところによる。ただし、災害対策本部が設置されたときは、その組織に統合されるものとする。

- 藤枝市水防本部組織体制（資料編1-8）

第3節 職員の動員計画

1 主 旨

一般災害等における、災害対策本部設置前及び設置時に、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するために必要な職員の配備と指示の伝達方法について定める。

2 動員配備体制

災害の状況に応じて、別に定める「藤枝市災害対策本部運営要領」等に基づき、災害対策本部、地区支部並びに各部に必要な職員を配備する。配備体制の区分はその都度、市長（本部長）が指示する。

事前配備体制は、気象業務法に基づく予報が発表される等、災害が発生するおそれがある場合、限られた少人の人員をもってあたるもので、水防本部設置前に情報連絡活動を主とした準備的な配備とする。

（1）第1次配備体制

気象業務法に基づく警報が発表される等、相当の災害が発生するおそれがある場合、災害対策本部を設置し、各部の所要職員が配置につき、いつでも第2次配備体制に移行できる配備とする。

（2）第2次配備体制

ア 警報等が発表され、現に災害が発生しつつあり、かつ相当な災害が発生するおそれがあるとき。

イ 大規模な火災、爆発、又は多数の遭難を伴う列車、航空機及び車両等の事故が発生したとき。これらの場合、各部の所要職員が配置につき、他の必要な職員を待機させ、状況によりいつでも第3次配備体制に移行できる配備とする。

(3) 第3次配備体制

ア 市全域に大災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、又は全域でなくても被害が特に甚大と予想されるとき。

イ 第2次配備のイに定める大規模な災害によって全域に被害をこうむったとき、又は各部の総力をあげて配備につき、活動しなければならないとき。

3 体 制

職員配備体制は別に定める。

■職員配備体制<風水害・一般災害等> (資料編 1-23)

4 指示の伝達方法等

職員に対して、別に定める指示伝達の経路に従い、迅速かつ正確に指示を伝達する。

(1) 勤務時間内の指示伝達

ア 事前配備体制の場合は、市長の指示により危機管理センターより関係職員に対し庁内放送又は電話等により伝達する。

イ 災害対策本部が設置された場合は、本部長の指示により各部長に対し庁内放送又は電話等により指示するものとする。各部長は、直ちに所属職員に連絡するものとする。

ウ 本部長より、第1次配備体制から第3次配備体制の指示があった場合は、各部長に対し庁内放送又は電話等により指示するものとする。各部長は、職員配備体制表により直ちに所属職員に連絡し、指揮監督を行い災害情報の収集、伝達、調査、その他応急措置を実施する体制を整備、確立するものとする。

■勤務時間内職員動員伝達系統図<風水害> (資料編 1-14)

■勤務時間内職員動員伝達系統図<一般災害等> (資料編 1-16)

(2) 休日又は勤務時間外における動員

職員は職員初動配備システムからの指示を確認する。

また、各部課の連絡責任者は予め各部課で定めた非常連絡系統図を活用し、システム登録者以外の職員への指示の伝達を行う。

なお、動員指令の伝達方法については、不測の災害に備えて数種の経路を設定するなど、最善の対策をとるよう配慮するものとする。

■勤務時間外による消防本部からの情報伝達系統図 (資料編 1-13)

■勤務時間外職員動員伝達系統図<風水害> (資料編 1-15)

■勤務時間外職員動員伝達系統図<一般災害等> (資料編 1-17)

(3) 報 告

災害対策本部、地区支部および各部の責任者は、配備に就いた人員を随時、災害対策本部情報班に報告する。

第4節 派遣要請計画

1 主 旨

この計画は、災害が発生した場合において、市長は災害応急対策を実施するため必要と認めたときは、防災関係機関の長又は他の地方公共団体の長に対して、職員の派遣を要請する。

また、知事に対して、指定行政機関、指定地方行政機関及び他の地方公共団体の職員の派遣について、あつせんを求めるものとする。

2 応援要請の基準

災害が発生したとき、人命又は財産を保護するために実施すべき災害応急対策が、市においては実施が不可能又は困難な事態が発生した場合とする。

3 職員の派遣要請

- (1) 指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣要請（法 29 条関係）

市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、次の事項を記載した文書をもって、指定地方行政機関の長又は指定公共機関に対して、当該指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請する。

- ア 派遣を要請する理由
- イ 派遣を要請する職種及び職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他勤務条件
- オ その他職員の派遣について必要事項

- (2) 他の地方公共団体の職員の派遣要請（「地方自治法」第 252 条の 17）

市長は、災害応援急策又は災害復旧のため必要があるときは、前項に掲げる事項を記載した文書をもって、他の地方公共団体の長に対し、職員の派遣を要請する。

4 職員の派遣のあっせん

市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、次の事項を記載した文書をもって、知事に対し、指定行政機関、指定地方行政機関又は他の地方公共団体の職員の派遣についてあっせんを求めるものとする。

- (1) 派遣のあっせんを求める理由
- (2) 派遣のあっせんを求める職種及び職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他勤務条件
- (5) その他職員のあっせんについて必要事項

5 受入体制の確立

- (1) 市は、すべての応援動員者の作業が効率的に行われるよう、応援動員者の受入体制に支障のないよう措置するものとする。

- (2) 応援動員を受ける市は、応援動員者の作業内容、作業場所、休憩又は宿泊場所、その他作業に必要な受入体制を積極的に図るとともに、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分配慮するものとする。

- (3) 市は、庁内全体及び各業務担当における受援担当者を設置するとともに、会議室やレイアウトの工夫やテレビ会議の活用等により、応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。

さらに、応援職員等が宿泊場所を確保することが困難な場合に、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地などの確保に配慮するものとする。

- (4) 市は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

- (5) 市は、あらかじめ人的応援の受け入れに関する受援計画を作成し、応援職員等の受入体制の整備に努めるものとする。

第 5 節 予警報の受領及び伝達計画

1 主 旨

この計画は、気象、地象、地動及び水象（以下、この節において「気象等」という。）に関する警報、注意報及び情報は、災害応急対策活動の基礎となるものであり、その受領伝達は迅速かつ確実に行う必要がある。そのため県及び防災関係機関等との通信系統を明らかにするとともに、市の通信、情報連絡が災害時等に円滑に行われるよう定める。

2 受領及び伝達する予警報の種類と内容

- (1) 気象等の警報、予報及び情報（以下「警報」、「予報」、「観測」という。）

ア 特別警報

「特別警報」とは、気象庁が、特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい旨を警告して行う予報。

イ 警 報

「警報」とは、気象庁が重大な災害が起るおそれのある旨を警告して行う予報。

ウ 予 報

「予報」とは、気象庁が観測成果に基づく現象の予想の発表することをいう。

エ 観 測

「観測」とは、自然科学的方法による現象の観察及び測定をいう。

オ 気象等の注意報、警報及び特別警報の発表、切替え並びに解除

(ア) 気象等の注意報、警報、特別警報及び情報の発表

気象庁が必要に応じて発表する。

(イ) 気象等の注意報、警報、特別警報の切替え並びに解除

注意報、警報及び特別警報は、その種類にかかわらず、これらの新たな注意報、又は警報が行われたときに切替えられる。

カ 土砂災害警戒情報

「土砂災害警戒情報」とは、県と静岡気象台が共同して、土砂災害が発生するおそれが高まったときに、市長が避難指示を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう発表するものである。

キ 気象等の注意報・警報の発表細分区域

気象等の注意報・警報の発表細分区域は、1次細分区域は伊豆、東部、中部、西部であり、本市は1次細分区域では中部に、市町をまとめた地域では中部南、2次細分区域では藤枝市である。

(2) 洪水予報

(3) 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の水位到達情報

(4) 水防警報

(5) 火災警報

「消防法」第22条第3項による知事の通報を受けた市長は、必要に応じて市域に火災に関する警報を発令するものとする。

(6) 対策情報

水防活動、住民の避難、災害救助等の重要な措置について、防災関係機関等が行う指示連絡等をいう。

■気象等の注意報・警報の種類と発表基準（資料編9-19）

3 予警報等の受領及び伝達の経路

(1) 市災害対策本部開設前

ア 勤務時間内の予警報等の受領及び伝達

■勤務時間内職員動員伝達系統図〈風水害〉（資料編1-14）

イ 勤務時間外の予警報等の受領及び伝達

■勤務時間外による消防本部からの情報伝達系統図（資料編1-13）

(2) 市災害対策本部が開設されている場合における受領及び伝達

■勤務時間内職員動員伝達系統図〈風水害〉（資料編1-14）

4 予警報等の住民への伝達

市は、受信した情報を同時通報用無線、コミュニティFM、広報車等により速やかに住民に周知するものとし、可能な限り要配慮者に配慮した情報の伝達に努めるものとする。

危険の切迫性に応じて指示等の伝達文の内容を工夫するとともに、避難情報については、災害情報共有システム（Lアラート）の活用など住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

第6節 災害情報の収集及び報告計画

1 主 旨

この計画は、災害に関する情報を迅速に収集し、被害状況を的確に把握するため、本部の情報収集機能の充実強化を図るとともに、防災関係機関並びに民間諸団体との協力体制を確立し、効果的な情報収集活動及び被害状況調査活動が展開できるよう、次のように定める。

特に行方不明者の数については捜索・救助体制の検討に必要な情報であるため、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。

なお、収集及び伝達すべき主なものは次のとおりとする。

- ア 被害状況
- イ 避難指示又は警戒区域設定状況
- ウ 生活必需物資の在庫及び供給状況
- エ 物資の価格、役務の対価動向
- オ 金銭債務処理状況及び金融動向
- カ 指定避難所の設置状況
- キ 避難生活の状況
- ク 医療救護施設の設置状況並びに医療救護施設及び病院の活動状況
- ケ 応急給水状況
- コ 観光客等の状況

2 災害情報の収集

(1) 災害情報の統制機能

大量に寄せられる災害情報を整理統合し、災害に関する正確な情報を的確に収集するための機能強化を図るとともに、情報窓口の明確化又は一本化を図るものとする。

(2) 災害情報の整理分析

災害に関する情報を整理分析し、総合的な災害応急対策の実施に努めるとともに、被害の拡大防止対策を適切に実施できるよう、機能の整備に努めるものとする。

(3) 市民及び防災関係機関の協力

災害が発生し、又は発生するおそれがある異常現象（異常水位、地すべり、がけ崩れ、火災等）を発見した者は、ただちにその旨を市及び防災関係機関等に届け出るものとし、そのうち竜巻等を発見した通報を受けた市は、気象庁（0570-015-024）へ通報するものとする。

また、市及び防災関係機関等は、相互に災害情報の交換をするため、市と防災関係機関等の情報担当責任者は日頃からの情報交換に努めるものとする。

(4) 市、県及び防災関係機関の情報共有

情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を総合防災情報システム（SOBO-WRB）に集約できるよう努めるものとする。

3 災害対策本部設置前の措置

(1) 各部課の職員は、風水害に関する情報、被害状況報告等の通報を受けたときは、所属長に報告するとともに河川課長に報告する。

(2) 河川課長は、前記の報告又は直接収集した被害状況を取りまとめ、関係各部課長に通報し、重要事項と認めたときは、水防長若しくは危機管理監を通じて市長等に報告する。

(3) (1)、(2)において、風水害以外の災害については、河川課長を大規模災害対策課長と読み替えるものとする。

(4) 災害対策本部が設置されたときは、すべての情報及び資料を大規模災害対策課長が引継ぐものとする。

4 災害対策本部設置後の措置

- (1) 初動体制要員は、災害に関するすべての情報の収集にあたる。
- (2) 災害対策本部の各地区支部は、所轄内の災害に関するすべての情報の収集にあたる。
- (3) 現地活動拠点への派遣職員は、所轄区域内で得た災害に関する情報を所属の地区支部に報告する。

5 被害状況の調査

被害状況の調査は、調査担当職員を現地に派遣し、各自主防災組織（自治会・町内会）、農業協同組合、森林組合、商工会議所、その他民間諸団体等の協力を得て迅速かつ正確に実施する。

(1) 人的被害並びに住家及び非住家の被害調査

被害の判定基準に基づき調査を行う。なお、人的被害並びに住家の被害については、人命救助のための緊急を要する調査であり、災害の規模又は程度によっては職員等の応援を要請し、早急に調査を完了するよう努めるものとする。

■被害程度の認定基準と用語の定義（資料編6-1）

(2) 農林関係の被害調査

ア 農地、農業施設、林地、林業施設及び林産物の被害調査は、農業協同組合及び森林組合等の協力を得て実施する。

イ 農作物及び畜産の被害調査は、農業協同組合等の協力を得て実施する。

(3) 商工業関係の被害調査

商工業及びサービス業の被害調査は、商工会議所等の協力を得て実施する。

(4) 土木関係の被害調査

道路、道路の附属施設、河川の被害及び土砂災害危険箇所の被害調査は、建設業組合等の協力を得て実施する。

(5) 学校関係施設の被害調査

学校関係施設の被害調査は、施設管理責任者（学校長等）に実施を依頼する。

(6) その他の被害

行政財産については、各所管課の属する班が専門分野の協力を得て調査する。

6 調査報告と「り災証明書」の交付

人的被害並びに住家及び非住家の被害調査を実施した後は、速やかに「災害り災者調査原票」を作成するとともに、り災者から申請があった場合は「り災証明書」を交付する。

また、災害時にり災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、以下の事項を計画的に進め、住家被害認定の研修機会の充実等を図るとともに、り災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

ア 住家被害の調査及びり災証明書交付の研修及び訓練

イ 応援の受入れ体制等の構築

なお、住家被害の調査及びり災証明書交付を効率的に実施するとともに、職員間における被害情報等の共有を図るなど、当該業務支援システムの活用を推進するものとする。

■災害り災者調査原票（資料編6-2）

■り災証明願<り災証明書>（資料編6-3）

7 県への報告及び要請

(1) 被害速報（随時）

市長は、災害が発生したときから応急措置が完了するまで、県の定める被害速報（随時）により速やかに中部方面本部長（中部地域局長）を経て、県本部長（知事）に報告する。この場合に、迅速に情報を報告することに特に留意し、当該災害の概要及び被害等の状況を把握できる範囲で第一報として報告するとともに、被害の状況（特に死傷者の数）の判明又は災害等の状況の変化に従い、逐次、第二報以降の情報収集・伝達を行うこととする。

ただし、中部方面本部及び県災害対策本部（以下「県本部」という）に連絡がつかない

場合には消防庁に報告する。この場合、報告すべき事項、方法等は県本部への報告に順ずるものとする。なお、連絡がつき次第、県本部長及び中部方面本部長に報告する。

また、県本部長に対して要請すべき事項がある場合は、文書に各計画に定める必要事項を付記して要請する。

行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県に連絡するものとする。

(2) 定時報告

中部方面本部長（中部地域局長）が県本部長（知事）に対して行う定時報告に対し、市は可能な限り最新の被害状況を把握しておくものとする。

(3) 確定報告

市は、被害状況確定後、速やかに中部方面本部長（中部地域局長）を経由して、県本部長（知事）に文書をもって報告するものとする。

8 内閣総理大臣に対する報告

ア 法第 53 条第 2 項の規定に基づき、県が内閣総理大臣に報告すべき災害は、

- ① 県が災害対策本部を設置した災害
- ② 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて特に報告の必要があると認められる程度の災害
- ③ ①又は②に定める災害になるおそれのある災害のいずれかである。

イ 大規模な災害等や社会的影響が大きい災害等が発生した場合には、迅速な情報の収集・伝達に特に留意し、災害等の概要と被害等の状況を把握できる範囲内で第一報を行う。

交通機関、建築物、危険物施設等における事故等により多数の死傷者が発生し又は発生するおそれのある場合には、当該災害等（以下「特定事故災害等」という。）が発生したという旨の伝達を主眼に第一報を行う。

把握できる範囲内で第一報を行った後は、被害等の状況（特に死傷者の数）の判明又は災害等の状況の変化にしたがい、逐次、第二報以降の情報の収集・伝達を行うこととする。

ウ 市が県に報告できず、内閣総理大臣に報告する場合もこれに準じて行うものとする。

エ 内閣総理大臣への報告は、県からは消防庁に報告すれば足りるものであり、消防庁が内閣府（内閣総理大臣）へ報告することとされている。

平成 7 年の法改正により、中央防災会議へは、内閣総理大臣から通報することとされているところである。

（消防庁応急対策室）

	電 話	F A X
平日（9:30～18:15）	03-5253-7527	03-5253-7537
上記以外	03-5253-7777	03-5253-7553

オ 報告は次の基準に該当するものとする。

- | |
|--|
| a 「災害救助法」の適用基準に合致するもの |
| b 都道府県又は市町が災害対策本部を設置したもの |
| c 災害が 2 都道府県以上にまたがるもので 1 の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で多くの被害を生じているもの |
| d 災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの |
| e その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告する必要があると認められるもの |
| f 「火災・災害等即報要領」で定める「速報基準」に該当するもの |

なお、内閣総理大臣への報告は、報告すべき災害を覚知したとき、原則として、覚知後 30 分以内に可能な限り早く、分かる範囲でその第一報を県から消防庁へ報告し、消防庁が内閣府（内閣総理大臣）へ報告するものとする。

9 市防災会議に対する報告

必要に応じ被害状況及び応急対策等の措置について、市防災会議に報告するものとする。

10 通信系統

災害対策本部及び地区支部

災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合における必要な情報の収集又は伝達のための通信系統は、資料編の防災情報通信系統による。

■防災情報通信系統図（資料編 1-3）

11 通信手段

情報の伝達は、次の手段を有効に活用して行う。なお、連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう情報伝達ルート多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化など体制の確立に努めるものとする。

- (1) 防災行政無線（基地局を市災害対策本部室におき、必要に応じ移動局を設置するものとする。）

■防災行政無線移動系（基地局・移動局）設置場所一覧表（資料編 3-1）

■静岡県デジタル260MHz帯移動系市町共用システム設置場所一覧表（資料編 3-2）

■防災相互無線設置場所一覧表（資料編 3-3）

■防災行政無線固定系（同報親局・同報子局）設置場所一覧表（資料編 3-4）

■防災行政無線（同報戸別受信機）設置場所一覧表（資料編 3-5）

- (2) 消防無線

■消防無線一覧表（資料編 3-6-1～4）

- (3) 水道無線

■水道無線一覧表（資料編 3-7）

- (4) 防災相互無線

- (5) 静岡県総合情報ネットワーク

- (6) NTT加入電話

12 通信施設の利用方法

災害の発生により有線通信回線が被災し、不通となった場合、防災行政無線をはじめ、防災関係機関の非常通信を最大限に活用し、非常の際における通信連絡体制を確保する。

- (1) 通信連絡の方法

災害時における通信連絡体制の円滑な運営を図り、混乱を防止するため不用不急の通信の排除に努めるとともに、通信の窓口となる市災害対策本部の連絡責任者（大規模災害対策課長）及び電話番号を指定し、関係各機関に周知しておくものとする。また、有線通信が途絶したときは、行政有線通信を防災無線通信に切り替えるほか、口頭により連絡するものとする。

- (2) 非常通信の確保

ア 災害の規模又は状況により通信回線を新設あるいは補充するときは、臨時回線の設置について西日本電信電話株式会社静岡支店に協力を要請するものとする。

イ 有線電話が途絶したとき、又は回線が混んで利用することが困難なときは、非常無線通信を利用して通信連絡の確保を図る。

- (3) 放送の活用

緊急を要する場合で特別の必要があるときは、放送機関に対し、災害に関する通知、要請、伝達、警告等の放送を依頼するものとする。

- (4) 同時通報用無線等の活用

災害が発生したとき、又は発生のおそれのあるときは、同時通報用無線等を活用し、市民に情報の周知徹底を図る。

(5) 報道機関への協力要請による伝達

広範囲の住民に伝達する場合は、情報を報道機関に提供し、ラジオ、テレビを用いて周知を図る。特に避難情報については、災害情報共有システム（Lアラート）を活用して、迅速かつ的確に情報発信を行う。

第7節 通信施設応急対策計画

この計画は、西日本電信電話株式会社静岡支店等の通信事業者が、災害応急対策活動の基幹となる通信施設を災害から防護し、防災関係機関の緊急連絡回線を確保するとともに、市民の情報活動の円滑化を図るため、その非常災害時の対策計画に基づいて防災活動を行うとともに、県・市をはじめ防災関係機関と協力して、ライフラインとしての機能の維持を図る。

また、電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。

第8節 災害広報計画

1 主 旨

この計画は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合は、人心の安定と社会秩序の維持を図るため、市の広報紙・広報車をはじめ、新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関の協力を得て市民に対して、被害の状況、災害応急対策その他必要な情報を正確かつ迅速に広報する。

なお、その際、要配慮者に配慮した広報を行うものとする。

また、居住地以外の市町に避難する被災者に対して、必要な情報等を容易かつ確実に受け取ることができる体制の整備を図るものとする。

市及びライフライン事業者は、住民等からの問合せ等に対応する体制について、あらかじめ計画しておくものとする。

2 広報の内容

静岡県が定める「大規模地震に関する情報及び広報活動実施要領」による。

- (1) 気象・地象・水象に関する情報
- (2) 道路交通復旧状況
- (3) 交通機関の復旧状況
- (4) 電気・ガス・水道、電話、道路、空港等の被害状況及び復旧見込み
- (5) 医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報
- (6) その他人心の安定及び社会秩序維持のための必要事項
(二次災害防止情報を含む市民生活に必要な情報（給水・給食、防疫、相談所等の情報）)

3 報道機関に対する協力等

- (1) 情報発表者
災害対策本部において、報道機関に対し災害情報を発表する場合の情報発表は危機管理監とする。ただし、情報提供は広報課が行う。
- (2) 情報発表方法
報道機関に対する情報の発表は、原則として「藤枝記者クラブ」を通じて行うが、必要により臨時プレスルームへ参集を求めて行うものとする。
- (3) 発表内容
発表する情報の内容は、災害の種別、発生 の 場所及び日時、被害状況、応急対策の状況、住民に対する避難指示の状況、市民並びに被災者に対する広報資料等とする。

4 広報媒体の活用

市が災害対策上、必要な事項を市民に周知する場合は、次に掲げる各種の媒体を活用して行

うものとする。なお、停電や通信障害発生時には、情報を得る手段が限られることにも配慮する。

(1) 同時通報用無線

(2) C A T V

(3) 広報車

緊急に広報を必要とする場合は、広報車を出動させる。

(4) 地域住民等に対する災害時の情報伝達手段として、災害時情報共有システム(Lアラート)を介したメディアの活用を図る。

(5) 自主防災組織を通じての連絡

(6) インターネット

市ホームページ、メール配信(キックオフメール、緊急速報メール)、藤枝市防災アプリ「藤枝市防災」、X、Facebook等

(7) テレビ・ラジオ

■災害時における放送要請に関する協定(資料編5-60-1~3)

(8) 印刷媒体

ア 広報紙「広報ふじえだ」

イ 回覧文書

ウ ポスター・チラシ類

エ 藤枝記者クラブ加盟の日刊紙

オ 災害記録写真

5 要配慮者に対する広報

災害対策本部は、社会福祉協議会、自主防災組織及びボランティア等の協力を得て、要配慮者に対する広報に努める。

また、聴覚障害者に対しては、FAX(Fネット)・メール配信等による広報を行う。

外国人に対しては、通訳ボランティアの確保に努めるとともに、事前に必要なパンフレットを作成し、配付するよう努める。

6 外部機関からの広報事項の受領

市は外部機関からの災害対策に関する事項について、広報を依頼された場合は、これを受領し、その広報に必要な媒体を活用し広報する。

7 被災者の安否に関する情報の提供等

市は、安否情報システム等を利用した安否情報の収集、整理及び提供を可能とする体制を整備するように努めるものとする。

また、被災者の人命救助活動を迅速・円滑に実施するため、県が別に定めた方針(県地域防災計画資料編I13~15)に基づき県及び警察等と連携し、氏名等の公表を前提とした安否不明者、行方不明者及び死亡者の情報の収集・把握、関係者との調整、名簿の作成等を行う。

8 住民が災害応急対策上必要な情報を入手する方法

住民等は、各人がそれぞれ情報を正確に把握し、適切な行動及び防災活動を行うよう努めるものとする。

情報源とその主な情報内容は次のとおりである。

情報源		情報内容
緊急警報放送受信機付ラジオ・テレビ		市長の放送要請事項
ラジオ、テレビ		地震情報等、交通機関運行状況等
同時通報用無線、CATV、広報車		主として市域内の情報、指示、指導等
インターネット	市ホームページ、メール配信（クリックオフメール、緊急速報メール）、藤枝市防災アプリ「藤枝市防災」、X、Facebook 等	
自主防災組織を通じての連絡		主として市災害対策本部からの指示、指導、救助措置等
サイレン、半鐘		火災発生の通報

第9節 災害救助法の適用計画

1 主 旨

この計画は、災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく救助の円滑な実施を図り、その万全を期することを目的とする。

2 災害救助法の適用基準

災害救助法による適用基準は、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条に定めるところによるが、市において具体的に災害救助法適用の対象となる程度の災害は、次のいずれかに該当する災害である。

適用基準	（1）1号適用 市内域で住家が滅失した世帯の数が100世帯以上であるとき
	（2）2号適用 静岡県の区域内におい2,500世帯以上の住家が滅失した場合であって、市内域の50世帯以上の住家が滅失したとき
	（3）3号適用 県の区域内において、12,000世帯以上の住家が滅失した場合、または当該災害が隔絶した地域に発生したものである等り災者数の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき
	（4）4号適用 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。

3 被害世帯の算定基準

- （1）前項に記載する適用基準（1）～（3）に規定する住家が滅失した世帯の算定に当たっては、住家が半壊し、又は半焼する等、著しく損傷した世帯は2世帯をもって、床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

■被害程度の認定基準と用語の定義（資料編6-1）

- （2）世帯及び住家の単位

ア 世 帯

生計を一にしている実際の生活単位をいう。

イ 住 家

現実に居住のため使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋がしゃ断又は独立しており、日常生活に必要な設計を有しているものなどについては、それぞれをもって1住家として取り扱う。

4 災害救助法の適用手続

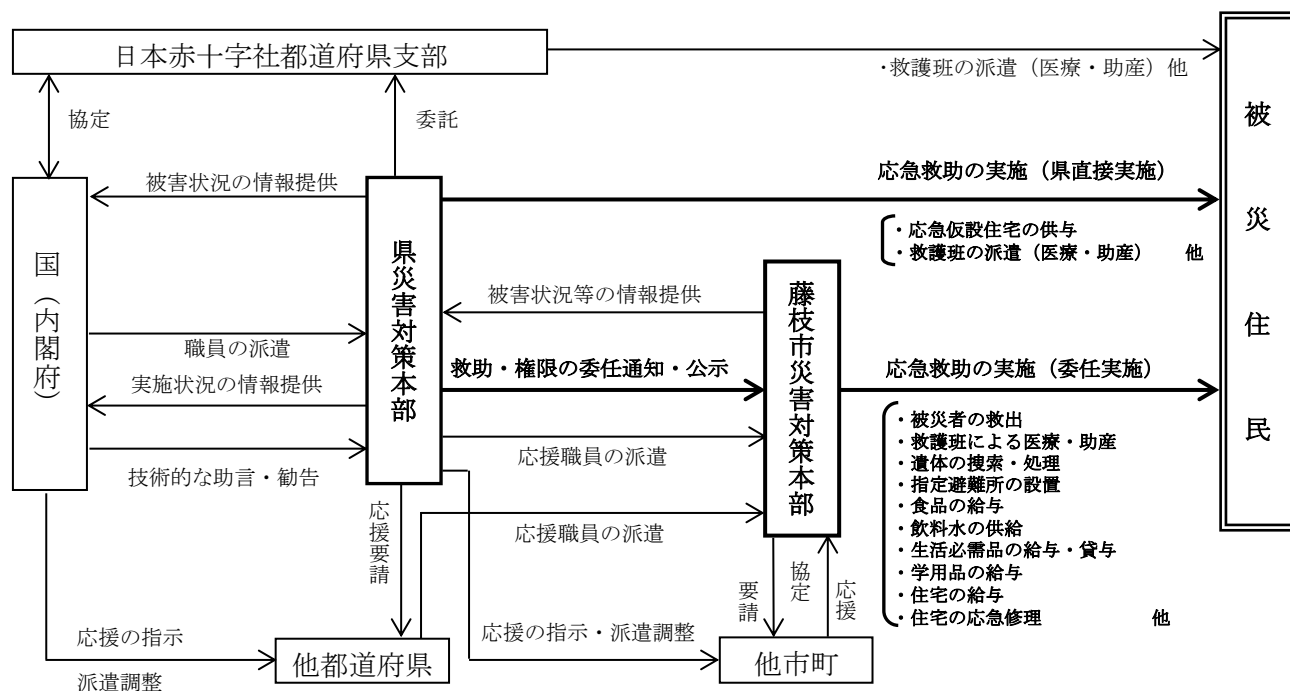
(1) 県への報告

市域内に災害が発生したときは、速やかに当該災害の状況及びこれに対してとった措置の概要を知事に報告する。

(2) 災害救助法対策班の設置

藤枝市に災害救助法が適用されたときは、災害救助に関する事務を統括するため、健康福祉部に災害救助法対策班を設置する。

【災害救助法による応急救助の実施概念図】



5 災害救助法事務

市における被害が、災害救助法の適用基準のいずれかに該当している場合、次に掲げる応急救助事務について、知事からその事務の内容及び期間について通知を受ける。

- (1) 指定避難所及び応急仮設住宅の供与
- (2) 炊き出し、その他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) 被災者の救出
- (6) 被災した住宅の応急修理
- (7) 生業に必要な資金の貸与
- (8) 学用品の給与
- (9) 埋葬
- (10) 死体の捜索及び処理
- (11) 住居又はその周辺の土石等の障害物の除去

■災害救助法による応急救助事務早見表（資料編 6-4）

6 費用の限度額

災害救助法が適用された場合における費用の限度額は、「災害救助法施行細則」（昭和38年静岡県規則第25号）による。

7 一時繰替支弁

市は、救助に要する費用を県が支弁する暇がない場合は、一時繰替支弁する。

8 災害救助法適用外の災害

「災害救助法」が適用されない災害の場合には、被災状況により市長の責任において救助を実施する。

第 10 節 避難救出計画

1 避難誘導

災害から住民の安全を確保するため、市長は防災関係機関と連携し、避難指示、誘導等必要な措置を講ずる。

その際、市は、危険の切迫性・地域の特性等に応じて避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。特に、高齢者や障害のある人等、避難行動に時間を要する要配慮者が迅速に避難できるよう、高齢者等避難の伝達を行うなど、自らが定めるマニュアル・計画に沿った避難支援に努める。

地震災害発生時においては、山・がけ崩れ及び延焼火災の危険予想地域の住民等は、的確に状況を把握し、安全で効率的な避難活動を行う必要がある。また、危険予想地域外においても、建物倒壊その他の要因により、避難が必要となる場合がある。このため、県及び市は適切な措置を講じ、住民等の生命、身体安全確保に努める。

住民は、避難情報が出されなくても、「自らの命は自らが守る」という考え方の下に、自ら警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断すると共に、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。なお、地震災害発生時においては、避難の際は、自らの身の安全を確保しつつ、可能な限り出火防止措置を施すとともに、地域の防災活動に参加することを啓発するものとする。

(1) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保

市長は、住民の生命又は身体を災害から保護し、及び被害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難情報を発令する。住民が自らの判断で避難行動をとることができるよう、避難情報は、災害種別ごとに避難行動が必要な地域を示して発令するとともに、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達する。

また、市は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

①避難情報により立退き避難が必要な住民等に求める行動

警戒レベル	行動を住民等に促す情報	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報(警戒レベル相当情報)	住民等がとるべき行動
警戒レベル 1	早期注意情報(警報級の可能性)※ 1 (気象庁が発表)		・ 防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。

警戒レベル 2	大雨注意報・洪水注意報 (気象庁が発表)	・氾濫注意情報 ・洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)(注意) ・土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)(注意)	・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所、指定避難所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認する。
警戒レベル 3	高齢者等避難 (市長が発令)	・氾濫警戒情報 ・洪水警報 ・洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)(警戒) ・大雨警報(土砂災害) ・土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)(警戒)	危険な場所から高齢者等避難 ・高齢者等は危険な場所から避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
警戒レベル 4	避難指示 (市長が発令)	・氾濫危険情報 ・洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)(危険) ・土砂災害警戒情報 ・土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)(危険)	危険な場所から全員避難 ・安全な場所にいる人は、避難する必要はない。 ・指定緊急避難場所、指定避難所への立退き避難に限らず、知人・友人宅をはじめとした「近隣の安全な場所」への避難や、自宅・施設等の浸水しない上階への避難(垂直避難)、自宅・施設等の浸水しない上層階に留まる(退避)等により「屋内安全確保」を行う。
警戒レベル 5	緊急安全確保 (市長が発令)	・氾濫発生情報 ・(大雨特別警報(浸水害))※2 ・(大雨特別警報(土砂災害))※2 ・洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)(災害切迫) ・土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)(災害切迫) ・浸水キキクル(大雨警報(浸水害)の危険度分布)(災害切迫)	命の危険 直ちに安全確保 ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らないことに留意する。

注 1 市長は、住民に対して避難情報を発令するに当たり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。

- 注2 市長が発令する避難情報は、市が総合的に判断して発令するものであることから、警戒レベル相当情報が出されたとしても発令されないことがある。
- 注3 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）、県が提供する土砂災害危険度をより詳しく示した情報をまとめて「土砂災害に関するメッシュ情報」と呼ぶ。
- 注4 ※1「早期注意情報（警報級の可能性）」は、5日先までの警報級の現象の可能性が「高」、「中」の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って天気予報の対象地域と同じ発表単位（東部、中部など）で、2日先から5日先にかけては日単位で週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（静岡県）で発表される。大雨に関して、「高」又は「中」が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。
- 注5 ※2の大雨特別警報は、洪水や土砂の発生情報ではないものの、災害が既に発生している蓋然性が極めて高い情報として、警戒レベル5相当情報〔洪水〕や警戒レベル5相当情報〔土砂災害〕として運用する。ただし、市長は警戒レベル5の緊急安全確保の発令基準としては用いない。

②実施者

ア 緊急安全確保、避難指示

- a 市長は、住民の生命又は身体を災害から保護し、及び災害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難のための立退きを指示する。また、避難のための立退きを行うことより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあるとき、地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示する。これらの措置を講じた場合は、速やかに知事に報告する。

さらに、避難のための立退きを指示しようとする場合等において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事に対し、指示に関する事項について、助言を求めることとし、迅速に対応できるよう、あらかじめ連絡調整窓口、連絡の方法を取り決め、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

また、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込とともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

助言を求められた指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事は、避難指示の対象地域、判断時期等、所掌事務関し、必要な助言を行う。これら避難情報の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。

知事は、市が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難のための立退きの指示に関する措置の全部又は一部を市長に代わって行う（法第60条）。

- b 知事又はその命を受けた職員は、洪水、津波又は高潮、地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、避難のための立退きを指示することができる（水防法第29条、地すべり等防止法第25条）。
- c 警察官、海上保安官は、市長による避難の指示ができないと認めるとき、又は、市長から要求があったときは、避難のための立退きを指示することができる（法第61条）。
- d 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合に限り、避難等の措置を講ずる（自衛隊法第94条）。
- e 水防管理者は、洪水、津波又は高潮により著しい危険が切迫していると認められるときは、避難のための立退きを指示することができる（水防法第29条）。
- f 市長は、避難のための立退きを指示する場合等において、その通信のため特別の必要があるときは、電気通信設備を優先的に利用し、又はインターネットを利用した情報の提供を行うことを当該事業者等に求める。
- g 市長は、避難行動要支援者の避難行動支援に関する全体計画等に基づき、避難行動要支援者への避難指示を実施する。
- イ 「高齢者等避難」の発令・伝達
- 市長は、避難行動要支援者については、避難行動に時間を要することを踏まえ、「藤枝市避難情報の判断・伝達マニュアル」等に基づき、「高齢者等避難」を発令・伝達する。

(2) 住民への周知

市長等は、避難情報の発令に当たっては、対象となる地域名、避難先、避難理由等を明示し、防災行政無線（同報系、戸別受信機を含む。）、広報車、Ｌアラート（災害情報共有システム）、携帯メール、藤枝市防災アプリ「藤枝市防災」、緊急速報メール等により周知徹底を図る。周知に当たっては、避難行動要支援者に配慮するものとする。

(3) 避難者の誘導等

①市

住民の避難誘導に際し、自主防災組織等の避難誘導のもとに、子ども、高齢者、病人等の保護を優先するなど要配慮者に特に配慮した避難誘導を実施するものとする。また、避難時の混乱防止及び円滑な避難誘導を実施するため、警察官、自衛官等と相互に密接な連絡をとるとともに必要に応じ出動を求めるものとする。

併せて、市は、避難誘導に当たっては、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路や避難先、災害危険箇所等（浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の存在等）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。

②学校、病院等の施設管理者

学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、施設内の利用者等を安全に避難させるため、避難誘導を行う。

③避難路の確保

市及び道路管理者は、住民の安全のために避難路の確保に努める。

(4) 警戒区域の設定

○災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき、市長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該地域への立入りを制限し、もしくは禁止し、又は当該地域からの退去を命ずることができる。

○警察官、海上保安官又は自衛官は法第 63 条第 2 項、第 3 項の規定により市長の職権を行うことができる。

警戒区域を設定した場合、警察官、海上保安官又は自衛官は、直ちにその旨を市長に通知する。

○知事は、市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合には、法第 73 条第 1 項の規定により市長に代わって警戒区域の設定、立入りの制限、退去命令などを実施しなければならない。

2 被災者の救出

(1) 基本方針

救出を必要とする負傷者等（以下「負傷者等」という。）に対する救出活動は、市長が行うことを原則とする。

県、県警察及び自衛隊は、市長が行う救出活動に協力する。

市及び県は、被災者の人命救助活動を迅速・円滑に実施するため、別に定めた方針に基づき、安否不明者、行方不明者及び死亡者の氏名等について公表する。

県は救出活動に関する応援について市町間の総合調整を行う。

市は、当該市の区域内における関係機関による救出活動について、必要に応じて現地合同調整所を設置するなど、総合調整を行う。

自主防災組織、事業所等及び市民は、地域における相互扶助による救出活動を行う。

自衛隊の救出活動は「第 32 節自衛隊派遣要請の要求計画」の定めるところにより行う。

救出・救助活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

(2) 実施主体と実施内容

ア 市

平素より救済資材の配備、救急車の整備充実、救急薬品など救急資材の配備などにつ

いても十分検討し、準備を整えておく。

職員を動員し負傷者等を救出する。

市長は、隣保互助の精神を訴え、住民及び企業、団体等にある自警団、奉仕団、救助隊に対し救助活動に積極的に協力するよう呼びかける。

重傷者を安全な地域や病院まで空輸し、又は火に包囲されて脱出できない人々を空から救助するなど、ヘリコプター使用による救助活動計画を十分検討し、事前に樹立しておく。

市長は、自ら負傷者等の救出活動を実施することが困難な場合、次の事項を示して知事に対し救出活動の実施を要請する。また必要に応じ民間団体の協力を求める。

- (ア) 応援を必要とする理由
- (イ) 応援を必要とする人員、資機材等
- (ウ) 応援を必要とする場所
- (エ) 応援を必要とする期間
- (オ) その他周囲の状況等応援に関する必要事項

イ 自主防災組織、事業所等

自主防災組織及び事業所の防災組織は、次により自主的に救出活動を行うものとする。

- (ア) 組織内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。
- (イ) 救出活動用資機材を活用し組織的救助活動に努める。
- (ウ) 自主防災組織と事業所等の防災組織は、相互に連携をとって地域における救出活動を行う。
- (エ) 自主救出活動が困難な場合は、消防機関、警察又は海上保安部等に連絡し早期救出を図る。
- (オ) 救出活動を行うときは、可能な限り市、消防機関、警察、海上保安部と連絡をとりその指導を受けるものとする。

(3) 指定緊急避難場所・指定避難所への避難誘導・運営

災害の状況により異なるが、原則として次により避難する。

区 分	内 容
指定緊急避難場所への市職員等の配置	市が設定した指定緊急避難場所には、避難誘導、情報伝達、応急救護のため市職員（消防職員、消防団員を含む。）を配置する。また、必要により警察官の配置を要請する。
避難方法	災害の状況により異なるが原則として次により避難する。 要避難地区で避難を要する場合 ア 火災が発生し、広範囲に延焼するおそれがある地域 （ア）火災が延焼拡大し近隣住民等による消火が不可能になった場合、住民等は協力してあらかじめ定めた集合場所へ集合する。 （イ）自主防災組織及び事業所等の防災組織（以下「自主防災組織等」という。）は、集合場所を中心に組織をあげて消火・救出・救護・情報活動を行う。 イ 山・がけ崩れ危険予想地域の住民は、出火防止措置を講じた後、直ちに自主的に安全な場所へ避難する。 その他の区域で避難を要する場合 住民等は、災害が拡大し危険が予想されるときは、出火防止措置をとった後、自宅周辺の安全な場所等へ自主的に避難する。
幹線避難路の確保	市は、職員の派遣及び警察官・自主防災組織等の協力により幹線避難路上にある障害物の排除に努め、避難の円滑化を図るものとする。

避難状況の報告	「地震対策編 別紙 第7章 避難活動 第6節 避難状況等の報告」に準ずる。
---------	---------------------------------------

(4) 救出の対象

- ア 火災の際に火中にとり残された者
- イ 倒壊家屋の下敷きになった者
- ウ 水害により、水とともに流され又は孤立した地点にとり残された者
- エ 山・がけ崩れ、地すべり等により生き埋めになった者
- オ 大規模な爆発又は電車、自動車、航空機等による集団的大事故が発生し、負傷等により救護を要する者

(5) 救出の方法

救出活動は、消防機関が担当するものとし、救出及び救急に必要な部隊編成、車両その他資機材を整備し、それぞれの実情に応じた作業を実施する。

なお、救護に必要な計画については、警察、医師会及び関係交通機関と連絡調整を図っておくものとする。

(6) 関係機関等への応援要請

災害による被害が甚大な場合あるいは災害が同時に多発し、消防機関による救出が困難なときは、自衛隊、他の消防機関、県及び警察の応援を要請する。また、住民、事業所等で組織する自主防災組織、ボランティア等に対しても協力を要請する。

(7) 警察との連携

交通規制及び現場の警備等が必要となるため、特に警察署と緊密に連携して、り災者の救出にあたるものとする。

(8) 医療機関との連携

市立総合病院、平成記念病院及び志太医師会等と連携して、救急業務にあたるものとする。

(9) 救出期間

災害救助法が適用された場合の救出の期間は、災害発生の日から3日以内とする。ただし、これによりがたい場合は、知事と協議をして期間を延長することができる。

(10) 空からの救助

重傷者を安全な地域や病院まで空輸し、又は火に包囲されて脱出できない人々を空から救助するなど、ヘリコプター使用による救助活動計画を十分検討し、事前に樹立しておく。

(11) 救急用資材の整備

平素より救出資材の配備、救急車の整備充実、救急薬品など救急資材の配備などについても十分検討し、準備を整えておく。

3 指定避難所の開設・運営等

市長は、災害が発生し、家屋の浸水、損壊、流失により避難を必要とする住民等を臨時に受け入れることのできる指定避難所を開設し、居住の確保、食料、衣料、医薬品、保健医療サービスの提供、生活環境の整備に必要な措置を講ずるとともに、市が設置した指定避難所以外に滞在する被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

市は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。

市は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。

(1) 指定避難所の開設

避難が必要と判断した場合は、安全な指定避難所を指定し、周知するとともに、速やかに開設するための担当者を派遣し、災害の規模に応じて、必要な指定避難所を可能な限り当初から開設する。また、必要に応じて、福祉避難所を開設するものとする。ただし、緊急を要する場合で、職員の派遣が困難な場合は、あらかじめ協議した自主防災組織の役員や施設の管理者を開設者とすることができる。指定避難所の安全の確保と秩序維持のため、必要により警察官の派遣を要請する。

また、指定避難所に適する施設のない地域、指定避難所が使用不能となった場合又は被災者が多数のため指定避難所に避難しきれなくなった場合には、公園、広場を利用して、野外に建物を仮設したり、天幕を設営するなどの措置をとる。

この場合、仮設に要する資機材については、平素より調達可能数を把握確認しておく。

市は、指定避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するとともに、指定避難所だけでは施設が不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル、旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難先を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。また、要配慮者に配慮し、被災地以外の地域にあるものも含め、ホテル、旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

市は、指定避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、指定避難所の開設状況等を適切に県に報告するよう努めるとともに、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して指定避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

■指定避難所施設一覧表（資料編 4-6）

(2) 指定避難所の管理、運営

市は、施設管理者等の協力を得て、避難所運営組織等と指定避難所を管理、運営する。

①避難受入れの対象者

- ア 災害によって現に被害を受けた者
 - a 住家が被害を受け居住の場所を失った者であること
 - b 現に災害を受けた者であること
- イ 災害によって現に被害を受けるおそれがある者
 - a 避難指示が発せられた場合
 - b 避難指示は発せられていないが、緊急に避難することが必要である場合
- ウ その他避難が必要と認められる場合

②指定避難所の管理、運営の留意点

市は、避難者による自主的な運営を促すとともに、次の事項に留意して、指定避難所の円滑な管理、運営に努める。

- ア 指定避難所ごとに受入避難者に係る情報の早期把握及び自宅、テント、車等指定避難所外で生活している被災者等に係る情報の把握並びに県への報告
- イ 混乱防止のための避難者心得の掲示、流言飛語の流布防止、不安解消のための正しい情報の案内
- ウ 応急対策の実施状況・予定等の情報の掲示
- エ 避難所開設当初からパーテーション等や段ボールベッド等の簡易ベッドの設置
- オ 避難者に不平不満が生じないようにするための適切迅速な給食、給水、その他当面必要とされる物資の配給及びトイレ設置の状況等の把握
- カ 避難行動要支援者への配慮
- キ 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び

利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況等及び避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施等必要な措置の実施

ク 簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレや災害時シャワーシステム等の設置等、避難所の衛生環境の確保への配慮

ケ 感染症対策のための、避難者の健康管理や指定避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な指定避難所レイアウト等の必要な措置の実施

コ 多言語支援が必要な避難者情報の収集及び当該避難者に対する言語、生活習慣、文化等の違いへの配慮

サ 相談窓口の設置（女性指導員の配置）

シ 高齢者、障害のある人、性的マイノリティ、乳幼児等の要配慮者への配慮

ス 避難所運営組織に男女同数選出する等、男女双方の意見が取り入れられる体制への配慮

セ 男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮

ソ 女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズへの配慮

タ 指定避難所における女性や子ども等に対する性犯罪・性暴力・DVの発生を防止するための昼夜問わず安心して使用できる場所へのトイレ・更衣室・入浴施設等の配置、照明の増設、性犯罪・性暴力・DVに係る注意喚起のためのポスター掲載等の女性や子ども等の安全への配慮及び警察・病院・女性支援団体との連携による相談窓口情報の提供

チ 被災者支援等の観点からペットのためのスペース確保、必要な支援を受けるための県動物保護協会及び獣医師会等関係機関との連携及び飼い主の周辺への配慮の徹底

ツ 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるとともに、避難者に過度の負担がかからないように配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。

テ 各指定避難所の運営者とともに、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO、ボランティア等との定期的な情報交換を行うこと

ト 被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合の防災担当部局と保健福祉担当部局が連携した感染症対策として必要な措置の実施

(3) 指定避難所の早期解消のための取組等

市は、県と十分に連携し、避難者の健全な居住環境の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、及び公営住宅や民間賃貸住宅の空家等利用可能な既存住宅のあっせんを行うなど、指定避難所の早期解消に努める。

また、市は、被災建築物応急危険度判定を迅速に実施し、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携し、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するとともに、自宅に戻った被災者への物資の安定供給等に努める。

なお、市、関係機関が連携して、より効率的・効果的な応急対策に取り組めるよう、指定避難所に滞在する被災者が早期に日常生活を取り戻すための方策を検討する。

(4) 指定避難所開設状況等の報告

下記事項について県本部に報告する。

ア 指定避難所開設状況報告（開設後ただちに行う）

（ア）開設の日時及び場所

（イ）箇所数及び受入人員

- (ウ) 開設期間の見込み
- イ 指定避難所受入状況報告（日報）
受入人員（指定避難所別）
- ウ 指定避難所閉鎖報告（閉鎖後ただちに行う。）

4 市長の要求事項

(1) 市長の要請事項

- 市長は、自ら避難、救出を行うことが困難な場合には、下記事項を明らかにした上で、知事に応援を要請する。
- 市は、食料、水、生活必需品、医薬品、血液製剤、燃料及び所要の資機材の調達並びに広域的な避難に必要となる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努めるものとする。

区 分	内 容	
避難の場合	ア 避難希望地域	エ 輸送手段
	イ 避難を要する人員	オ その他必要事項（災害発生原因）
	ウ 避難期間	
救出の場合	ア 救出を要する人員	
	イ 周囲の状況（詳細に記入のこと）	
	ウ その他必要事項（災害発生原因）	

- 市は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。

特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。

- 市は、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。
- 市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

(2) 市長の県管理施設の利用

- 市長は、指定避難所の開設に際し、当該地域内に指定避難所として適当な箇所がない場合は、県管理施設の管理者と協議し、施設を使用することができる。

5 避難行動要支援者への支援

- 市は、被災した避難行動要支援者に対し、被災状況やニーズの把握に努めるとともに、継続した福祉サービスの提供を行う。

(1) 避難行動要支援者の被災状況の把握等

①避難行動要支援者の安否確認・避難誘導及び被災状況の把握

ア 安否確認・避難誘導

- 市は、発災時等においては、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難支援計画等に基づき、民生委員・児童委員をはじめ地域住民や自主防災組織等の協力を得な

がら、在宅要援護高齢者、障害のある人その他の避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。また、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、避難行動に支援が必要と認められる者の避難誘導の実施に努める。

さらに、市は、被災により保護者を失う等保護が必要となる児童の迅速な発見、保護に努める。

イ 被災状況の把握

市は、所管する社会福祉施設等の施設設備、入所者、職員及び福祉関係スタッフ等の被災状況の迅速な把握に努める。

②福祉ニーズの把握

市は、被災した避難行動要支援者に対して、居宅、指定避難所及び応急仮設住宅等において、福祉サービスを組織的・継続的に提供できるよう、指定避難所に相談窓口を設置するなど、福祉ニーズの迅速な把握に努める。

(2) 被災した避難行動要支援者への支援活動

避難誘導、指定避難所等での生活環境、応急仮設住宅への受入れに当たっては、避難行動要支援者に十分配慮するものとする。特に、指定避難所等での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害のある人向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、情報の提供についても十分配慮する。

①在宅福祉サービスの継続的提供

市は、被災した避難行動要支援者に対して、居宅、指定避難所及び応急仮設住宅において、補装具や日常生活用具の交付、ホームヘルパーの派遣等、在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。

その際には、福祉サービス事業者等の支援者と可能な限り連携を図るとともに、避難行動要支援者本人の意思を尊重して対応する。

②避難行動要支援者の施設への緊急入所等

市は、被災により、居宅、指定避難所等では生活できない避難行動要支援者については、本人の意思を尊重した上で、福祉避難所（二次的な避難施設）への避難及び社会福祉施設等への緊急一時入所を迅速かつ円滑に行う。

社会福祉施設等は、施設の機能を維持しつつ、可能な限り受け入れるよう努め、入所者が安心して生活を送ることができるよう支援を行う。

■災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書（資料編 5-11-1～10）

■災害時に要介護者等の避難施設として社会福祉施設等を使用することに関する協定
（資料編 5-12）

■福祉避難所として使用することの覚書（資料編 5-16）

6 広域避難・広域一時滞在

○市は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、市の区域外への広域的な避難及び応急住宅への収容が必要であると判断した場合において、県内他市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県に報告した上で自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

○市は、大規模広域災害時に円滑な広域的な避難が可能となるよう、広域一時滞在に係る応援協定を他の地方公共団体と締結するなど、発災時の具体的な避難や受入の方法を定めるよう努めるものとする。また、市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

○市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民の受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

○市は、国、県、運送事業者等とともに、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定

めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

- 市は、国の特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部（以下「政府本部」という。）、県、指定行政機関、公共機関及び事業者とともに、避難者のニーズを十分把握し、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確かな情報を提供できるよう努めるものとする。

区 分		内 容
県内市町への避難	被災市町	・県内他市町への受入れについては、当該市町へ直接協議する。 ・広域避難を行う際は、自治会などコミュニティ単位で受入先の指定避難所に入れるように配慮する。また、避難先の指定避難所には可能な限り職員を配置し、避難者の状況把握に努める。
	受入市町	・広域避難を受入れる市町は、被災市町と協力して指定避難所の開設・運営等を行う。 ・市町は、指定緊急避難場所を指定する際に、広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。
	県	被災市町から県内他市町への広域避難に関する支援要請があった場合には、被災市町からの避難経路及び避難者見込数などの情報を基に受入可能市町の調査を行い、受入可能市町及び避難者の受入能力（施設数、施設概要等）の助言を行う。
県外への避難	被災市町	・他の都道府県への受入れについては、県に対し当該都道府県との協議を求める。 ・広域避難を行う際は、自治会などコミュニティ単位で受入先の指定避難所に入れるように配慮する。また、受入市町と協力して、広域避難者に対して必要な情報や支援が提供できる体制の整備に努める。
	県	被災市町から県外への広域避難に関する支援要請があった場合には、都道府県間及び全国知事会の災害時相互応援協定等に基づき協力要請して受入先を確保するとともに、被災者を避難させるための輸送手段の調達等を支援する。

第 11 節 愛玩動物救護計画

災害により、在宅からの退去・避難を余儀なくされた者によるペットの指定避難所等における管理及び飼い主と逸れたペットへの対応に支障のないよう県、市、飼い主等の実施事項を定める。

1 同行避難動物の対応

(1) 県

指定避難所でのペットの飼養・管理方法や飼い主に周知すべき平常時からの対策について、指定避難所の管理責任者等へ周知を図るとともに、市、ボランティア、関係機関等に災害対策に関連した情報を提供・共有を行うことにより県下全域における一体性を有した体制整備を図る。

(2) 市

ア 「人とペットの災害対策ガイドライン」（環境省作成）、「災害時における愛玩動物対策行動指針」、「避難所のペット飼育管理ガイドライン」（県作成）により、指定避難所におけるペットの取扱い等について、広く住民に周知を行う。

イ 指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努める。

(3) 飼い主

ア 人とペットが安全に避難するため、また指定避難所での管理を想定し、日頃からケー

ジ等に慣れさせるとともに基本的なしつけを行う。

イ 日頃からペットの健康管理には注意し、感染症予防ワクチンの定期的な接種や外部寄生虫の駆除を行うことで、ペットの健康、衛生状態を確保しておく。

ウ 処方薬（療法食含む）、ペットフード・水（少なくとも5日分、できれば7日以上）、予備の首輪等必要な物資の備蓄を行う。

エ 飼い主が指定避難所等へ避難する場合にあっては、飼い主等の身の安全の確保を第一とした上で同行避難（※）に努めるものとする。

2 放浪動物への対応

（1）県

市、ボランティア、関係機関等と協働し、災害時における放浪動物の保護・収容、返還、譲渡等について、県下全域における一体性を有した体制整備を図る。

（2）市

ア 放浪動物への対応について県と必要な連携を図る。

イ 狂犬病予防法に基づく原簿の整理を行い、管内の犬の飼育状況の把握に努める。

ウ 狂犬病予防法に基づき飼い主に交付する鑑札及び注射済票の飼い犬への装着を徹底させるよう啓発を行う。

エ 飼い主からの飼育犬の保護依頼に関し、県に対して必要な協力を求める。

オ 飼い猫の登録制度を制定する市にあっては、飼い主からの保護依頼等に関し、県に対して必要な協力を求める。

カ 県に保護された犬、猫について、飼い主に関する情報の照会に必要な協力をする。

（3）飼い主

ア 保護された動物が飼い主のもとに確実に返還されるよう、迷子札等を装着し、飼い主の連絡先等を明らかにする。

イ 放たれた動物による住民の安全や公衆衛生環境の悪化を防ぐため、飼い主が指定避難所等へ避難する場合にあっては、飼い主等の身の安全の確保を第一とした上で、ペットとの同行避難（※）に努めるものとする。

（※）同行避難：災害時に、飼い主が飼育しているペットを同行し、指定避難所等まで安全に避難すること。指定避難所等へ避難後、在宅避難ができないため指定避難所で生活する飼い主とペットが同居することを意味するものではない。

第12節 食糧供給計画

1 主 旨

この計画は、災害のため物資の流通機能が麻痺し、食料を確保することが困難になり、又は住家の被害等により自宅での炊飯が不可能になり、日常の食事に支障がある者に対して、災害時における炊出し、その他必要な食料を確保し、支給するため災害救助法に基づいて行う実施事項を定め、食料供給に支障のないよう措置することを目的とする。

なお、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、指定避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメント（情報の評価・分析）の実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努め、要配慮者等のニーズの違いに配慮するものとする。

2 実施内容等

（1）食料給与の対象者

ア 指定避難所に避難した者。

イ 住家の被害が全焼、全壊、流出、半壊、半焼、床上浸水等であって炊事のできない者。ただし、床下浸水であっても炊飯施設又は炊事道具を流失し、炊事ができない場合は対象とする。

- ウ 旅行者、一般家庭の来訪客等で食料品の持ち合せがなく調達の方途のない者等。
- エ 被害を受け現在地に居住することができず、一時縁故先などに避難する者で、食料品をそう失し、持ち合せのない者。

(2) 対象品目

- ア 主 食（米、弁当、パン、麺類、インスタント食品等の主食）
- イ 副 食（調味料を含む。）

(3) 給与の方法

給与は次の２種類とする。

ア 炊出し

り災者に対する応急炊出し及び食料品給与の担当（教育部学校給食課の班長が指名する各現場責任者）を定め、自主防災会等の協力を求め、給食施設あるいは仮設炊飯施設により炊出しを行う。

イ 食料の給与

食料の給与は、原則として包装食によるものとし、なるべく保存性の高い副食物を添える。

なお、主食は米あるいはパン等を原則とし、副食は状況により添付するが、漬物、佃煮缶詰等で食器類を必要としない食品に配慮する。

また、食品の給与に替えて金銭の支給は行わず、数量については、１人１食精米 200g 以内（配給基準数量）、乾パン、生パン及び麺類については社会通念上の数量とする。

給食については、学校給食センターや民間給食施設や食品製造業者等に協力を要請するなど、被災状況に適応して実施する。

なお、衛生面に留意し、飲料水の衛生処理、器具、容器の洗浄、ハエ等の害虫駆除等を図るものとし、り災者の健康保持のため、栄養指導についても配慮するものとする。

応急食料の配分に当たっては、事前に地域住民に対し広報を行うとともに、自主防災組織の協力を求め公平の維持に努める。

(4) 実施期間

災害発生の日から７日以内とする。

ただし、期間内に炊出しその他による食品給与を打ち切ることが困難な場合は、知事と協議して必要最小限の期間の延長をすることができる。

(5) 応急食料の確保計画量

市は、別に定める品目ごとの必要量を確保するよう努めるものとする。

大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように出来ないという認識に立って初期の対応に十分な量の備蓄をする。

3 調達の方法

(1) 協定に基づく調達

民間との協定に基づき販売業者から購入するものとする。このため、平素から業者の所在地、供給能力等を調査把握し、災害時に対処するものとする。

(2) 県への要請

市で調達が不可能又は困難な場合には、下記の事項を明らかにしたうえで、県に対し調達あっせんを要請するものとする。

- ア 調達又はあっせんを必要とする理由
- イ 必要な食料の品目及び数量
- ウ 引き渡しを受ける場所及び引受責任者
- エ 連絡課及び連絡責任者
- オ 荷役作業員の派遣の必要の有無
- カ 経費負担区分
- キ その他参考となる事項

(3) 関東農政局静岡県拠点等への要請

交通及び通信が途絶して知事に調達あつせんを要請できない場合、市長は関東農政局静岡県拠点又は政府所有食糧を保管する倉庫の責任者に対して災害救助用米穀の緊急引渡しを要請するものとする。

4 費用の限度額等

災害救助法が適用された場合、炊出しその他による食品給与のために支出できる費用の限度額は、災害救助法施行細則による。

また、その内訳は次のとおりである。

- (1) 主食費、副食費（調味料を含む。）、燃料費
- (2) 器物（炊飯器、鍋、ヤカン、バケツ等）の使用謝金又は借上料
- (3) 包装用経木、茶わん、はし、使い捨て食器等の購入費

5 実施状況の報告及び整備書類の作成

県が定める書類を整備するとともに、必要な都度、実施状況を報告する。

6 災害救助法適用外の災害

災害救助法が適用されない災害の場合には、被災状況により市長の責任において対策を実施する。

7 市民及び自主防災組織

応急食料は家庭及び自主防災組織の備蓄並びに市民相互の助け合いによって可能な限りまかなうものとし、これによってまかなえない場合は市に供給を要請する。

自主防災組織は市が行う応急食料の配分に協力する。

自主防災組織は必要により炊き出しを行う。

第13節 衣料・生活必需品・その他の物資及び燃料供給計画

1 主 旨

この計画は、災害によって被害を受け、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他生活必需品をそう失又はき損し、これらの生活必需品を入手できない被災者に対し、急場をしのぐ程度の衣料、生活必需品その他の物資（以下この節において「物資」という。）及び燃料を災害救助法に基づいて支給するために必要な事項について定めておくものとする。

なお、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

2 実施主体と実施内容

(1) 市

非常持出しができない被災住民や旅行者等に対して物資を配分する。

物資の調達先は、原則としてあらかじめ供給協定を締結した物資保有者とする。

これによって調達できないときは、他の物資保有者から調達する。市長は、物資の調達が不可能又は困難な場合には、下記事項を明らかにした上で県に調達、又はあつせんを要請する。

- ア 調達又はあつせんを必要とする理由
- イ 必要な物資の品目及び数量
- ウ 引き渡しを受ける場所及び引受責任者
- エ 連絡課及び連絡責任者
- オ 荷役作業員の派遣の必要の有無
- カ 経費負担区分

キ その他参考となる事項

物資の配分に当たっては、事前に地域住民に対し広報を行うとともに、自主防災組織の協力を求め公平の維持に努める。

市は、炊き出しに必要なLP ガス及び器具等の支給又はあつせんを行う。

市長は、炊き出しに必要とするLP ガス及び器具等の調達ができないときは、次の事項を示して県に調達のあつせんを要請する。

- ・必要なLP ガスの量
- ・必要な器具の種類及び個数

(2) 市民及び自主防災組織

物資は家庭及び自主防災組織の備蓄並びに市民相互の助け合いによって可能な限りまかなうものとし、これによってまかなえない場合は市に供給を要請する。

自主防災組織は市が行う物資の配分に協力する。

地域内のLP ガス販売業者等の協力を得て、使用可能なLP ガス、及び器具等を確保するものとする。

(3) 日本赤十字社静岡県支部

日本赤十字社静岡県支部が備蓄している非常災害用救援物資を被災者のニーズに応じて、速やかに市を通じて被災者に配分する。

(4) 衣料、生活必需品等の給与又は貸与の対象者

住家の被害が全焼、全壊、流失、半壊、半焼又は床上浸水により生活上必要な被服、寝具、その他日用品等をそう失又はき損し、ただちに日常生活を営むことが困難な者。

(5) 対象品目

ア 被服、寝具及び身の回り品

洋服、作業着、下着、毛布、布団、タオル、靴下、サンダル、傘等

イ 日用品

石けん、歯みがき、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等

ウ 炊事道具

炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等

エ 光熱材料

マッチ、LP ガス等

オ 食器

茶わん、皿、はし、汁わん等

(6) 割当計画の作成

福祉政策課は、作成された「災害り災者調査原票」に基づき、必要物品の購入、当該物品の引取り及び配布の割当計画を作成する。

(7) 調達

被災者に対する生活必需品の調達担当である障害福祉課は、被災の程度により必要とする物資を速やかに調達できるよう努めるものとし、調達が困難な物資については、県に対し調達又はあつせんを要請するものとする。

■災害救助に必要な物資の調達に関する協定（資料編5-25）

■災害時における燃料の供給の協力に関する協定（資料編5-26）

■災害救助に必要な飲料水の調達に関する協定（資料編5-28）

■災害時における応急生活物資供給等の支援に関する協定（資料編5-29）

■災害時における応急生活物資供給等の支援に関する協定（資料編5-30）

(8) 輸送の方法

ア 調達した物資の輸送については、原則として当該物資発注先の業者等に依頼するものとする。

イ 当該物資発注先の業者等において輸送できないときは、「第23節 輸送計画」に基づき市が措置するものとする。

(9) 集積場所

調達した衣料、生活必需品等及び災害救助物資等については、あらかじめ指定する物資集積場所へ集積する。

■緊急物資集積及び供給場所（資料編 4-5）

(10) 給与又は貸与の方法

ア リ災害調査原票に基づき、被災世帯の構成員の数を基準に配分計画を作成する。

イ 受領書を徴して現物支給する。

(11) 費用の限度額

災害救助法が適用された場合、給与又は貸与のため支出できる費用の限度額は、県が定める額とする。

(12) 給与又は貸与の期間

災害救助法が適用された場合の給与又は貸与の期間は、最終的に物資が被災者の手に渡されるまでの期間であり、災害発生の日から10日以内である。ただし、交通の途絶、物資の調達が困難など特別の理由があるときは、知事を経由して内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限度の期間を延長することができる。

(13) 実施状況の報告及び整備書類の作成

県が定める書類を整備するとともに、必要な都度、実施状況を報告する。

(14) 物資の確保計画量

市は、別に定める品目ごとの必要量を確保するよう努めるものとする。

大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようにできないという認識に立って初期の対応に十分な量の備蓄をする。

3 災害救助法適用外の災害

災害救助法が適用されない災害の場合には、被災状況により市長の責任において対策を実施する。

第 14 節 給水計画

1 主 旨

この計画は、災害により飲料水が枯渇し、又は汚染し、現に飲料に適する水を得ることができない場合における応急飲料水供給のため災害救助法に基づいて行う実施事項を定め、給水に支障のないよう措置することを目的とする。

2 実施主体と実施内容

(1) 市

飲料水の確保が困難な地域に対し、給水拠点を定め、給水車等により応急給水を行う。その際、高齢者等または傾斜地などで給水場所までの飲料水の運搬作業が困難な地域にも配慮するよう努めるものとする。

市長は、管内で飲料水の供給を実施することができないときは、次の事項を明らかにした上で、知事に調達のあつせんを要請する。

ア 給水を必要とする人員

イ 給水を必要とする期間及び給水量

ウ 給水する場所

エ 必要な給水器具、薬品、水道用資材等の品目別数量

オ 給水車両のみ借上げの場合はその必要台数

カ その他必要事項

自己努力によって飲料水を確保する住民に対し、衛生上の注意を広報する。

地震発生後約 8 日以内を目途に仮設共用栓等を設置し、最低限の生活に必要な水を供給するよう努める。

(2) 飲料水の供給を受ける者

災害により、現に飲料水を得る事ができない者。

- (3) 飲料水の供給量
飲料水の最低必要量として、1人1日3リットルを目標とする。
- (4) 費用の限度額等
災害救助法が適用された場合、飲料水の供給に必要な費用の限度額は、県が別に定める額とする。
なお、対象経費は次のとおりである。
ア ろ過水その他供給による人夫賃及び輸送費
イ ろ過水器その他給水に必要な機器及び器具の借上料、修繕費又は燃料費
ウ 浄水用薬品及び資材費
- (5) 飲料水の供給期間
災害発生の日から7日以内とする。ただし、知事を経由して内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長することができる。
- (6) 市民及び自主防災組織
地震発生後7日間は貯えた水等をもって、それぞれ飲料水を確保する。
地震発生後4日目から7日目位までは、自主防災組織による給水及び市の応急給水により飲料水を確保する。
地域内の飲用に適する井戸、湧水等を活用し、飲料水の確保に努める。この場合は特に衛生上の注意を払う。
市の実施する応急給水に協力し、飲料水の運搬配分を行う。

3 給水実施要領

- (1) 水 源
応急給水の水源は、水源地・配水池（緊急遮断弁付）等の水道施設を原則的に使用する。
- (2) 給水の方法
ア 給水は、上水道課が震災時給水対策要綱に準じて措置する。
イ 給水に際しては、給水期間、給水場所を事前に周知するものとする。
ウ 第1次給水においては、医療施設等の給水拠点を最優先し、順次、学校等の指定避難所への運搬給水を行う。なお、給水拠点への運搬給水は各施設の受水槽及び非常用給水タンク等への補給を行う。第2次給水においては、応援を含む給水体制を確立し、給水拠点数を拡大し運搬給水を増加させる。第3次給水においては、管路の復旧の進展により仮設給水を増加させ運搬給水を縮小していく。第4次給水では、管路の復旧により一部の復旧困難地域を除き応急給水を終息する。
- (3) 応急給水の期間と数量
大規模な災害が発生し、応急給水が必要な区域が広範囲にのぼり、早急な給水の回復が困難な場合は、概ね次のような給水を行う。

区 分	期 間	一人当たり水量 (ℓ/人日)	水量用途内訳	給 水 方 法 等
第1次給水 (混乱期)	災害発生から 3日間	3	生命維持のため必要最小限の量	・自己貯水の活用 ・自主防災組織を中心とする給水 ・医療施設等の給水拠点を最優先した運搬給水
第2次給水 (復旧前期)	4日目から 7日目まで	3～20	調理・洗面等の最低生活に必要な量	・応援体制を確立し、給水拠点の拡大 ・運搬給水の増加 ・幹線復旧による給水拠点への仮設給水
第3次給水 (復旧後期)	8日目から 1ヶ月まで	20～100	最低の入浴・洗濯に必要な量	・支管復旧による仮設給水の拡大 ・運搬給水の縮小

第4次給水 (復興期)	1ヶ月から 完全復旧まで	100～ 被災前水量	通常給水とほ ぼ同量	・管路復旧の進展による各戸給水 ・一部の復旧困難地域を除き、応急給 水の終息
----------------	-----------------	---------------	---------------	--

(4) 応急給水体制（応援体制を含む）

応急給水作業は、必要に応じて市生活環境課に職員及び車両の応援を要請するとともに、「水道災害時の協力に関する協定」及び「日本水道協会静岡県支部災害時相互応援要綱」に基づき、市内の水道業者及び他の水道事業体に応援を要請して行う。

- 日本水道協会静岡県支部水道震害等相互応援対策要綱（資料編2-17 参照）
- 災害対策用機器一覧表（資料編4-10 参照）
- 応急給水水源一覧表＜上水道施設＞（資料編4-11 参照）
- 応急給水水源一覧表＜簡易水道等施設＞（資料編4-12 参照）
- 水道災害時の資材調達に関する協定（資料編5-27 参照）
- 水道災害時の協力に関する協定（資料編5-38 参照）

4 水道災害対策本部の設置

大規模な災害が発生し、災害対策本部が設置された場合においては、必要に応じて水道庁舎内に水道災害対策本部を設置し対応する。

- 藤枝市水道（地震）災害対策本部組織図（資料編1-9）

5 給水施設の応急復旧

(1) 復旧計画の目標

復旧の目標は、主要配水管線から復旧し、医療機関、指定避難所等に優先的に給水する。その管路については仮設露出配管とする。原則として共同水栓等による応急給水までに1週間、各戸給水までに1ヶ月をめどに応急復旧を行うものとする。

(2) 被害状況調査

被害情報の収集は、早急かつ慎重に行うものとし、情報収集に当たっては水道施設の被害の他、公共施設等の給水設備等の被害も把握する。

- 水道施設位置図（資料編4-13）

(3) 応急復旧体制（応援体制を含む）

応急復旧作業は、必要に応じて「水道災害時の協力に関する協定」及び「日本水道協会静岡県支部水道震害等相互応援対策要綱」に基づき、市内の水道業者及び他の水道事業体に応援を要請して行う。

- 日本水道協会静岡県支部水道震害等相互応援対策要綱（資料編2-17）
- 水道災害時の資材調達に関する協定（資料編5-27）
- 水道災害時の協力に関する協定（資料編5-38）

(4) 共同水栓仮設計画

配水支管・給水管の被害が大きい地域においては露出管を敷設し、共同水栓を設置する。

(5) 備蓄資材の活用

必要資材は、備蓄資材を活用するものとし、不足する場合は「水道災害時の資材調達に関する協定」に基づき、協定業者から購入し対応する。

6 災害救助法適用外の災害

災害救助法が適用されない災害の場合には、被災状況により市長の責任において対策を実施する。

第15節 水道及び下水道対策計画

1 主 旨

この計画は、市民の日常生活及び産業経済活動に欠くことのできない水道事業並びに下水道事業の各施設、設備についての応急措置について定めるものとする。

2 上水道

取水、浄水及び配水の各施設について、設備の防護に全力を挙げ給水不能の範囲を可能な限り最小限にとどめるよう努めるとともに、施設に被害を生じたときは、ただちに応急復旧に努めるものとする。

(1) 停電の場合

取水場、浄水場、配水場等において、自家発電装置のある施設はこれに切り替え、断水防止に万全の措置を講ずるものとする。

(2) 水道水が汚染し、又は汚染のおそれがある場合

施設が破壊し、毒物等の混入が予想され、又は混入の事実を知った場合は、ただちに配水を中止し、破壊箇所の復旧、施設の洗浄並びに消毒を実施して毒物等の除去に努めるとともに、広報車による広報、報道機関による通知放送、報道機関による緊急放送等により水道の使用禁止の周知徹底を図るものとする。

(3) 取水、浄水、配水施設が破損した場合

一部の取水、配水系統が破損した場合は、断水区域の縮小を図り、断水区域に対して応急給水を実施するとともに、破損箇所の復旧に全力を挙げるものとする。又、施設の大部分が破損した場合は施設の応急復旧に努める。

(4) 配水管が破損した場合

配水管が破損し、出水による浸水、道路陥没等の被害が発生、又は発生のおそれがある場合は、配水を一時制限又は停止の措置をとるものとする。このため、広範囲にわたって長時間の断水が生じたときは給水の措置をとらなければならない。

3 下水道

下水道管理者は、災害の発生時において、速やかに、下水道施設の構造等を勘案して、巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握した時は、仮設ポンプ及び仮設配管の設置その他の公共下水道等の流下機能を確保するために必要な応急措置を講ずるものとする。

また、浄化センター、管渠、ポンプ場等の下水道施設の防護に全力を挙げるとともに、施設に被害を生じたときは、ただちに応急復旧に努めるとともに処理機能の確保を図るものとする。

(1) 応急措置

ア 停電の場合

浄化センター、汚水中継ポンプ場等（以下「浄化センター等」という。）において停電した場合には、ただちに機器が正常に作動するか確認し、自家発電装置等に切り替え、施設の機能維持に万全の体制を講ずるものとする。

イ 浸水の場合

浄化センター等が浸水した場合は、ただちに排水を図るため、被災箇所・状況を調査し、速やかに応急措置を講じる。また、下水道幹線管渠の破損による浸水については、被害が広範囲に及ぶおそれがあり、応急復旧は特に迅速に行う必要がある。排水不能の事態が発生した場合には、移動ポンプを設置して排水作業を行うものとする。

ウ 管渠の閉そく

管渠等の破損により、管渠内に土砂等が流入・堆積した場合においては、速やかに閉そく箇所を把握し、障害物を除去し、流入防止等の応急措置をとるものとする。

(2) 要員の確保

緊急活動の実施にあたり、要員に不足を生じたときは、他の部・班の職員の応援を要請するものとするが、なお不足するときは下水道事業災害時中部ブロックに加入する団体、指定工事店協議会等及び他の地方公共団体に対して要員の派遣を要請するものとする。

(3) 応急復旧用資機材の確保

災害の規模により大量の資機材が必要になる場合は、下水道事業災害時中部ブロックに

加入する団体及び指定工事店協議会等に緊急的に資機材の調達を要請するものとする。

(4) その他

他関係機関との連携並びに住民への情報提供に努める。

第16節 被災建物等に対する安全対策、災害危険区域の指定、応急仮設住宅及び住宅 応急修理計画

1 主 旨

市は、地震により建築物及び住宅地等が被害を受けたときは、その後の余震等による二次被害の発生を防止するため、安全対策（被災建築物及び被災宅地等に対する危険度判定）を実施するほか、地震等により著しい危険が生ずるおそれのある区域を、必要に応じて、建築基準法第39条に基づき災害危険区域に指定する。

この計画は、災害により住家が全壊、全焼又は流出し、自らの資力では住宅を確保することができない者に対しては、応急的な住宅を提供するほか、災害のため、被災を受けた住家を応急的に補修して住居の安定を図るよう措置することを目的とする。

応急的な住まいを確保するに当たっては、既存住宅ストックの活用を重視することとし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援やブルーシートの展張等を含む応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。

なお、他の都道府県の応急仮設住宅等への受入れについては、「第10節 避難救出計画」の「6 広域避難・広域一時滞在」による。

2 被災建築物及び被災宅地等に対する危険度判定

(1) 建築物

市は、地震被災建築物の応急危険度判定を要すると判定したときは、地震被災建築物応急危険度判定実施本部を設置するとともに、その旨を県に連絡する。

併せて、被災者等への周知等、判定実施に必要な措置を講じるとともに、必要に応じて県へ判定支援要請を行い、地震被災建築物応急危険度判定士等により被災建築物の応急危険度判定を実施する。

(2) 宅地等

市は、宅地の被害に関する情報に基づき、宅地危険度判定の実施を決定した場合は、危険度判定の対象区域及び宅地を定めるとともに、必要に応じて危険度判定の実施のための支援を県に要請し、被災地危険度判定士の協力のもとに危険度判定を実施する。

(3) 市民

市民は、自らの生命及び財産を守るため、被災建築物及び被災宅地の安全性を確認するとともに、危険度判定の実施が決定されたときは協力するものとする。

市民は、判定の結果に応じて、避難及び当該建築物及び宅地等の応急補強その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 災害危険区域の指定

(1) 指定の目的

災害から住民の生命を守るために、危険の著しい区域を指定して、住居の用に供する建築物の建築の禁止、その他建築に関する制限を定める。

(2) 指定の方法

条例により区域を指定し、周知する。

4 応急住宅の確保

(1) 基本方針

避難所生活を早期に解消するために、マニュアル（災害時の応急住宅対策マニュアル）等に基づき、被災者の住宅を応急的に確保する。

5 実施事項

(1) 応急仮設住宅の設置

ア 入居の対象者

住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者

イ 規模及び費用の限度額

災害救助法施行細則に基づき別に定める規模及び額による。

ウ 整備開始期間

災害発生の日から20日以内。ただし、期間内に着工できない場合は、知事に対して必要最小限の期間の延長を求めることができる。

エ その他

供与、維持管理、処分及び手続等、知事から委任を受けて行う場合は「災害時の応急仮設住宅対応マニュアル」による。

(2) 住宅の応急修理

ア 修理対象者

(ア) 災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者。

(イ) 公営住宅・会社の寮・寄宿舍以外の住宅に居住している者。

イ 規模及び費用の限度額

災害救助法施行細則に基づき別に定める規模及び額による。

ウ 修理期間

災害発生の日から3か月以内とする。ただし、国の災害対策本部が設置された災害においては、6か月以内とすることができる。

エ その他

修理を知事から委任を受けて行う場合は、「災害時の応急仮設住宅対応マニュアル」による。

(3) 被害状況の把握

「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、被災状況や全壊戸数、避難所生活世帯等を把握する。

(4) 体制の整備

応急住宅対策に関する体制を整備する。

(5) 建設型応急住宅の建設

建設を県から委任された場合は、社団法人プレハブ建築協会等の協力を得て建設する。

(6) 賃貸型応急住宅の借上げ

借上げを県から委任された場合は、不動産関係団体の協力を得て借上げる。

(7) 応急仮設住宅の管理運営

応急仮設住宅の適正な管理運営を行うものとする。

その際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、心のケア、コミュニティの形成・運営、生活者の意見の反映などにも配慮する。

(8) 応急住宅の入居者の認定

避難所生活世帯に対する入居意向調査等を実施する。

入居者の認定を市長が行うこととされた場合は、被災者の特性や実態に応じた配慮をしながら、自らの資力では住宅を確保できない者のうちから認定し入居させる。

(9) 市営住宅等の一時入居

市営住宅等の空家へ必要に応じ、被災者を一時的に入居させる。

(10) 応急住宅の管理

住宅使用契約書と住宅台帳を作成し、応急住宅の入退去手続き・維持管理を行う。応急住宅ごとに入居者名簿を作成する。

入居者調査、巡回相談等を実施し、応急住宅での生活に問題が発生しないよう努める。

(11) 住宅の応急修理

(ア) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

住家が半壊、半焼又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある屋根、外壁、建具（玄関、窓やサッシ等）等の必要な部分に対して、ブルーシートの展張などの知識・経験を有する建設業者・団体等の協力を得て、速やかに緊急の修理を行う。

(イ) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受けた者のうち、自ら資力をもっては住宅の応急修理を実施できない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対し居室、炊事場及び便所等最小限度の日常生活を維持するために欠くことのできない部分について、建設業者・団体等の協力を得て、応急修理を行う。

(12) 建築資機材及び建築業者等の調達、あっせん要請

市長は、応急仮設住宅及び住宅の応急修理に必要な建築業者が不足し、又は建築資機材を調達できない場合は、次の事項を示して県にあっせん又は調達を要請する。

(ア) 応急仮設住宅の場合

- ① 被害世帯数（全焼、全壊、流失）
- ② 設置を必要とする住宅の戸数
- ③ 調達を必要とする資機材の品名及び数量
- ④ 派遣を必要とする建築業者及び人数
- ⑤ 連絡責任者
- ⑥ その他参考となる事項

(イ) 住宅応急修理の場合

- ① 被害世帯数（半焼、半壊）
- ② 修理を必要とする住宅の戸数
- ③ 修理に必要な資機材の品目及び数量
- ④ 派遣を必要とする建築業者及び人数
- ⑤ 連絡責任者
- ⑥ その他参考となる事項

市は、住民が自力で実施する住宅の応急復旧を促進するため、市の地域において建築業者又は建築資機材の供給が不足する場合についても、県にあっせん又は調達を要請する。

(13) 住居等に流入した土砂等障害物の除去

住宅等に流入した土石等障害物のため、日常生活に著しい支障のある者に対し、必要な救援活動を行う。なお、市長は、市のみによって対応できないときは、次の事項を示して知事に応援を要請する。

- ア 除去を必要とする住家戸数（半壊、床上浸水別）
- イ 除去に必要な人員
- ウ 除去に必要な期間
- エ 除去に必要な機械器具の品目別数量
- オ 除去した障害物の集積場所の有無

6 実施方法

(1) 入居者・修理者の選考

- ア 選考委員会の設置

選考事務の公正を期するため必要に応じ選考委員会を設置する。委員は福祉事務所、建築住宅課職員のうちから6名を、その都度市長が指名するものとする。

イ 選考基準

選考に当たっては、り災者の資力その他生活条件を十分調査するものとし、必要に応じ民生委員の意見を徴する等、公平な選考に努めるものとする。

一般的には次の基準による。

- (ア) 生活保護法の被保護者及び要保護者
- (イ) 特定の資産のない高齢者世帯、障害者世帯、病弱者
- (ウ) 特定の資産のない寡婦、母子世帯
- (エ) 特定の資産のない失業者
- (オ) 特定の資産のない勤労者、中小企業者
- (カ) 前各号に準ずる経済的弱者

ウ 要配慮者への配慮

応急仮設住宅への受入れに当たっては要配慮者への優先入居について十分配慮すること。また、高齢者、障害のある人向け応急仮設住宅の設置等に努め、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮するとともに、応急仮設住宅入居者によるコミュニティの形成及び運営等に関して、多様な生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

(2) 仮設・修理方法

ア 実施者

県から委任され、応急仮設住宅の建設及び住宅応急修理を実施する場合は、建築住宅課が担当する。なお、工事の実施は（社）プレハブ建築協会及び建築業関係団体等の協力を得て行うものとする。

イ 住宅の規模及び構造等

設置数、規模、構造単価及び修理方法については、災害救助法の実施基準に準じて行うものとする。

ウ 応急仮設住宅建設用地の配慮

応急仮設住宅の建設用地については、原則として市有地とし、飲料水、交通、教育等の便を考慮し、整地等に日時を要しない場所を選定するものとする。市有地に適地がなく私有地に建設をする場合は、所有者と市との賃貸借契約（契約期間2ヵ年）締結後、工事に着手するものとする。

エ 応急仮設住宅建設候補地

応急仮設住宅の建設候補地は資料編による。

■ 応急仮設住宅建設予定地一覧表（資料編4-32）

(ア) 建築資材の調達及び建築業者の動員

建築資材の調達及び建築業者の動員については、り災状態により必要数等を勘案して、建築住宅課が調達する。

(イ) 輸送方法

調達した建築資材等の輸送は、原則として発注先の業者等に依頼するものとするが、当該業者等において措置できないときは、「第23節 輸送計画」に基づき市が措置するものとする。

7 県への要請事項

市長は、資材等の調達が不可能又は困難な場合には、次の事項を明らかにしたうえで、知事に調達及びあつせんを要請するものとする。

- (1) 被害世帯数（全壊、全焼、半壊、半焼、流失、一部損壊）
- (2) 住宅設置（修理）戸数
- (3) 住宅設置（修理）に必要とする資機材の品名及び数量
- (4) 住宅設置（修理）に必要とする建築業者及び人数
- (5) 連絡責任者名

(6) その他参考となる事項

8 実施状況の報告及び整備書類の作成

県が定める書類を整備するとともに、必要な都度、実施状況を報告する。

9 住宅の応急復旧活動

県及び市は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。

10 災害救助法適用外の災害

市長は、災害救助法が適用されない災害の場合には、被災状況により市長の責任において対策を実施する。

11 非常災害時における特例

著しく異常かつ激甚な非常災害であって、政令で指定されたときは、平常時の規制の特例措置が講じられる。

(1) 特例措置

政令で定める区域及び期間において地方公共団体の長が設置する応急住宅については、「消防法」第17条の規定は、適用しない。

(2) 県、市の長の措置

上記の指定があったときは、消防の用に供する設備、消防用水、消火活動上必要な施設の設置及び維持に関する基準を定める。

応急住宅等における災害の防止、公共の安全確保のための必要な措置

第 17 節 医療及び助産計画

1 主 旨

この計画は、災害のため医療機関が混乱し、医療又は助産を受ける途を失った者に対して、災害救助法の規定に基づいて行う応急的医療又は助産について定め、り災者の保護を図ることを目的とする。なお、この計画の細部必要事項は「藤枝市医療救護計画」によるものとする。

2 基本方針

- (1) 市は、当該市域内の医療救護を行うため、都市医師会等の協力を得て救護所を設置し、またあらかじめ指定した救護病院において、中等症患者及び重症患者の処置及び受入れを行う。なお、有床診療所等、入院医療が継続的に提供できる施設を、当該管理者と協議のうえ、救護病院に準ずる医療救護施設として指定することができる。
- (2) 県は、あらかじめ指定した災害拠点病院により、他の医療救護施設で処置の困難な重症患者の処置及び受入を広域的に行い、市独自では対応できない事態に対応する。
- (3) 県は、県内での治療が困難な重症患者を、航空機により、被災地外の医療機関へ搬送（以下「広域医療搬送」という。）するとともに、被災地外からの DMAT（災害派遣医療チーム）、DPAT（災害派遣精神医療チーム）、災害支援ナース等医療チーム（救護班）受入による治療を実施する。
- (4) 県は、災害拠点病院及び市等の要請により、災害拠点病院及び救護病院等の最寄りのヘリポートから重症患者の地域医療搬送を行う。なお、ヘリポートまでの重症患者の搬送については、災害拠点病院等の要請により市等が行う。
- (5) 県及び市は、あらかじめ定める医療救護計画に基づき円滑な医療救護活動を行う。
- (6) 医療救護活動の実施に当たっては、必要に応じ重症患者、中等症患者及び軽症患者の振り分け（以下「トリアージ」という。）を行い、効率的な活動に努めるものとする。
- (7) 県及び市は、災害時の医療救護施設の医療救護活動状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握し、応援の派遣等を行うものとする。

- (8) 県は、国、他の都道府県及び医療関係団体等と連携し、県が委嘱する災害医療コーディネーター等の協力の下、広域的な医療救護活動を実施する。
- (9) 県は、県内が被災していない場合は、国又は被災都道府県の要請に基づき、被災都道府県における避難所の高齢者、障害者等の生活機能の低下の防止等のため、災害派遣福祉チーム（DWA T）や災害支援ナースの応援派遣を行うものとする。
- (10) 特に、高齢者、障害のある人等要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を払い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。
- (11) 県及び市は、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。
- (12) 県は、災害派遣医療チーム（DMA T）による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム（DMA T）活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（JMA T）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、日本災害歯科支援チーム（JDA T）、日本薬剤師会、日本看護協会、日本災害リハビリテーション支援協会（JRA T）、日本栄養士会災害支援チーム（JDA－DA T）、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、指定避難所（福祉避難所を含む）、救護所及び社会福祉施設等も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たり、災害医療コーディネーターは、都道府県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。その際、都道府県は医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。
- (13) 県は、被災都道府県の要請に基づき、被災地方公共団体の保険医療福祉調整本部及び保健所の総合調整等の円滑な実施を応援するため、災害時健康危機管理支援チーム（DHEA T）の応援派遣を行うものとする。
- (14) 県及び市は、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、日本環境感染学会災害時感染制御支援チーム（DICT）等の派遣を迅速に要請するものとする。

3 救護所、救護病院及び災害拠点病院

(1) 救護所

ア 設置

市は、あらかじめ指定した設置場所に救護所を設置する。

イ 活動

(ア) 医療救護対象者の重症度・緊急度の判定・選別（トリアージ）

(イ) 軽症患者の処置。必要に応じ、中等症患者及び重症患者の応急処置

(ウ) 中等症患者及び重症患者を救護病院及び災害拠点病院への搬送手配

(エ) 死亡の確認及び遺体搬送の手配

(オ) 医療救護活動の記録及び市町災害対策本部への措置状況等の報告

(カ) その他必要な事項

(2) 救護病院

ア 設置

市は、あらかじめ、大規模災害時に医療救護活動が実施可能な救護病院を指定する。

イ 活動

(ア) 医療救護対象者の重症度・緊急度の判定・選別（トリアージ）

(イ) 重症患者及び中等症患者の処置及び受入れ

(ウ) 重症患者の災害拠点病院、航空搬送拠点へ搬送手配

(エ) 死亡の確認及び遺体搬送の手配

(オ) 医療救護活動の記録及び市災害対策本部への受入状況等の報告

(カ) その他必要な事項

(3) 災害拠点病院

ア 設置

県は、あらかじめ、国の定める指定要件を満たす「地域災害拠点病院」を、原則として二次保健医療圏に1か所指定するとともに、災害拠点病院のうち、災害医療に関

して県の中心的な役割を果たす「基幹災害拠点病院」について、原則として1か所指定する。

イ 活動

- (ア) 医療救護対象者の重症度・緊急度の判定・選別（トリアージ）
- (イ) 他の医療救護施設で対応困難な重症患者の受入れ及び処置
- (ウ) 重症患者の航空搬送拠点への搬送手配
- (エ) DMA T等医療チームの受入れ及び派遣
- (オ) 地域の医療機関への応急用資器材の貸出し

4 実施主体と実施内容

(1) 市

あらかじめ定める医療救護計画に基づき次の措置を講ずる。

- ア 救護所開設予定施設及び救護病院の被災状況を調査し、医療救護体制を定める。
- イ 傷病者を必要に応じて、あらかじめ指定した最寄りの医療救護施設に搬送する。
- ウ 傷病者の受入れに当たっては医療救護施設が効果的に機能するよう受入状況の把握につとめ、必要な調整を行う。
- エ 救護所、救護病院の受入状況等の把握のため職員を配置する。
- オ 医療救護施設から、輸血用血液の調達・あっせんの要請を受けたときは、直ちに県に調達・あっせんを要請する。
- カ 市長は、医療助産の供給が不足すると思われる場合には、次の事項を明らかにした上で、知事にそのあっせんを要請するものとする。
 - ・必要な救護班数
 - ・救護班の派遣場所
 - ・その他必要事項（災害発生の原因）
- キ 被害の状況に応じて、重症患者の広域医療搬送を県へ要請するとともに、ヘリポートの開設及びヘリポートへの患者搬送を行う。

(2) 市民及び自主防災組織

- ア 傷病者については家庭又は自主防災組織であらかじめ準備した医療救護資機材を用い処置する。
- イ 傷病者で救護を要する者を最寄りの救護所又は救護病院に搬送する。

5 日本赤十字社静岡県支部の活動

(1) 医療救護班の派遣

- ア 日本赤十字社静岡県支部長は、県から医療救護班の派遣要請があったときは、ただちに出勤させる。
- イ 医療救護班は医療救護を行う地域の市町と連携を保ち、医療救護、助産及び遺体の措置等の応援を行う。

(2) 広域応援

- ア 日本赤十字社静岡県支部長は、災害の状況に応じ第3ブロック代表支部長（日本赤十字社愛知県支部長）に対し、医療救護班の派遣を要請する。
- イ 日本赤十字社静岡県支部長は、日本赤十字社に対し、必要に応じ輸血用血液の確保及び緊急輸送について援助を要請する。
- ウ 医療救護班及び輸血用血液の輸送のためのヘリポート、輸送車両の確保について必要があるときは県に必要な措置を要請する。

6 実施事項

(1) 医療を受ける対象者

医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者で、応急措置の必要がある者

(2) 助産を受ける対象者

- ア 災害のため助産の途を失った者

- イ 現に助産を要する状態の者
- ウ 災害の発生の日以前又は以後 7 日以内に分べんした者
- エ 被災者であると否とを問わない。
- オ 本人の経済的能力の如何を問わない。

(3) 医療及び助産の範囲

医 療	助 産
1 診 察	1 分べんの介助
2 薬剤又は治療材料の支給	2 分べん前、分べん後の処置
3 処置、手術その他治療及び施術	3 脱脂綿、ガーゼ、その他衛生材料の支給
4 病院又は診療所への収容	
5 看 護	

(4) 実施期間

- ア 医 療 災害発生の日から 14 日以内
ただし、必要に応じ知事と協議し期間を延長することができる。
- イ 助 産 分べんした日から 7 日以内
ただし、必要に応じ知事と協議し期間を延長することができる。

(5) 費用の限度額

災害救助法施行細則による。

(6) 医療救護本部の設置

- ア 大規模な災害が発生し、市長が必要と認めた場合は、藤枝市役所庁舎内に医療救護本部を設置する。
- イ 災害発生後、主要救護所又は臨時救護所の開設場所及び救護病院の被災状況等を調査し医療救護体制を定める。

■医療救護施設等一覧（資料編 4-8）

(7) 医療及び助産の実施

（医療救護班の編成）

被災者に対する医療及び助産救護を実施するため、一般社団法人志太医師会、一般社団法人藤枝歯科医師会、一般社団法人藤枝薬剤師会、公的病院等の協力を得て医療救護班を編成し、主要救護所又は臨時救護所の開設等により医療及び助産にあたるものとする。

災害の規模又は患者の発生状況によっては、県に応援を要請するものとする。なお、医療救護班による医療救護ができない場合又は医療救護班による医療救護が適当でないものについては、救護病院、診療所に医療救護を要請するものとする。

多数の負傷者が発生した場合は、トリアージを行い、効率的な活動に努めるものとする。

■災害時の医療救護活動に関する協定（資料編 5-48-1～3）

(8) 医療品等の確保

医療及び助産を実施するにあたり、必要とする医療品及び衛生材料の調達については、平素から取扱業者、取扱品目、供給能力等の実態を把握し、緊急確保の体制を整備しておくものとする。

また、災害時医薬品等の備蓄及び引渡し等については、医療救護計画による市内の薬局薬店に要請等を行い、確保するものとする。

■災害時医薬品等の調達についての協定（資料編 5-49）

(9) 実施状況の報告及び整備書類の作成

県が別に定める書類を整備するとともに、必要な都度、実施状況を報告する。

(10) 非常災害時における特例

著しく異常かつ激甚な非常災害であって、政令で指定されたときは、平常時の規制の特

例措置が講じられる。

ア 特例措置

政令で定める区域及び期間において地方公共団体の長が設置する臨時の医療施設については、「医療法」第4章及び消防法第17条の規定は、適用しない。

イ 県・市の長の措置

上記の指定があったときは、消防の用に供する設備、消防用水、消火活動上必要な施設の設置及び維持に関する基準を定める。

臨時の医療施設における災害の防止、公共の安全確保のための必要な措置

7 災害救助法適用外の災害

災害救助法が適用されない災害の場合には、被災状況により市長の責任において対策を実施する。

第18節 防疫計画

1 主 旨

この計画は、被災地の防疫措置を迅速かつ強力に実施し、環境衛生の確保、感染症流行の未然防止を図ることを目的とする。

2 実施事項及び要請事項

(1) 実施事項

ア 病原体に汚染された場所の消毒

イ ねずみ族、昆虫等の駆除

ウ 病原体に汚染された物件の消毒等

エ 生活用水の供給

オ 浸水地域の防疫活動の実施

カ 防疫薬品が不足した場合の卸売業者等からの調達及び県に対する供給調整の要請

キ 臨時予防接種の実施

(2) 要請事項

ア 防疫薬剤の種類及び数量

イ その他必要事項

(3) 市民及び自主防災組織の実施事項

飲食物の衛生に注意して食中毒及び関連する感染症の発生を防止する。

(4) 関係団体の実施事項

飲食物に起因する食中毒及び関連する感染症の発生防止について、県及び市から要請があった場合は、積極的に協力を行う。

(5) その他

地震・津波被害の被災地においては、津波汚泥や水産加工施設から発生する廃棄物等により、悪臭、害虫の発生など衛生上の課題が生じうることから、防疫活動に万全を期すよう、十分に留意するものとする。

3 実施方法

(1) 防疫班の編成

防疫班を編成し、前項に定める実施事項を処理するものとする。

(2) 実施基準

被災により環境衛生が低下し、感染症発生のおそれがある場合は、次の該当する地域から優先実施するものとする。

ア 下痢患者、有熱患者が多発している地域

イ 指定避難所

ウ 浸水地域その他衛生条件が良好でない地域

(3) 実施方法

ア 床下、庭

防疫用剤等の散布（被災地の自治会に一括搬送し、各家庭への配布を依頼するものとする。）

イ 汚染した溝、水たまり

防疫用剤等の散布

ウ 汚染した井戸

次亜塩素酸ナトリウム投入

エ 毒劇物の取扱い

回収及び流出飛散防止を図る。

オ その他

適宜必要な措置

(4) 消毒機器及び薬品

消毒機器及び薬品は、生活環境課班所有のものにより措置するものとするが、不足の場合は、消毒機器は農協等が所有しているものを借り上げ、消毒薬品は藤枝薬業組合等より調達するものとする。

(5) 配車

配車については、「第 23 節 輸送計画」に基づき、各班おおむね小型車 1 台を配置し、薬剤の補給、人員・機材の輸送を迅速に行うものとする。

4 実施期間

災害の状況に応じて、その都度決定する。

第 19 節 清掃計画

1 主 旨

この計画は、災害の発生に際し、被災地におけるごみ・し尿の収集及び処理、死亡獣畜の処理等を適切に行い、生活環境の清潔及び公衆衛生を保持することを目的とする。

2 基本方針及び実施事項

(1) 一般廃棄物（ごみ）の処理

ア 市の実施事項

災害廃棄物処理対策組織の設置、情報の収集、発生量の推計、仮置場・仮設処理場・処理施設の確保、関係団体等への協力要請、処理の実施等を行う。

収集体制を住民に広報する。

独自に処理を実施できない場合には、次の事項を明らかにした上で、知事にそのあつせんを要請するものとする。

(ア) 処理対象物名及び数量

(イ) 処理対象戸数

(ウ) 当該市所在の処理場の使用可否

(エ) 実施期間

(オ) その他必要事項

収集・処理に必要な資機材及び人員が不足する場合は、県に応援を要請する。

生活系ごみの処理は、災害時における衛生的な生活環境の維持に不可欠であることから、円滑な処理の実施を図るため、「藤枝市災害廃棄物処理計画」、「地震災害ごみ処理ガイドライン」（市作成）、「静岡県災害廃棄物処理計画」及び「震災時し尿及び生活系ごみ処理対策マニュアル」（県作成）に従って迅速・適正に処理する。

イ 収集運搬

収集運搬に当たっては、被災地の状況を考慮し、緊急処理等を勘案した収集計画を作成して実施する。処理は、原則として一般廃棄物処理施設において処理するが、必要に応じて、臨時に仮置場を設置し、衛生上支障のない方法により処理するものとする。

ウ 収集の実施

ごみ等は、市の廃棄物収集車を使用し収集することを原則とするが、車両等の不足が生じる場合は業者に応援を要請するものとする。また、被害の種類、排出物の形状等に応じ適切な方法で処理をするものとし、多量に集積された箇所に対しては、ダンプカー、ショベルカー等を駆使し、迅速に収集を行うものとする。災害廃棄物の広域処理を含めた処理処分方法を確認するとともに、仮置場、最終処分場を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行うものとする。

エ 処理

被災地から排出されたごみのうち、可燃物は清掃工場等で焼却処分することを原則とするが、排出量が処理能力を超えた場合又は不燃物との分別が困難な場合は一時仮置きを実施し、分別後順次、可燃物は焼却処理するものとする。なお、処理に当たっては、適切な分別を行うとともに、可能な限りリサイクルに努めるなど環境衛生上支障のないよう十分配慮しなければならない。

オ 自主防災組織

地域ごとに住民が搬出するごみの仮置場を設置し住民に周知する。
仮置場のごみの整理、流出の防止等の管理を行う。

カ 市民

ごみの分別、搬出については、市の指導に従う。
河川、道路、海岸及び谷間等に投棄しない。

(2) 一般廃棄物（し尿）の収集及び処理

ア 市の実施事項

下水道の普及地域においては、被災状況を把握できるまでは、住民に水洗便所を使用せず仮設便所等で処理するよう広報を行う。

災害廃棄物処理対策組織の設置、情報の収集、発生量の推計、仮置場・仮設処理場・処理施設の確保、関係団体等への協力要請、処理の実施等を行う。

独自に処理を実施できない場合には、次の事項を明らかにした上で、知事にそのあつせんを要請するものとする。

(ア) 処理対象物名及び数量

(イ) 処理対象戸数

(ウ) 当該市所在の処理場の使用可否

(エ) 実施期間

(オ) その他必要事項

必要な資機材及び人員が不足する場合は、県に応援を要請する。

速やかに下水道施設、し尿処理施設等の応急復旧に努めるものとする。

し尿の処理は、災害時における衛生的な生活環境の維持に不可欠であることから、円滑な処理の実施を図るため、「藤枝市災害廃棄物処理計画」、「し尿処理ガイドライン」（市作成）、「静岡県災害廃棄物処理計画」及び「震災時し尿及び生活系ごみ処理対策マニュアル」（県作成）に従って迅速・適正に処理する。

被災地の状況を考慮し、指定避難所等緊急に処理を必要とする地域から実施する。

収集運搬については、市内のし尿汲取り及び浄化槽汚泥収集運搬業者により行うものとし、処理については、し尿処理施設において処理するが、必要に応じ、許容範囲内で下水道施設又は環境衛生上支障のない方法により適切に処理するものとする。

イ 市民及び自主防災会の実施事項

下水道施設等の被災に伴い水洗便所が使用できない場合は、仮設便所等を使用し処理することとする。

自主防災組織が中心となり、仮設便所の設置及び管理を行う。

(3) 死亡した愛護動物及び獣畜の処理

災害によって死亡し、引き取り手のない愛護動物（犬猫等）については、生活環境課が収集し、志太広域事務組合斎場において処理するものとする。死亡獣畜については、火葬場等を整備している自治体又は業者に委託し処理するものとする。

■清掃関連施設等一覧表（資料編4-34）

4 実施状況の報告及び整備書類の作成

県が定める書類を整備するとともに、必要な都度、実施状況を報告する。

5 志太広域事務組合との協議

次の事項について、志太広域事務組合と協議し、適切な清掃業務を実現するものとする。

- (1) ごみ等の中間、最終処理及びこれに伴うもの
- (2) し尿の処理及びこれに伴うもの
- (3) その他必要な業務

6 非常災害時における特例

著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、政令で指定されたときは、平常時の規制の特例措置講じられる。

(1) 特例措置

政令で定める期間及び廃棄物処理特例地域において地方公共団体の委託を受けて、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行うものは、「廃棄物処理法」第7条1項若しくは第6項、第14条の4第1項若しくは第6項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、当該委託に係る廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行うことができる。

(2) 県・市の長の措置

上記の規定により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により廃棄物処理特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたときは、その者に対し、期限を定めて、当該廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを指示することができる。

第20節 災害廃棄物処理計画

1 主 旨

この計画は、災害時に大量に発生するごみ、躯体残骸物等の災害廃棄物に対し、迅速かつ円滑な処理を実施することにより、災害応急対策や災害応急復旧及び都市機能の回復を図る。

応急対策や復旧・復興の円滑な実施を図るため、震災による建物の焼失、倒壊及び解体によって発生する災害廃棄物等を「藤枝市災害廃棄物処理計画」、「し尿処理ガイドライン」（市作成）、「静岡県災害廃棄物処理計画」及び「震災時し尿及び生活系ごみ処理対策マニュアル」（県作成）に従って円滑・迅速に処理する。

災害廃棄物の広域処理を含めた処理処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分場を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行うものとする。

災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別を行うとともに、可能な限りリサイクルに努めるものとする。

2 実施事項

ア 市の実施事項

(ア) 災害廃棄物処理対策組織の設置

市内に、災害廃棄物処理対策組織を設置するとともに、県が設置する広域の組織に参

加する。

(イ) 情報の収集

市内の情報を収集・把握し、以下の内容を整理し県に報告する。

- ・家屋の被害棟数等の被災状況
- ・ごみ処理施設等の被災状況
- ・産業廃棄物処理施設等の被災状況
- ・災害廃棄物処理能力の不足量の推計
- ・仮置場、仮設処理場の確保状況

(ウ) 発生量の推計

収集した情報を基に、災害廃棄物の発生量を推計する。

(エ) 仮置場、仮処理場の確保

推計した発生量を処理するのに必要となる仮置場及び仮処理場を確保する。

(オ) 処理施設の確保

中間処理施設、最終処分場等の災害廃棄物の処理施設を確保する。

(カ) 関係団体への協力要請

収集した情報や仮置場、仮設処理場及び処理施設の確保状況等を基に、関係機関へ協力を要請する。

(キ) 災害廃棄物の処理の実施

県が示す実行計画に基づき、また事前に策定した市災害廃棄物処理実行計画に則り、被災状況を勘案した上で、災害廃棄物の処理を実施する。

(ク) 解体家屋の撤去

解体家屋の撤去の優先順位付けを行い、解体家屋の撤去事務手続きを実施する。

イ 企業

自社の災害廃棄物は、自己処理責任の原則に基づき、環境保全に配慮した適正な処理を行う。市から災害廃棄物の処理について、協力要請があった場合は、積極的に協力を行う。

ウ 市民

災害廃棄物の処理は、可燃物・不燃物等の分別を行い、市の指示する方法にて搬出等を行う。河川、道路、海岸及び谷間等に投棄しない。

3 県への要請事項

市長は、独自に処理を実施できない場合には、次の事項を明らかにしたうえで、知事にそのあつせんを要請するものとする。

- (1) 処理対象物名及び数量
- (2) 処理対象戸数
- (3) 実施期間
- (4) その他必要事項

4 実施状況の報告及び整備書類の作成

県が別に定める書類を整備するとともに、必要な都度、実施状況を報告する。

第21節 遺体の搜索及び措置埋葬計画

1 主 旨

この計画は、災害により行方不明となり、すでに死亡していると推定される者の搜索及び遺体識別等のために行う措置並びに埋葬ができない者に対して、災害救助法に基づいて行う遺体の搜索、措置及び埋葬に支障のないよう対処することを目的とする。

2 基本方針

市は、県が作成した遺体処理計画策定の手引に基づいて遺体処理計画を策定し、あらかじめ遺体収容施設を定めておくとともに、その周知に努める。

遺体収容施設は、交通の便、水道、電気、地震災害、耐震性、避難拠点との競合等を考慮して定める。

県は、市の遺体処理計画の策定状況を把握するとともに、策定及びその内容について市に助言する。

当該地域内の遺体の搜索及び措置は、市が行うことを原則とし、海上保安庁、警察等は遺体の搜索及び措置に協力する。

市はあらかじめ遺体収容施設を定めることが困難な場合には、県と協議し、遺体収容施設をあらかじめ定めるよう努める。

市は、遺体の措置を行う必要が生じた場合は、遺体収容施設を設置する。

県は、市が遺体措置を行う必要が生じた場合において、市から要請があったときは、必要に応じて大規模な遺体収容施設を設置する。

3 実施主体と実施内容

(1) 市

ア 遺体の搜索

市職員、消防吏員が遺体の発見者であった場合は、発見場所等必要な情報を正確に記録する。

イ 遺体収容施設の設置・活動

市は、地震災害が発生し、遺体措置の必要が生じた場合は、あらかじめ定めた遺体収容施設を設置する。

市は、遺体収容施設において次の活動を行う。

(ア) 警察の協力を得て遺体措置を行う。

(イ) 遺体の検案及び検視並びに身元確認に必要な医師及び歯科医師の確保に努める。

(ウ) 被災現場、救護所、救護病院（仮設救護病院）、災害拠点病院からの遺体搬送を行う。

(エ) 関係機関への連絡、遺族からの照会等に対応するため必要な職員を配置する。

(オ) 遺体の搬送及び措置に必要な車両、棺桶等の器材、資材を調達する。

ウ 遺体の処置

市は、自主防災組織、自治会、警察等の協力を得て遺体の身元を確認した後、必要な処置（洗浄、縫合、消毒、一時保存）を行い、親族等に引き渡す。相当の期間、引き取り人が判明しないときは、所持品等を保管のうえで火葬する。

エ 広域火葬

大規模な地震の発生により交通規制が行われるなど、死者の遺族が自ら又は他人に依頼して遺体を火葬場に搬送することが不可能となる場合には、火葬が円滑に行われるように遺族による火葬場への火葬の依頼、遺体の搬送等の調整を行うとともに、静岡県広域火葬計画に基づき火葬を行う。

オ 県への要請

市長は、遺体の搜索、措置、火葬について、市で対応できないときは、次の事項を明らかにして県に対しあつせんを要請する。

(ア) 搜索、措置、火葬に必要な職員数

(イ) 搜索が必要な地域

(ウ) 火葬施設の規格（釜の大きさ、燃料等）及び使用可否

(エ) 必要な輸送車両の台数

(オ) 遺体措置に必要な器材、資材の規格及び数量

(カ) 広域火葬の応援が必要な遺体数

(2) 市民及び自主防災会

行方不明者についての情報を、市に提供するよう努める。

4 実施事項

(1) 遺体搜索対象者

災害により行方不明の状態にある者で、周囲の事情により既に死亡していると推定される者

(2) 捜 索

ア 搜索に当たっては、志太消防本部、消防団、市職員、地元関係者やボランティア等の協力を得て組織に基づく作業班単位で実施するほか、自衛隊、警察官等の出動を要請し、必要に応じて機械器具等を活用するとともに、人員に不足を生じたときは、人夫の雇上げにより積極的な活動を実施する。

イ 遺体が海上に流出したものと予想される場合には、知事に海上保安庁、自衛隊の応援要請を要求するほか、警察並びに漂着が予想される関係市町に搜索を依頼する。

(3) 搜索の費用

災害救助法が適用された場合の搜索の費用は、次のとおりである。

ア 借入費（舟艇その他搜索に直接必要な機械器具の借上費）

イ 修繕費（搜索のために使用した機械器具の修繕費）

ウ 燃料費（機械器具を使用するために必要な燃料代、照明用の灯油代等）

(4) 実施期間

災害発生の日から10日以内とする。ただし、期間の延長が必要な場合は、最小限度の範囲で知事と協議して延長を行うことができる。

(5) 遺体の措置

ア 遺体の措置対象者

災害により死亡した者で、遺族のない者及び遺族があっても社会混乱のため遺体の措置を行うことができない場合。

イ 遺体の措置内容

(ア) 遺体を発見したときの措置

遺体は、警察及び医師の協力を得て速やかに検視又は検案を受け、身元が判明し、遺族等の引取人があるときは速やかに引渡すものとする。

(イ) 遺体の一時保存のため施設等を設置し、遺体の識別等のため、洗浄、縫合、消毒などの処置をする。また、遺品の保存などの措置をとるものとする。

(ウ) 身元不明の遺体又は引取人がない遺体は、身元を確認するため、警察に調査を依頼し、指定した安置場に一時保存する。

(エ) 遺体の身元確認

ウ 遺体収容

(ア) 遺体は、あらかじめ指定した安置所に収容するものとする。

■遺体収容施設一覧表（資料編4-33）

(イ) 遺体収容に当たっては、極力損傷を与えないよう丁重に扱うとともに、死者に対し礼が失われることがないように注意する。

エ 遺体措置の期間

災害発生の日から10日間以内とする。ただし、知事と協議をして延長することができる。

オ 火葬、埋葬の対象者

(ア) 災害時の混乱により死亡した者

(イ) 遺族がいなかったりあっても自己の力で埋火葬することが困難である場合

カ 埋火葬の方法

(ア) 埋火葬の程度は応急仮葬であり、埋葬又は火葬とする。

(イ) 火葬は志太広域事務組合斎場において措置するものとする。

(ウ) 棺、ドライアイス、骨等の遺体の安置、埋火葬に必要な物資の支給及び埋火葬、納骨等の役務の提供を行う。

- (エ) 民間の第三者が埋火葬を行った場合には、例外措置として費用の限度内で実費を補償することができる。
 - (オ) 遺体の身元が判明している場合は、遺族などの関係者に連絡して遺体を引渡し、身元不明の遺体については、原則として市長の届出により埋火葬するものとする。
 - (カ) 火葬した遺骨は、一時寺院に安置し、事後において遺骨引取人により、それぞれの墓地に埋葬する。ただし、遺骨引取人がない場合は、市長が指定する墓地に仮埋葬するものとする。
- (6) 費用の限度額等
- 災害救助法が適用された場合の遺体の措置及び埋火葬の費用の限度額は、災害救助法施行細則に基づき、県が別に定める額とする。
- なお、埋火葬の期間は遺体の措置に準ずる。
- (7) 知事への要請
- 市長は、知事に応援を求める場合には、次の事項を明らかにして遺体の搜索、措置、埋葬についてのあつせんを要請するものとする。
- ア 搜索、措置、火葬に必要な職員数
 - イ 搜索が必要な地域
 - ウ 火葬施設の規格（釜の大きさ、燃料等）及び使用可否
 - エ 必要な輸送車両の台数
 - オ 遺体措置に必要な器材及び資材の規格及び数量
 - カ 広域火葬の応援が必要な遺体数
- (8) 実施状況の報告及び整備書類の作成
- 県が定める書類を整備するとともに、必要な都度、実施状況を報告する。
- 災害時における協力に関する協定（資料編5-20）

5 災害救助法適用外の災害

災害救助法が適用されない災害の場合には、被災状況により市長の責任において対策を実施する。

6 非常災害時における特例

著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、政令で指定されたときは、平常時の規制の特例措置が講じられる。

(1) 特例措置

政令で定める期間内に政令で定める地域において死亡した者の死体に係る墓地、埋葬等に関する法律第5条第1項の規定による埋葬又は火葬の可否については、当該死体の現に存する地の市町村長その他の市町村長が行うことができるほか、第14条に規定する埋葬許可証又は火葬許可証に代わるべき書類として死亡診断書、死体検案書その他当該死体にかかる死亡事実を証する書類を定める等の手続きの特例が定められる。

第22節 障害物除去計画

1 主 旨

この計画は、災害により、住家が半壊又は床上浸水し、土石・竹木等の障害物が住居に運び込まれ日常生活に支障がある者に対し、災害救助法に基づいて行う実施事項を定め、障害物除去に支障のないよう措置することを目的とする。

2 市の実施事項

(1) 障害物除去の対象者等

ア 当面の日常生活が営み得ない状態にある者（日常生活に欠くことのできない居室、炊事場、便所、家の出入口等に運び込まれた障害物に限ること。

- イ 自らの資力では障害物の除去ができない者。
- ウ 住家が半壊又は床上浸水以上の被害を受けたものであること。
- エ 対象世帯の選定については、適正な選考を行い、対象者を決定する。

(2) 実施の方法

- ア 除去に必要な作業用機械器具を借り上げ、市職員、消防団員、自主防災組織等を動員して障害物の除去に当たる。
- イ 業者に請け負わせて実施する。
- ウ 除去した障害物は、住民の日常生活に支障のない場所に、一時的に集積するよう措置するものとする。

(3) 機械器具の調達

市内建設業者、建設機材リース会社等の所有する機械器具を借り上げる。

(4) 輸 送

除去した障害物の輸送については、「第 23 節 輸送計画」による。

(5) 費用の限度額

災害救助法が適用された場合の障害物除去費用の限度額は、災害救助法施行細則に基づき、県が定める額とする。

(6) 除去の期間

災害発生の日から10日以内とする。ただし、必要に応じ知事と協議をして期間を延長することができる。

(7) 災害の拡大と二次災害の防止活動

市は、災害時に適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最低限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。

3 県への要請事項

市長は、障害物を取り除くことが困難な場合は、次の事項を明らかにしたうえで、知事にあつせん調達の要請を要求するものとする。

- (1) 除去を必要とする住家戸数（半壊又は床上浸水別）
- (2) 除去に必要な人員
- (3) 除去に必要な期間
- (4) 除去に必要な機械器具の品目別数量
- (5) 集積場所の有無

4 実施状況の報告及び整備書類の作成

県が別に定める書類を整備するとともに、必要な都度、実施状況を報告する。

5 災害救助法適用外の災害

災害救助法が適用されない災害の場合には、被災状況により市長の責任において対策を実施する。

第 23 節 輸送計画

1 主 旨

この計画は、災害時における被災者並びに災害応急対策従事者及び救援物資の輸送を円滑に処理するため、輸送体制を確立し、輸送の万全を期することを目的とする。

災害発生時の緊急輸送活動のために多重化や代替性を考慮しつつ輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設も含め確保すべき輸送施設及び輸送拠点について把握するものとする。

緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送業者と物資の保管、荷捌き及び輸送に

係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。この際、市は、災害時に物資の輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。

市は、地域内輸送拠点の効率的な運営及び避難所等への物資の輸送について効率的な運営を図るため、速やかに、運営や輸送に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。

市は、物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源、燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進するものとする。

2 市及び防災関係機関の緊急輸送

(1) 市

市の災害応急対策を実施するため必要な緊急輸送は市が行うことを原則とする。

市長は、緊急輸送の応援が特に必要であるときは、輸送の内容に応じて、各計画に定めるところに従って県に対し、必要な措置を要請する。

緊急輸送の方針、輸送する人員、物資及び輸送体制については県に準ずる。

市は、管内のヘリポートの緊急点検及び保守管理を行い、使用可能状況を県に報告する。

(2) 防災関係機関

防災関係機関が災害応急対策を実施するために必要な緊急輸送は、防災関係機関がそれぞれ行うものとするが、特に必要な場合は災害対策本部に必要な措置を要請する。

(3) 国土交通省中部運輸局

中部運輸局は、静岡運輸支局を通じて関係協会及び当該地域事業者と迅速な連絡をとり、緊急輸送に使用しうる自動車並びに船舶の出動可能数の確認を行うとともに、緊急輸送が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずる。

3 輸送の方法

(1) 陸上輸送

ア 市有車両の活用、運送業者による輸送

市有車両の活用を原則とするが、市有車両だけでは輸送車両の確保が困難な場合は、輸送業者等に協力を要請し、車両を借上げるものとする。また、車両の確保が困難な場合、又は輸送の都合上、他の市町より調達することが適当とみとめられるときは、県及び他の市町に協力を要請するものとする。

■課別保有車両一覧表（資料編4-19）

イ 鉄道による輸送

道路の被害により自動車輸送が不可能な場合又は遠隔地において物資、資材等を確保したときで、鉄道による輸送が適当な場合は、東海旅客鉄道株式会社静岡支社に鉄道輸送を要請する。

ウ 人力による輸送

車両等による輸送が不可能なときは、人力による輸送を行うものとする。

エ 自衛隊の要請の要求

「第32節 自衛隊派遣要請の要求計画」により行うものとする。

(2) 航空輸送

災害の状況により航空機による輸送が必要となった場合は、市長は知事に対して、自衛隊による空輸についての応援要請の要求を行うものとする。

ア 航空輸送を必要とする場合は、航空機、県防災ヘリコプターの活用及び「第32節 自衛隊派遣要請の要求計画」によるものとする。

イ 赤十字社飛行隊静岡支隊に輸送の応援要請をする場合は、日本赤十字社静岡県支部に連絡をする。

■ヘリポートの具備すべき事項（資料編4-24）

4 輸送の範囲等

（1）輸送の範囲

- ア 被災者の避難に係る支援
- イ 医療及び助産
- ウ 被災者の救出
- エ 飲料水の供給
- オ 死体の捜索
- カ 死体の処理
- キ 救済用物資の整理配分

ただし、特に必要な場合には知事と協議し、上記以外についても輸送を実施することができる。

（2）実施期間

前項の各救助の実施期間とする。

ただし、事前に知事と協議し、必要最小限度の期間を延長することができる。

（3）費用の限度額

災害救助法が適用された場合の輸送費用の限度額は、災害救助法施行細則に基づき、県が定める額とする。

（4）実施状況の報告及び整備書類の作成

県が別に定める書類を整備するとともに、必要な都度、実施状況を報告する。

5 緊急輸送のための燃料確保対策

- ・市有車両、その他市の災害応急対策を実施するため必要な燃料については、あらかじめ業者等と締結した協定に基づき確保に努める。
- ・市は、緊急車両等に対する優先的な給油が実施されるよう調整を行うと共に、燃料の不足が見込まれる場合は、供給を要請する。
- ・給油所等の稼動状況及び燃料保有状況について、関係者間で共有する。

6 燃料の調整

市町及び防災関係機関の緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは災害対策本部において調整を行う。なお、この場合、次により調整することを原則とする。

優先順位	内 容
第1順位	市民の生命の安全を確保するために必要な輸送
第2順位	災害の拡大防止のために必要な輸送
第3順位	災害応急対策のために必要な輸送

7 市及び防災関係機関の緊急輸送

実施主体	内 容
市町	・市町の災害応急対策を実施するため必要な緊急輸送は市町が行うことを原則とする。 ・市町長は、緊急輸送の応援が特に必要であるときは、輸送の内容に応じて、各計画に定めるところに従って県に対し必要な措置を要請する。 ・緊急輸送の方針、輸送する人員、物資及び輸送体制については県に準ずる。 ・市町は、管内のヘリポートの緊急点検及び保守管理を行い、使用可能状況を県に報告する。
防災関係機関	防災関係機関が災害応急対策を実施するために必要な緊急輸送は、防災関係機関がそれぞれ行うものとするが、特に必要な場合は災害対策本部に必要な措置を要請する。
国土交通省 中部輸送局	中部運輸局は、静岡運輸支局を通じて関係協会及び当該地域事業者と迅速な連絡をとり、緊急輸送に使用しうる自動車並びに船舶の出動可能数の確認を行うとともに、緊急輸送が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずる。

8 無人航空機の活用

(1) 無人航空機による孤立集落等への物資の輸送

交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機による輸送手段を確保するものとする。

(2) 無人航空機の活用に向けた人材の確保

孤立集落等の発生時において、無人航空機の操縦技術を有した職員を速やかに配置できるよう、平時から職員の人材育成に努めるとともに、無人航空機の運用ができる民間事業者との協力体制の確保に努めるものとする。

第24節 交通応急対策計画

1 主 旨

この計画は、被災者及び救援物資等の輸送の円滑化と応急作業の効率化を図るため、市内主要交通路の確保、交通規制の実施及び道路・橋りょう等の応急復旧を実施し、緊急交通対策の確保に努めるものとする。

2 陸上交通の確保

(1) 陸上交通確保の基本方針

ア 県は、国土交通省、中日本高速道路株式会社、市町、自衛隊、鉄道事業者等の協力を求め主要道路及び鉄道の被害状況について情報の収集を行う。

イ 県公安委員会（県警察）は、緊急交通を確保するため、区域又は道路の区間を指定して、一般車両の通行を禁止又は制限することができる。

ウ 道路管理者は、道路の破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合は区域を定めて道路の通行を禁止又は制限する。この場合、通行の禁止又は制限の対象区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設ける。

エ 県公安委員会（県警察）及び道路関係者は、相互に連絡を保ち交通規制の適切な運用を図る。

オ 道路関係者は、緊急交通路に選定された道路、その他の道路の利用が早急かつ円滑に

できるよう必要な措置を行う。

(2) 自動車運転者のとるべき措置

ア 緊急地震速報を聞いたとき

- (ア) ハザードランプを点灯し、まわりの車に注意を促すこと。
- (イ) 急ブレーキをかけずに、緩やかに速度を落とすこと。
- (ウ) 大きな揺れを感じたら、急ブレーキ、急ハンドルを避け、できるだけ安全な方法により道路状況を確認して左側に停止すること。

イ 地震等が発生したとき

- (ア) 走行中の自動車運転者は、次の要領により行動すること。
 - ・できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。
 - ・停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。
 - ・車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、できる限り道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアロックはしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。
- (イ) 避難のために車両を使用しないこと
- (ウ) 災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域内に在る運転者は次の措置をとること。なお、災害対策基本法に基づき、道路管理者がその管理する道路について、緊急通行車両の通行を確保するため指定した区間（以下「指定道路区間」という）においても、同様とする。
 - ・速やかに、車両を次の場所に移動させること。
道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所区域の指定をして交通の規制が行われたときは、道路外の場所
 - ・速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。
 - ・通行禁止区域内又は指定道路区間において、警察官又は道路管理者の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。その際、警察官又は道路管理者の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置をとることができないときは、警察官又は道路管理者が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがあること。

3 実施事項及びその方法

(1) 被災箇所及び危険箇所の把握

災害が発生した場合は、道路パトロールなどの監視体制を強化し、市の管理する道路をはじめ、市域内の国が管理する国道及び県の管理する県道等についても、破損、決壊、橋りょう流失その他交通に支障を生じるおそれのある箇所を早急に把握するとともに、各道路管理者と連携して、迅速かつ適切な措置をとるものとする。

(2) 緊急輸送路の確保

災害応急対策を実施するため、緊急輸送路として確保すべき幹線道路から優先して道路上の障害物の除去を実施する。

(3) 街路灯及び街路樹等の応急対策

倒れた街路灯及び街路樹等は、交通障害、架線の切断等の原因となるおそれがあるため、次により除去作業を実施する。

ア 倒れて交通の障害となった街路灯及び街路樹等は、道路と並行に片寄せした後、順次回収する。

イ 倒れかけた街路灯及び街路樹等で復旧の見込みのないものは取り除き、道路と並行に片寄せした後、順次回収する。

ウ 被害を受けても復旧可能なものについては、支柱及び結束材料等を使用して回復処置をとる。

(4) 生活道路の確保

主要な生活道路及び橋りょう等の実態を把握して通行路の確保に努めるとともに、災害発生状況により随時迂回路を設定する。

4 災害時における通行の禁止又は制限

(1) 道路管理者は、破損、欠損その他の事由により通行が危険であると認められる場合、区間を定めて道路の通行を禁止又は制限するものとする。

なお、市長は他の道路管理者が管理する道路、橋りょうで、その管理者に通知するいとまのないときは、警察に通報して道路交通法（昭和35年法律第105号）に基づく規制を実施するなど応急対策を行うものとする。

(2) 道路管理者は、道路の通行禁止や通行制限しようとする場合は、通行禁止又は通行制限の対象区間及びその理由を明りょうに記載した道路標識を設け、必要がある場合は、適当なまわり道の道路標識をもって明示するものとする。

(3) 道路管理者は、通行禁止や通行制限を実施しようとする場合又は実施したときは、ただちに所轄の藤枝警察署長に連絡する。なお、バス路線となっている場合は、しずてつジャストライン株式会社にその旨を連絡するものとする。

(4) 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するための緊急の必要があるときは、道路管理者は災害対策基本法に基づく区間指定を行い、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者自ら車両の移動等を行うものとする。

5 道路の応急復旧

(1) 応急復旧の実施責任者

道路の応急復旧実施責任者は、当該道路の管理者とする。

(2) 他の道路管理者に対する通報

市長は、市域内の国道及び県道等が損壊等により、通行に支障をきたすことを知ったときは、速やかに当該道路管理者に通報し、応急復旧の実施を要請するものとする。

(3) 緊急の場合における応急復旧

市長は、事態が緊急を要し、当該管理者に通報し、又は応急復旧を待ついとまがないときは、応急輸送路の確保その他付近住民の便益を図るため、必要とする最小限度において当該道路の応急復旧を行うものとする。

(4) 占用施設設置者の相互協力

上下水道、電気、ガス、電話等の道路占用者は、自己の所管する施設以外についても被害を発見した場合は、ただちに道路管理者等に通報し、応急措置などについて相互に協力し合うものとする。

(5) 県への要請事項

市長は、自己の管理する道路の応急復旧が不可能又は困難な場合には、知事に対し応急復旧の応援を要請するものとする。

(6) 仮設道路の設置

道路管理者は、建設業協会の協力を求め道路施設の被害状況に応じた効果的な復旧を行う。

既設道路の全てが損壊し、他に交通の方法がなく、かつ新たに仮設道路敷設の必要が生じた場合は、県と協議し必要な措置を講ずるものとする。

(7) 経費の負担区分

ア 道路等の応急復旧に要した経費は、原則として当該管理者の負担とする。

イ 緊急の場合における応急復旧の経費

市長が、市区域内で他の管理者に属する道路の緊急応急復旧をした場合の経費は、当該道路の管理者が負担するものとする。ただし、当該管理者が支弁するいとまがない場合は、応急復旧を実施した市長が、その経費を一時支弁するものとする。

ウ 仮設道路の設置に要する経費

新たに応急仮設道路を設置した場合の経費は、その都度、県と協議して経費の負担区分を定めるものとする。

6 応急措置のための要員及び道路復旧用資機材等の確保

(1) 要員の確保

災害発生時には、職員を動員するほか、市内の建設業組合等に協力を要請する。又、地震等の大災害で要員が不足するときは、知事に対し要員の確保についてあつせんを要請するものとする。

■災害時における緊急協力に関する協定（資料編 5-37）

■災害時における応急対策業務に関する協定（資料編 5-39）

(2) 道路復旧用資機材等の確保

災害発生時には、市内各事業所が保有する道路復旧用資機材等の実態を把握し、必要に応じて借上げ、又は提供を受けるなどの方法により確保するものとする。また、道路復旧用資機材等については、一定量を市においてあらかじめ確保するよう努めるものとする。

7 県公安委員会（県警察）による交通規制

(1) 災害時における交通の規制等

ア 県公安委員会（県警察）は、本県又は近県で災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、災害応急対策が円滑に行われるよう区域又は道路の区間を指定して、緊急通行車両（①「道路交通法」第39条第1項の緊急自動車、②災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両）以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。

イ 県公安委員会は、上記のため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

ウ 県知事は、道路管理者である指定都市以外の市町に対し、必要に応じて、ネットワークとしての緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行うものとする。

(2) 警察官の措置命令等

ア 警察官は、災害対策基本法に基づき県公安委員会が指定した通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命じることができる。

イ アによる措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命じることができないときは、警察官は、自ら当該措置をとることができる。また、この場合において、警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。

ウ 警察官がその場にいない場合に限り、自衛隊法第 83 条第 2 項の規定により派遣を命ぜられた当該自衛官は、通行禁止区域等において、自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、ア及びイに定める必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。

エ 警察官がその場にいない場合に限り、消防吏員は、通行禁止区域等において、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、ア及びイに定める必要な措置をとることを命

じ、又は自ら当該措置をとることができる。

オ 道路管理者は、災害対策基本法に基づきその管理する道路について指定した区間において、緊急通行車両の通行を確保するためア及びイに定める必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。

(3) 除去障害物の処分

- ・ 除去した障害物は、あらかじめ処分地として定めた空地、民間の土地所有者に対する協力依頼等によって確保した空地、及び駐車場等に処分する。
- ・ 適当な処分場所がない場合は避難路及び緊急輸送路以外の道路の路端等に処分する。

(4) 通行の禁止又は制限に係る標示

県公安委員会（県警察）は、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限するときは、その禁止又は制限の対象、区域又は道路の区間及び期間を記載した標示をただちに設置しなければならない。

なお、この場合、当該道路管理者等に必要事項を通知するとともに、区域内の住民に周知するものとする。

■車両通行止め標示（資料編 4-22）

(5) 緊急通行車両の確認

知事又は県公安委員会（県警察）は、緊急通行車両の使用からの申し出により、当該車両が災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることの確認を行う。確認後は当該車両の使用に対し、「緊急標章」及び「緊急通行車両確認証明書」を交付する。

■緊急通行車両標章（資料編 4-21）

■緊急通行車両確認証明書（資料編 4-20）

(6) 緊急通行車両の事前届け出

指定行政機関、指定地方行政機関、地方公共団体、指定公共機関又は指定地方公共機関の長は、災害発生時に「緊急通行車両」として使用する車両について、県公安委員会（県警察）に対して事前の届出をすることができる。県公安委員会（県警察）は、審査の結果、「緊急通行車両」に該当すると認めたものについて「緊急通行車両事前届出済証」を交付する。

事前届出済証の交付を受けている車両に対する確認は、他に優先して行われ、確認のため必要な審査も省略される。

(7) 交通の危険防止のための通行の禁止又は制限

警察官は、道路における危険を防止するため、緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において一時通行を禁止し、又は制限するものとする。

8 警察署長又は警察官が行う交通規制

- (1) 警察署長は管轄区域内の道路が破損、決壊のため、交通に危険を生じたとき又はその他の状況により必要があると認めたときは、「道路交通法」第5条、第6条の規定に基づき通行を禁止し、また制限するものとする。
- (2) 警察官は、災害発生時において緊急措置の必要があると認めたときは、「道路交通法」第6条第4項の規定に基づき一時的に通行を禁止し、また制限するものとする。

9 有料道路の通行

災害応急対策のため、有料道路を通行しなければならない場合には、あらかじめ当該道路管理者と協議するものとする。

10 交通マネジメント

国土交通省中部地方整備局静岡国道事務所は、災害応急復旧時に渋滞緩和や交通量抑制により、復旧活動、経済活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限に留めることを目的として、交通システムマネジメント及び交通需要マネジメントからなる交通マネジメント施策の包括的な検討・調整等を行うため、「静岡県災害時交通マネジメント検討会」（以下、「検討会」という。）

を組織する。

市は、県に対し検討会の開催を要請することができる。

検討会において協議、調整を行った交通マネジメント施策を実施するに当たり、検討会の構成員は、自らの業務に支障のない範囲において構成員間の相互協力を行う。

検討会の構成員は、平時からあらかじめ連携に必要な情報等を共有しておくとともに、連携強化のための協議、訓練等を行うものとする。

注1)「交通システムマネジメント」とは、道路の交通混雑が想定される箇所において実効性を伴う通行抑制や通行制限を実施することにより、円滑な交通を維持する取組を指す。

注2)「交通需要マネジメント」とは、自動車の効率的な利用や公共交通機関への利用転換など、交通行動の変更を促して、発生交通量の抑制や集中の平準化などの交通需要の調整を行うことにより道路交通の混雑を緩和していく取組を指す。

11 鉄道確保の措置

鉄道事業者は、崩土、路線の流失陥没、路盤の破壊等、応急復旧を要する被害が発生した場合は、防災関係機関等の協力を得て、輸送の緊急度に応じ崩土除去、路盤の復旧並びに仮線路、仮橋の架設等応急工事を行う。

第25節 応急教育計画

1 主 旨

小・中・高・特別支援学校（以下この章において「学校」という。）の児童、生徒、教職員及び施設、設備が災害をうけ正常な教育活動を行うことが困難となった場合に、可能な限り早期に応急教育を実施するための対策の概要を示す。

2 基本方針

- (1) 県教育委員会は、公立学校に対し、「静岡県学校安全教育目標」及び「学校の危機管理マニュアル（災害安全）」等により、災害応急対策及び応急教育に係る指針を示し、対策等の円滑な実施をする。また、県は私立学校に対し、この指針に準じた対策等を実施するよう指導する。
- (2) また、応急教育のための施設又は教職員の確保等について、市、市教育委員会又は県立学校等の要請により、必要な措置を講ずる。
- (3) 学校は、地域の特性や学校の実態及び大規模な地震が発生した場合に予想される被害状況等を踏まえ、設置者や保護者等と協議・連携して災害応急対策及び応急教育に係る計画を策定するとともに、対策を実施する。
- (4) 中学生及び高校生等は、教職員の指導監督のもと、学校の施設及び設備等の応急復旧整備作業や地域における応急復旧又は救援活動等に、可能な範囲で協力する。

3 計画の作成

(1) 災害応急対策

ア 計画の作成及び実施に当たっては、生徒等の在校時、登下校時、在宅時等の別や、学校の施設の避難地・避難所指定の有無等を考慮する。

イ 計画に定める項目は、次のとおりとする。

(ア) 学校の防災組織と教職員の任務

(イ) 教職員動員計画

(ウ) 情報連絡活動

(エ) 生徒等の安全確保のための措置

(オ) その他、「学校の危機管理マニュアル（災害安全）」等に基づき、各学校が実態に即して実施する対策

(2) 応急教育

計画の作成及び実施に当たっては、次の事項に留意する。

ア 被害状況の把握

生徒等、教職員及び学校の施設、設備の被害状況を把握する。

イ 施設・設備の確保

(ア) 学校の施設、設備の応急復旧整備を行い、授業再開に努める。

(イ) 被害の状況により、必要に応じて市又は地域住民等の協力を求める。

ウ 教育再開の決定・連絡

(ア) 生徒等、教職員及び学校の施設、設備等の状況を総合的に判断して教育再開の時期を決定し、学校の設置者、生徒等及び保護者に連絡する。

(イ) 教育活動の再開に当たっては、生徒等の登下校時の安全確保に努める。

エ 教育環境の整備

不足教科書の確保、学校以外の施設を利用した応急教育活動の実施、生徒等の転出入の手続き等、必要に応じた教育環境の整備に努める。

オ 給食業務の再開

施設・設備の安全性等を確認するとともに、食材の確保、物資や給食の配送方法等について協議する。

カ 学校が地域の避難所となる場合の対応

(ア) 各学校は、避難所に供する施設、設備の安全を確認するとともに、市、関係する自主防災組織と協議・連携して、施設内に設置される避難所運営組織が円滑に機能するよう、避難所運営の支援に努める。

(イ) 避難所生活が長期化する場合は、応急教育活動と避難所運営との調整について、市等と必要な協議を行う。

キ 生徒等の心のケア

(ア) 生徒等が災害により様々な心の傷を受け、PTSD等の症状が現れてくることが懸念されるため、学校は、生徒の実態を踏まえ、学校の設置者、保護者、校医、スクールカウンセラー、関係医療機関等と協議・連携して、生徒等の心の健康保持あるいは回復を図るための対策等に係る計画を定めておくことが必要である。

(イ) 各学校等は、被災者に対するSNS等による、差別や偏見、誹謗中傷等の予防に努める。

4 実施基準

(1) 学用品の給与を受ける者

住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品をそう失又はき損し、就学上支障のある小学校児童、中学校及び高等学校生徒（特別支援学校（県立藤枝特別支援学校）の小学部児童、中学部及び高等部生徒を含む。）

(2) 学用品の品目

ア 教科書（文部科学大臣の検定を経たもの又は文部科学省が著作の名義を有するもので、教育委員会が採択したものに限る。）

イ 教材（教育委員会に届出又は承認を受けて使用しているものに限る。）

ウ 文房具

エ 通学用品

(3) 学用品給与の時期

ア 教科書（教材を含む。）は、災害発生の日から1カ月以内

イ 文房具及び通学用品は、災害発生の日から15日以内

ただし、知事と協議し期間を延長することができる。

(4) 費用の限度額

災害救助法が適用された場合の応急教育費用の限度額は、災害救助法施行細則に基づき、静岡県が別に定める額とする。

(5) 実施状況の報告及び整備書類の作成

県が別に定める書類を整備するとともに、必要な都度、実施状況を報告する。

5 市の実施事項

学用品給与の方法

- (1) 給与の対象となる児童及び生徒の人数は、被災者名簿と当該学校における学籍簿等と照合し、被害別及び学年別に正確に把握する。
- (2) 児童又は生徒の判定時点は、原則として災害発生の日とする。なお、学年末等の場合は実情に即して判定する。
- (3) 教科書は、学年別、学科別及び発行所別に調査集計し、購入配分する。
- (4) 通学用品及び文房具は、被害状況別並びに小中高等学校別に学用品購入計画表を作成し、購入する。
- (5) 給与品目は、各人の被害状況程度等の実状に応じ、特定品目に重点を置くことも差し支えない。
- (6) 教材は、教育委員会に届出又は承認を受けて使用している事実をあらかじめ確認のうえ給与する。

6 応急教育等

(1) 休校措置

災害が発生し、又は災害の発生が予測されるときは、おおむね次の基準によるが、各学校長は、自校の状況に応じて適切な措置をとるものとする。また、措置の内容を市教育委員会等に報告する。

ア 児童及び生徒が登校以前に暴風、大雨、洪水警報等が発表されている場合には、自宅待機等の措置をとることができる。

イ 児童及び生徒が登校後に暴風、大雨、洪水警報等の発表が予測されるときは、気象情報に十分注意し、安全に留意して適切な措置をとるものとする。

授業を打ち切り、早退させる場合は、注意事項を徹底し団体行動を取らせる等、安全面の指導をするとともに、特に、低学年児童、特別支援学級児童等については、教師並びに保護者が付き添うなど、適切な措置をとるものとする。

(2) 応急教育の実施

応急教育は、施設の被害程度、復旧の状況並びに教員、児童、生徒及び家族の被災の程度、更には交通機関、道路の復旧状況等も勘案して、次の方法により行う。なお、各学校長は、市教育委員会に措置の内容を報告するものとする。

ア 教育施設が被災した場合

(ア) 校舎の一部が被災し、使用不能となったときは、残存する安全な校舎を使用して、学級合併授業、一部又は全部にわたって二部授業を実施するなどの対応を図る。

(イ) 校舎の使用が全面的に不可能となったが、数日で復旧する見込みのときは臨時休校の措置を取り、その期間中は、地域の集会所等を利用し、学習内容の指示、生活指導など応急教育を実施するものとする。

(ウ) 校舎の被害が甚大であり、復旧に日時を要するときは、隣接の学校において二部授業を行う。ただし、これによることが困難な場合は、プレハブ校舎の設置、民間施設の一時借上げ等の措置をとるものとする。

イ 道路並びに交通機関が被災した場合

(ア) 一部又は半数に近い児童、生徒が登校できないときは、短縮授業、半日授業等の措置をとるものとする。

また、登校できない児童及び生徒については、別途適切な措置をとるものとする。

(イ) 一定区域の児童及び生徒が登校できないときは、臨時に授業を行うなどの措置をとるものとする。

(ウ) 半数以上の児童、生徒が登校できないときは、臨時休校又は臨時に地域の集会所等を利用し、授業を行うなどの措置をとるものとする。

ウ 児童及び生徒が被災し避難した場合

(ア) 児童及び生徒が避難のため個別に居住地を離れたときは、避難先地区の学校に仮

入学をさせ、授業を行うものとする。

(イ) 児童及び生徒が集団避難したときは、避難先地区の学校を指定し、二部授業又は合併授業を行うなどの措置をとるものとする。

7 文教施設の応急復旧

(1) 校 舎

被害の軽微な校舎については、即時修理を行い、教室に不足が生じた場合は、特別教室等の一時転用を図り、なお不足する場合は、仮設（プレハブ等）教室の設置等の措置をとるものとする。

(2) 校 庭

運動場の被害については、使用に危険のない程度の応急修理を行うこととする。

(3) 備 品

流失、焼失、破損等により備品が滅失、あるいは使用不能となった場合は、予備の備品を使用するなど授業に支障をきたさないよう配慮するものとする。

8 教職員の確保

教職員の被災状況を把握するとともに、応急教育を実施するための教職員が不足した場合は、県教育委員会の了承を得て、補充教員の臨時的任用、一時的な教職員組織の編成替え等により必要な教員数の確保に努めるものとする。

■市立小中学校児童生徒数一覧表（資料編9-16）

9 奨学措置

被災した児童及び生徒に対する就学援助について必要な措置を講ずるものとする。

10 学校給食

災害時における学校給食は、可能な限り継続実施に努めるが、次のような場合は、関係機関と協議して一時休止等の措置をとるものとする。

- (1) 災害が広範囲にわたり、被害が甚大なため学校給食施設が災害応急対策のため使用されたとき
- (2) 給食施設が被害を受け、給食の実施が不可能となり応急復旧が完了するまでの期間
- (3) 感染症の発生が予想されるとき
- (4) 給食物資の調達が困難なとき
- (5) その他給食の実施が適当でないと認めるとき

11 被災学校等の教職員並びに児童及び生徒の健康管理

被災の状況により、被災学校の教職員並びに、児童及び生徒に対し、健康診断、感染症の予防等、必要な措置をとるものとする。

12 緊急時の児童及び生徒の登下校対策

各学校長は、保護者及び関係諸団体の協力を得て、保護者、教員等を指導員又は監督員として配置し、集団登下校等の安全措置をとるものとする。

13 県への要請事項

市長は、学用品の調達、応急教育の実施等が困難な場合、下記について知事に調達及びあつせんを要請するものとする。

- (1) 応急教育施設のあつせん確保
- (2) 集団移動による応急教育のあつせん及び応急教育の実施指導
- (3) 応急教育の指導及び教育施設の復旧指導
- (4) 教職員の派遣充当

- (5) 学校給食に代わる食事に必要な食糧等の調達及びあっせん
- (6) 学用品等の迅速かつ確実な調達

14 災害救助法適用外の災害

災害救助法が適用されない災害の場合には、被災状況により市長の責任において対策を実施する。

第 26 節 社会福祉計画

1 主 旨

この計画は、被災者に対し生活保護法の適用、生活福祉資金等の資金の貸付けを行うとともに、被災者が自ら適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うほか、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

2 基本方針

- (1) 市その他の援護の実施機関は、社会福祉上の対策を緊急に実施するため、速やかに必要な体制を整備する。
- (2) 県健康福祉センターは、必要に応じ民間団体に可能な分野における協力を依頼する。
- (3) 各実施機関の体制をもってして援護措置の実施が困難な場合は、知事は、要請に基づき応援要員を派遣する。
- (4) 市は、速やかに各分野の職員をもって生活相談所を開設し、県健康福祉センターはこれに協力する。
- (5) 生活相談の結果、援護措置を実施する緊急度の高い対象者から順次、実効のある当面の措置を講ずる。

3 実施事項

- (1) り災社会福祉施設の応急復旧及び入所者の応急措置
 - ア り災社会福祉施設の応急復旧
 - イ り災社会福祉施設入所者の他施設等への一時保護のあっせん
 - ウ 臨時保育所の開設の指導及び職員のあっせん
- (2) り災低所得者に対する生活保護の適用
 - り災した低所得者が最低限度の生活を営むことができない場合には、担当民生委員の協力を得て生活保護の適用を行う。
- (3) り災者の生活相談
 - ア 実施機関 市（被害が大きい場合は県と共催）
 - イ 相談種目 生活、資金、法律、健康、就職、身上等の相談
 - ウ 協力機関 県、社会福祉協議会（県・市）、静岡県災害対策士業連絡会、法テラス静岡、民生委員・児童委員、日本赤十字社静岡県支部、その他関係機関
- (4) り災低所得者に対する生活福祉資金の貸付け
 - ア 実施機関 社会福祉協議会（県・市）
 - イ 協力機関 県、市、民生委員・児童委員
 - ウ 貸付対象 り災低所得者世帯（災害により低所得世帯となった者も含む。）
 - エ 貸付額 「生活福祉資金貸付金制度要綱」による。
- (5) り災母子世帯等に対する母子・寡婦福祉資金の貸付け
 - ア 実施機関 県
 - イ 協力機関 市、民生委員・児童委員、母子福祉協力員
 - ウ 貸付対象 り災母子・寡婦世帯（災害により母子・寡婦世帯となった者を含む。）
 - エ 貸付額 「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」第7条に規定する額
- (6) り災身体障害児者に対する補装具の交付等

- ア 実施機関
 - (ア) 児 童 市
 - (イ) 18歳以上 県、市
- イ 協力機関
 - (ア) 児 童 民生委員・児童委員、身体障害者相談員
 - (イ) 18歳以上 民生委員・児童委員、身体障害者相談員、身体障害者更生相談所
- ウ 対 象 り災身体障害児者
- エ 交付等の内容
 - (ア) 災害により、補装具を亡失又はき損した身体障害児者に対する修理又は交付
 - (イ) 災害により、負傷又は疾病にかかった身体障害児者の更正（育成）医療の給付
- (7) 災害弔慰金等の支給及び災害救護資金の貸付け
 - ア 実施機関 市
 - イ 支給及び貸付対象
 - (ア) 災害弔慰金 自然災害により死亡した者の遺族
 - (イ) 災害障害見舞金 自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者
 - (ウ) 災害救援資金 り災世帯主
 - ウ 支給及び貸付額
 「災害弔慰金の支給等に関する法律」（昭和48年法律第82号）第3条、第8条及び第10条の規定に基づき市が条例で定める額
- (8) 被災者（自立）生活再建支援制度
 - ア 実施機関 （財）都道府県会館（被災者生活再建支援法人）
 - イ 支給対象 住宅に全壊・大規模半壊等の被害を受けた世帯
 - ウ 支 給 額 「被災者生活再建支援法」第3条に定める額
- (9) 義援金の募集及び配分
 - ア 実施機関 県、市
 - イ 協力機関 教育委員会（県、市）、日本赤十字社静岡県支部、県共同募金会、社会福祉協議会（県、市）、報道機関、その他関係機関
 - ウ 募集方法 災害の程度を考慮して、その都度関係機関で募集委員会を設け、協議決定する。
 - エ 配分方法 関係機関で配分委員会を設け、協議決定する。
- (10) 義援品の受け入れ
 - ア 実施機関 県、市
 - イ 協力機関 報道機関その他関係機関
 - ウ 受入方法 被災者が必要とする物資の内容を把握し、報道機関等を通じて迅速に公表することなどにより受入れの調整に努める。

第 27 節 農業対策計画

1 主 旨

この計画は、災害による農地、農業用施設、農作物、家畜、林産物等に対する被害の防除措置について定めるものとする。

2 農地、農業用施設に対する応急措置

市は、大井川農業協同組合、大井川土地改良区等の協力を得て、用排水路の取水扉門の操作、農地に冠水した場合の排水作業等の応急措置を実施するものとする。また、応急工事实施のため排水用移動ポンプ等の資機材が不足し、調達が困難なときは県に協力を要請するものとする。

3 農作物に対する応急措置

市は、大井川農業協同組合等の農業団体の協力を得て、農作物の被害の実態に合った病虫害

の防除、肥培管理等の技術指導を行うとともに、苗、種子等のあっせん等の措置を講ずるものとする。なお、苗、種子等の確保に困難を生じたときは、県に種苗事業者のあっせんを要請するものとする。

4 家畜に対する措置

市は、農業及び畜産関係諸団体の協力を得て、被災地における家畜の飼育管理の指導、飼料の確保並びに病気に感染した家畜の調査と防疫指導及び汚染地域の消毒等の措置をとるものとする。

なお、緊急を要する飼料の確保について調達が困難な場合は、県に対して保有飼料の放出又は飼料事業者のあっせんを要請するものとする。

5 林産物に対する措置

市は、森林組合おおいがわ等の協力を得て森林所有者、種苗経営者等の林産物生産者に対し、風倒木、被災苗木の処理、病虫害の防除及び林産施設の応急復旧等について技術支援を行うものとする。

第28節 警備計画

この計画は、災害時における「藤枝警察署災害警備計画」による。

第29節 消防計画

この計画は、市の消防体制を明らかにし、各種災害に対する消防活動に関する基本的事項を定めることにより、災害による被害の軽減を図ることを目的とする。

なお、この計画は、「大火災対策編」によるものとし、細部必要事項は、志太広域事務組合消防計画及び藤枝市消防団消防計画によるものとする。

第30節 水防計画

この計画は、水防法の主旨に基づき、市の水防体制、情報の収集、予警報の伝達、避難、水防資機材の整備運用等の水防活動及び水防管理団体が行う水防の計画基準等について定め、河川の洪水等による災害を警戒・防御し、これによる被害を軽減することを目的とする。

この計画については、「風水害対策編」及び「市水防計画」によるものとする。

第31節 応援協力計画

1 主 旨

この計画は、災害応急対策活動を迅速かつ円滑に実施し、復興意欲の振興を図るため、他の地方公共団体や民間団体等に対して行う応援要請等について定める。

2 応援要請等の基準

災害により、人命又は財産を保護するための応急対策の実施が市において不可能又は困難な事態が発生した場合とする。

3 応援要請の方法

市長は、前項の事態が発生した場合は、5の要請等の事項を明かにしたうえで災害時の応援に関する協定を締結している各市町及び他の地方公共団体又は民間団体等の長に対して応援の要請を行うものとする。

4 直接又は知事を介して協力要請等を行う団体

- (1) 応援協定を締結した地方公共団体等
- (2) 協定を締結した民間団体・企業等
- (3) 青年団及び男女共同参画団体
- (4) 大学及び高校の学生・生徒
- (5) 赤十字奉仕団

■災害時の応援に関する協定等（資料編 5 相互応援・協力協定等）

5 要請等の事項

- (1) 必要な人員数
- (2) 食料、生活必需品、応急資機材等の提供
- (3) 作業内容及び場所
- (4) 応援を要請する期間
- (5) その他応急対策に必要な事項

6 応援の受入れ等

(1) 受入れと配分

民間団体等から応援の申し入れがあった場合は、応援の内容、人員などを把握し、各部・班の労務要請に応じ配分するものとする。

(2) 活動内容

- ア 炊出し
- イ 救援物資の整理及び運搬
- ウ 飲料水の供給
- エ 清掃及び防疫
- オ 被害調査
- カ その他災害応急対策のうち危険の伴わない作業

(3) 活動の記録

- ア 活動団体の名称、人員及び氏名
- イ 活動期間
- ウ 作業内容
- エ その他の特記事項

(4) 受入れ体制

- ア 応援部隊が災害応急対策活動に携わる地区交流センター、岡部支所、指定避難所等において、宿泊場所及び寝具等を確保するとともに、必要に応じて応急給食等を実施する。
- イ 応援部隊の活動が円滑に行われるよう、活動拠点となる空間を提供するとともに、必要に応じて電話等の通信設備を確保する。

第 32 節 自衛隊派遣要請の要求計画

1 主 旨

この計画は、災害応急対策を実施するにあたり、市の組織等を総動員しても不可能又は困難である場合は、知事に対して自衛隊の派遣要請を要求する。

2 自衛隊派遣要請の要求

市長は、知事に対し必要事項等を明示した文書をもって、自衛隊の派遣要請を要求する。

3 災害派遣要請の範囲

自衛隊の災害派遣要請を要求できる範囲は、原則として天災地変その他の災害に際し、人命

又は財産の保護のため必要と認める場合で、(1)の3要件を満たす必要がある。具体的内容は、災害の状況、他の機関等の活動状況のほか、知事等の要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常、(2)のとおりとする。

(1) 災害派遣要請の要件

- ア 緊急性 差し迫った必要性があること。
- イ 公共性 公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護する必要性があること。
- ウ 非代替性 自衛隊が派遣される以外に適当な手段がないこと。

(2) 災害派遣要請の内容

- ア 被害状況の把握
車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動
- イ 避難の援助
避難の指示による避難者の誘導及び輸送等の援助
- ウ 遭難者等の搜索救助
- エ 水防活動
土のう作成、運搬、積込み等の水防活動
- オ 消防活動
利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力し消火活動（消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）
- カ 道路又は水路の啓開
道路もしくは水路の損壊及び障害物がある場合にそれらの啓開・除去
- キ 応急医療、救護及び防疫
被災者に対する応急医療、救護及び防疫活動（薬剤等は、通常、関係機関の提供するものを使用）
- ク 人員及び物資の緊急輸送
救急患者、医師その他の救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送
- ケ 給食、給水及び入浴支援
被災者に対する給食、給水及び入浴支援
- コ 物資の無償貸付及び譲与
防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品を無償貸付及び救じゅつ品を譲与
- サ 危険物の保安及び除去
自衛隊が実施可能な火薬類、爆発物等危険物の保安及び除去
- シ 防災要員等の輸送
- ス 連絡幹部の派遣
- セ その他
その他市長が必要と認めるものについては、知事及び関係部隊の長と協議して決定する。

(3) 災害派遣要請の要求手続き

市長は災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは知事に対して、次の事項を明示した要請書により、自衛隊派遣要請を行うよう要求する。ただし、突発的事態等において人命の救助、財産の保護等のため時間の余裕がなく緊急に自衛隊の派遣を必要とする場合、口頭をもって行い、事後速やかに文書により要請する。

また、知事への要求ができない場合には、その旨及び当該地域に関わる災害の状況を陸上自衛隊第34普通科連隊長又は最寄りの部隊の長に通知し、知事に対してもその旨を速やかに通知するものとする。

- ア 被害の情况及び派遣を要請する事由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ その他参考となるべき事項

<自衛隊緊急時連絡先一覧>

部 隊 名 (駐とん地名等)	時 間 内	時 間 外	電 話 番 号		
			代 表 番 号	時間内 (内線)	時間外 (内線)
第 34 普通科連隊 (板 妻)	第 3 科 長	駐 屯 地 当 直 司 令	御殿場 0550-89-1310 〈防災行政無線 150-9002〉	235 236 237	301 302
富 士 学 校 (富 士)	企 画 室 総 括 班 長 又は防衛業計係長	駐 屯 地 当 直 司 令	須走 0550-75-2311 〈防災行政無線 151-9000〉	2200 2234	2302
第 10 特科連隊 (豊 川)	第 3 科 長	〃	豊川 0533-86-3151～4	235 236 237	302
第 11 飛行教育団 (静 浜)	団 司 令 部 計 画 班 長	基 地 当 直 幹 部	大井川 054-622-1234 〈防災行政無線 154-9000〉	231	225
自 衛 隊 静 岡 地 方 協 力 本 部	総 務 課 国 民 保 護 ・ 災 害 対 策 連 絡 調 整 官	部 隊 当 直	静岡 054-261-3151	-	-

(4) その他

市以外の防災関係機関は、自衛隊の災害派遣要請に関し、知事に必要な情報提供を行うよう努めるものとする。

4 災害派遣部隊の受入れ体制

(1) 他の災害救助復旧機関との競合重複排除

市長は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することがないように、最も効率的に作業を分担するよう配慮するものとする。

(2) 作業計画及び資材等の準備

市長は自衛隊に対し、作業を要請又は依頼するに当たっては、なるべく実効性のある計画を樹立するとともに、作業の実施に必要な資材の準備を整え、かつ諸作業に関係ある管理者の了解をとりつけるよう配慮するものとする。

(3) 作業の実施に必要な物資、機材等

市長は、作業の実施に必要な物資、機材等の調達が困難又は不可能な場合は、他の計画に定めるところにより知事へ物資、機材等の調達を要請するものとする。

(4) 自衛隊との連絡交渉における窓口の一本化

市長は、派遣された自衛隊との円滑かつ迅速な措置がとれるよう連絡交渉の窓口を明確にしておくものとする。

(5) 派遣部隊の受入れ準備と到着後の措置

ア 派遣部隊の受入れ準備

知事から派遣の通知を受けた場合は、次の点に留意し派遣部隊の受入れに万全を期すものとする。

(ア) 派遣部隊指揮所を設置する。

(イ) 宿泊施設(場所)及び車両の保管場所を可能な限り準備する。

(ウ) 派遣部隊との連絡責任者を定める。

(エ) 応援を要請する内容、所要人員、必要とする資機材の確保等について計画し、部隊

到着後ただちに活動ができるよう準備する。

(オ) ヘリコプターによる応援を要請する場合は、ヘリポートを開設し、着陸地点・風向表示なども合わせて準備する。

(カ) 自衛隊の活動に当たっては、付近住民、自主防災組織等に対して協力を求めるものとする。

イ 派遣部隊到着後の措置

派遣部隊が到着したときは、目的地に誘導するとともに部隊の責任者と応援作業計画等について協議調整し、必要な措置をとる。また、必要に応じて次の事項を知事に報告する。

(ア) 派遣部隊名及び部隊の長の管理職氏名

(イ) 隊員数

(ウ) 到着日時及び活動開始日時

(エ) 活動内容及び進行状況

ウ 派遣部隊の受入れ

市長は派遣された部隊に対し、できる限り次の基準により各種施設等を準備するものとする。

(ア) 本 部 事 務 室 派遣人員の約1割が事務をとるのに必要な室、机、椅子等

(イ) 宿 舎 屋内宿泊施設(学校、地区交流センター等)とし、隊員の宿泊は1人1畳の基準

(ウ) 材料置場炊事場 屋外の適当な広場

(エ) 駐 車 場 適当な広場(車1台の基準は3m×8m)

(6) 災害派遣部隊の撤収要請の要求

市長は、知事に対し災害派遣部隊の撤収要請を要求する場合は、民心の安定及び民生の復興に支障がないよう知事及び派遣部隊の長並びに自衛隊連絡班と協議して行うものとする。

(7) 費用の負担区分

自衛隊が災害応急対策又は災害復旧作業のため必要とする資機材、宿泊施設等の借上料及び損料、光熱水費、通信運搬費、消耗品等の費用は、原則として市が負担するものとする。

■自衛隊集結地(資料編4-28)

第33節 治山災害応急対策計画

1 主 旨

この計画は、山間部において発生する土石流、地すべり、がけ崩れ等による堆積土砂の排除及び流失の防止対策を応急的に実施し、二次的災害を防止することを目的とする。

2 実施事項

排土決壊、地すべり、山・がけ崩れ等について、次に掲げる応急対策を速やかに実施するものとする。

(1) 杭打工事

(2) 土のう積工事

(3) 蛇籠設置工事

(4) 板棚工事

(5) 竹棚工事

(6) その他ブルドーザー、ダンプカー等の車両を使用し、土砂の除去を行う。

3 作業要員の確保

応急対策に要する作業員は、消防団員、地元住民、建設業者等に協力を依頼する。

4 資機材の調達

資機材の調達については、建設業者等に協力を依頼する。

第 34 節 電力施設災害応急対策計画

1 主 旨

この計画は、市民の日常生活に欠かすことのできない電力の供給施設を災害から防護し、被災地に対する送電を確保するため、電力供給機関の実施体制及び連絡方法等について定める。

2 応急措置の実施

応急措置の実施は、「中部電力パワーグリッド(株) 防災業務計画」による。

3 市、県との連絡協議

被災地に対する電力供給を確保するための電力施設復旧の処理に当たっては、市と十分連絡をとるとともに、必要に応じて県と協議して措置するものとする。

県が関係者と調整を行い、配備先を決定した場合には、電気事業者等は、当該配備先について市と調整の上、電源車等の配備に努めるものとする。

第 35 節 ガス施設災害応急対策計画

1 主 旨

この計画は、ガス災害の発生に際し、市民の安全を図るための災害応急対策について定める。
なお、この計画は、「大火災対策編」によるものとする。

2 非常体制組織の確立

(1) 緊急出動に関する相互協力

消防、警察、都市ガス事業者、高圧ガス事業者、液化石油ガス販売事業者、電力会社、その他の関係機関は、ガス漏れ等の災害に対処するため、通報、連絡体制、出動体制等の緊急出動に関して必要な事項について協定を結ぶなど相互に協力する。

(2) ガス事業者の緊急体制の整備

ア ガス事業者は、ガスに係る災害に迅速に対応するため、ガスの特性に応じ初動体制及び社内連絡体制等非常体制組織を整備するとともに、常にこれを維持する。

イ 非常体制組織は、夜間及び休祝日にも十分機能するよう配慮する。

3 応急対策

(1) 保護保安対策

ア ガス管の折損等の事故やガス漏れを発見した者は、直ちにガス事業者に通報するよう市民の協力を要請する。

イ ガス事業者は事故やガス漏れの通報を受け、又は発見した場合には、関係機関と締結した緊急出動の関する相互協定（以下「相互協定」という。）により、直ちに緊急自動車、無線車、工作車等を出動させ、ガス漏れ等の箇所の確認及び応急処置を迅速かつ安全に行う。

ウ ガス事業者は、災害が発生したときは、又は災害発生のおそれのあるときは、ガス施設（貯槽、高圧管、中圧管、低圧管、整圧器、需要家ガス施設等）の巡回及び点検を直ちに行い、所定の緊急措置を講ずるとともに、その状況を直ちに消防機関等に連絡する。

エ 都市ガス事業者は、供給区域内における災害の状況により、ガスを供給する導管に設置されたガス遮断施設、製造所、供給所のガスホルダーバルブの操作等、部分的あるいは全般的な供給停止の措置を講ずる。

オ ガス事業者は、ガスの緊急遮断を行ったときは、個別点検等二次災害防止の措置を講じた上で、遮断後のガス供給再開を行うものとする。

カ 都市ガス事業者は、災害発生時におけるガスの供給、供給停止、供給再開については直ちに広報車をもって周知の徹底を図る。また、市防災会議、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、関係市町、消防機関、警察等に対し、需要家に対する広報を要請する。

キ ガス事業者は、応急対策に要する緊急用工事資機材、車両等を確保する。

(2) 危険防止対策

ア 災害発生現場においては、ガスの種類や特性に応じ、火災、爆発等のガス漏れに起因する二次災害を防止するため、ガスの滞留確認を行うとともに、空気呼吸器等の防災用具を準備し、火気の取扱いには特に注意をする。

イ 災害の規模によりその周辺の関係者以外への立入禁止措置及び周辺住民の避難について、相互協定に基づき関係機関に協力を要請する。

(3) 応急復旧対策

ア ガス施設の応急復旧には、安全を確保するとともに復旧工事の迅速化に努める。

イ 応急復旧に必要な技術要員の出動体制を確立し、土木配管工事作業員の出動人員を確保する。

ウ 都市ガス事業者は、ガス供給区域について、その災害状況、各設備の被害状況及び復旧の難易等を勘案して、供給上復旧効果の最も大きい地区と防災関係機関、病院等の復旧を優先させる。

エ 都市ガス事業者は、ガス供給の復旧に当たっては、ガス供給施設等の保全に当たるほか、ガス製造用原料、電力を確保するとともに、ガス供給の復旧が遅れると予想される地区には、臨時供給を考慮する。

4 市、県、関係機関等との連絡協議

ガス事業者は、ガス災害の応急対策の実施に当たっては、市、県、消防機関および警察等と十分連絡、協議する。

5 事故の報告

ガス事業者は、ガス事故の報告を市、県、消防機関及び警察に行う。

第36節 突発的災害に係る応急対策計画

1 主 旨

この計画は、突発的災害により多数の死傷者等が発生した場合、迅速な被災者の救出・救助等の応急対策に必要な措置を定めるものとする。

2 市及び志太消防本部の体制

市は、緊急時の応急対策が遅滞なく行えるよう、突発的災害に対し、初動体制を整え、初期の情報収集にあたる。

事態の推移により必要な場合には速やかに「藤枝市災害対策本部」を設置し、救出・救助等の応急対策を実施する。

(1) 突発的災害応急体制

ア 設置基準

多数の死傷者等を伴い、通常の消防力では対応が困難と思われる事故が発生したとき
その他市長が指令したとき

イ 組 織

危機管理センター、志太消防本部等災害に関連する部署で構成する。

ウ 任 務

(ア) 応急対策の基本方針の決定に資するため、初期の情報収集を行う。

なお、災害発生直後には速やかに当該災害の規模を把握するため概括的な情報を

収集するよう特に留意する。

(イ) 必要に応じ災害対策本部の設置までの間、物資の集積拠点、臨時ヘリポートの確保等、事後の災害応急対策が遅滞なく行えるよう手配する。

(ウ) 志太消防本部については、志太広域事務組合消防計画の定めるところによる。

エ 志太消防本部の県・国への報告

志太消防本部は多数の死傷者等を伴い、通常の消防力では対応が困難と思われる事故が発生した場合、次の事項を明らかにし、ただちに県危機対策課及び消防庁応急対策室に連絡する。

(ア) 発生日時及び場所

(イ) 被害の状況

(ウ) 応急対策の状況

(エ) 自衛隊、日本赤十字社又は医師の派遣の必要性（派遣を必要とする場合には、必要人数、必要な援助活動等を明らかにする。）

(県危機管理部)

	静岡県防災行政無線 (時間外の場合のみ(宿直室))	N T T 有線
電 話	地上系 5-100-6030 衛星系 8-100-6030	054-221-2072
F A X	地上系 5-100-6250 衛星系 8-100-6250	054-221-3252

(消防庁応急対策室)

		地域衛星通信ネットワーク	消防防災無線	N T T有線
平 日 (9:30~18:15)	電話	8-048-500-90-49013	8-90-49013	03-5253-7527
	F A X	8-048-500-90-49033	8-90-49033	03-5253-7537
上記以外	電話	8-048-500-90-49102	8-90-49102	03-5253-7777
	F A X	8-048-500-90-49036	8-90-49036	03-5253-7553

オ 医療救護活動の実施

多数の負傷者が発生した場合には、必要に応じて主要救護所又は臨時救護所を設置するなど、適切な医療救護活動を実施するものとする。医療救護活動の実施に当たっては、必要に応じてトリアージタグを活用し、効率的な活動に努めるものとする。

(2) 災害対策本部の設置

市長は突発的災害が発生し、災害応急対策を実施する必要があると認めた場合は、災害対策本部を設置する。

■職員配備体制（風水害・一般災害等）（資料編1-23）

ア 組織体制

災害対策本部の組織体制は、[第2-2防災体制-(2)災害対策本部]によるが、市長は、災害の突発性、緊急性に応じて、救助・救出、緊急医療活動、二次災害の防止等の応急対策活動に従事する部及び課に限定して組織体制を確立することができる。

イ 任 務

災害対策本部は、消防等からの災害現場の情報を基に、速やかに県及び関係機関に情報を伝達するとともに、必要に応じて知事に応援を要請し、被災者の迅速な救助活動を最優先に行う。また、必要に応じて災害現場の近くの安全な場所に指定避難所を開設し、住民の安全の確保に努めるものとする。

ウ 設置の連絡

災害対策本部を設置したときは、県災害対策本部並びに防災関係機関に連絡する。

また、必要に応じ、関係機関に対して本部連絡要員の派遣を要請する。

エ 現地対策本部

災害の状況により、災害発生場所を所管する地区交流センターに現地対策本部を設置する。

(3) 災害対策本部の実施する応急対策

ア 初期情報の収集

迅速な初期情報の収集を行うものとし、災害発生場所を所管する地区交流センター職員等による情報収集を行うとともに、状況に応じて情報収集班を編成し現地に派遣する。

イ 人的被害の把握

(ア) 本部は、人的被害の数（死者・行方不明者数等）について、一元的に集約、調整を行うものとする。

(イ) 本部は、関係機関（警察・消防等）が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は本部に連絡するものとする。

(ウ) 本部は、当該情報が得られた際は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに県へ報告するものとする。

(エ) 本部は、被災者の人命救助活動を迅速・円滑に実施するため、安否不明者、行方不明者及び死亡者について、県及び警察と連携し、人数のほか、別に定めた方針に基づきの氏名等の情報を集約し公表する。

ウ 自衛隊の災害派遣要請の要求

〔第32節 自衛隊派遣要請の要求計画〕に定めるところによる。

エ 緊急医療活動の実施

(ア) 市は、静岡DMAT（災害派遣医療チーム）、日本赤十字社静岡県支部、県医師会等、静岡DPAT（災害派遣精神医療チーム）及びDWA T（災害派遣福祉チーム）が出動し対応する必要がある場合には、県へ要請する。

(イ) 傷病者の緊急医療活動を円滑に実施するため、救護病院となる市立総合病院、藤枝平成記念病院に緊急医療体制の確保を要請するとともに、一般社団法人志太医師会、一般社団法人藤枝歯科医師会、一般社団法人藤枝薬剤師会等の医療関係団体に医療救護体制の確立と医療救護活動の実施を要請する。

医療救護活動の実施に当たっては、必要に応じてトリアージタグを活用し、効率的な活動に努めるものとする。

オ 各機関の調整・二次災害防止のための措置

(ア) 本部は、防災関係機関調整会議等により、各機関の活動等に資する情報（要救助者の発見場所、行方不明者の特定に資する情報、燃料補給の確保状況等）の共有及び総合的な活動調整を行うものとする。

(イ) 災害現場で活動する警察・消防・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順・情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。また、災害現場で活動する応援派遣医療チーム（DMAT、DPAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。

(ウ) 災害の態様により、二次災害の発生のおそれがある場合は、速やかに関係機関と連絡をとり、必要に応じて合同調整所等を活用して、部隊と関係機関との間で情報共有及び活動調整を行うなど、二次災害防止のために必要な措置をとる。

カ 緊急消防援助隊及び広域航空消防応援隊要綱に基づく応援要求

市長は災害の状況に応じ、消防の広域応援の必要があると認められる場合は、「消防組織法」（昭和22年法律第226号）第44条に基づき、知事に対して応援の出動等の要請を要求する。

(4) 災害対策本部の廃止

本部長は、災害発生時における応急措置がおおむね完了したときは、災害対策本部を廃止するものとする。その際は、廃止する旨を本部設置時に連絡した機関に連絡する。

■防災関係機関一覧表（資料編9-20）

第 37 節 ボランティア活動支援計画

応急対策に関する様々な局面において、ボランティアの能力が最大限に発揮されるよう、ボランティアや市民活動団体の自主性・主体性を尊重しつつ、藤枝市災害ボランティアセンター運営マニュアルを踏まえ、ボランティア活動への支援体制を速やかに整える。

1 災害ボランティアセンターの設置及び運営

- (1) 市は、災害対策本部を設置した場合、必要により、市福祉センターきすみれ、または市文化センターに市社会福祉協議会へ委託し、災害ボランティア・コーディネーター等と連携して、ボランティアの受付、活動場所のあっせん、配置調整、活動内容の指示等を行う災害ボランティアセンターを設置する。
- (2) 災害ボランティアセンターは、市社会福祉協議会職員、災害ボランティア・コーディネーター等で構成し、運営する。
- (3) 災害ボランティアセンターは、必要に応じて、サテライトセンターを設置する。
- (4) 市は、災害ボランティアセンターのサテライトセンター設置を支援し、適当な場所、施設の候補をあらかじめ定めるよう努める。
- (5) 市は、随時情報交換、協議等を行うため、職員を連絡調整要員として災害ボランティアセンターに配置し、その活動を支援する。
- (6) 市は、ボランティアの宿営地に適当な場所、施設の候補をあらかじめ定めるよう努める。

2 災害ボランティア活動に関する情報の提供

市は、ライフライン及び公共交通機関の復旧、交通規制の状況、行政施策の動向等、災害ボランティア活動に必要な情報を災害ボランティアセンター等に的確に提供する。

3 災害ボランティア活動に必要な資機材の提供

市は、災害ボランティアセンター等におけるボランティア活動に必要な各種資機材の提供に努める。

4 奉仕団等の協力要請並びに受入体制

- (1) 団体等から奉仕の申し入れがあった場合は、その人員、内容等を把握し、動員体制下に配置する。
- (2) センター長は、災害の状況等により要員に不足を生ずると判断したときは、赤十字奉仕団、青年団体、男女共同参画団体、災害ボランティア・コーディネーター藤枝等のボランティア団体、高等学校、大学等の関係者に対して協力を要請するものとする。

■藤枝市災害ボランティアセンター体制（資料編 1-11）

第4章 災害復旧計画

第1節 公共施設の災害復旧計画

各種施設の災害復旧計画の策定に当たっては、災害の実態を的確に把握するとともに、社会的及び経済的な諸要因も検討のうえ、総合的な見地にたって策定し、緊急度の高いものから、ただちに復旧事業に着手して早期完了に努めるものとする。

災害復旧計画は、災害発災後被災した各施設の原形復旧にあわせて、再度、災害の発生を防止するため、必要な施設の新設又は改良を行うなど、将来の災害に備える事業の対策についての計画とし、「第3章 災害応急対策計画」に基づく応急復旧終了後、被害の程度を十分検討して、おおむね次に掲げる事業について計画を図るものとする。

なお、他の地方公共団体に対し職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度等の活用も含めて検討を活用するものとする。

- 1 公共土木施設災害復旧事業計画
- 2 都市災害復旧事業計画
- 3 農林水産施設災害復旧事業計画
- 4 上水道施設災害復旧事業計画
- 5 下水道施設災害復旧事業計画
- 6 住宅災害復旧事業計画
- 7 社会福祉施設災害復旧事業計画
- 8 公共医療施設災害復旧事業計画
- 9 学校教育施設災害復旧事業計画
- 10 社会教育施設災害復旧事業計画
- 11 その他の災害復旧事業計画

第2節 災害復旧に伴う財政措置

災害復旧事業の決定については、地方公共団体の長の報告、資料、実態調査の結果等に基づいて主務大臣が決定するものであるが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業並びに激甚災害に対処するための特別な財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下「激甚災害法」という。）に基づいて援助される事業は、次のとおりである。

1 法律により一部負担又は補助するもの

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- (2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- (3) 公営住宅法
- (4) 土地区画整理法
- (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (7) 国土交通省都市局長通達都市災害復旧事業費国庫補助に関する基本方針
- (8) 農林水産施設災害復旧費国庫補助の暫定措置に関する法律

2 激甚災害に関する助成措置

激甚災害法では、国民経済に著しい影響を及ぼし、かつ当該災害による地方財政の負担を緩和し、又は被害者に対する特別の助成を行うことが特に必要と認められる災害が発生した場合は、激甚災害として政令で指定し、一般災害に比較して各種の事業に国庫補助のかさ上げを行い、又金融面においても特別な優遇措置を講ずることとしている。

第3節 被災者の生活再建支援

1 災害弔慰金等の支給

災害により死亡した者の遺族に対し災害弔慰金を、精神又は身体に著しい障害を受けた者に対し災害障害見舞金を支給する。

実施主体	内 容	
市	支給対象者の把握	「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、災害弔慰金と災害障害見舞金の支給対象者を把握する。
	支給方法の決定及び支給	災害弔慰金と災害障害見舞金の支給方法を定め、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき支給する。

2 被災者の支援

県は、被災者が被災から速やかに生活再建できるよう、「総合相談窓口の設置」や「被災者台帳の整備」、「災害ケースマネジメント」の運用及び、各種被災者支援に関する制度の運用について市町を支援する。

実施主体	内 容	
市	被災状況の把握	「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。また、必要があると認めるときは、被災者台帳を作成するとともに、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の取組を行う。 また、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、「総合相談窓口」、「地域支え合いセンター」等の開設等、相談や見守りの機会を提供する。 県はこれらの体制整備及び発災時の市町の被災者支援に関する活動を支援する。 被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。 【県への報告】 ア 死亡者数 イ 負傷者数 ウ 全壊・半壊住宅数 等 【被災者台帳】 ア 氏名、生年月日、性別 イ 住所又は居所 ウ 住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況 エ 援護の実施の状況 オ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由等
	り災証明の発行	ア り災証明発行窓口を設置し、被災状況調査を基に希望者にり災証明を発行する。 イ り災証明調査窓口を設置し再調査の希望に対応する。
	災害援護資金の貸付	「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき被災世帯を対象に災害援護資金の貸付を行う。
	被災者生活再建支援金の申請受付等	被災者に対する制度の説明、必要書類の発行、被災者からの申請書類の確認など必要な業務を行うとともに、被災者生活再建支援法人により委託された事務を迅速に実施する。
	義援金の募集等	ア 市への義援金を受け付けるために、市役所等に受付窓口を設置するとともに、銀行口座を開設する。 イ 県が設置する義援金募集・配分委員会（仮称）に参加する。
	租税の減免等	地方税法及び条例に基づき、市税の減免、徴収猶予及び申告等の期限の延長等の適切な措置を行う。
社会福祉協議会	生活福祉資金の貸付を実施する。	

義援金募集・配分委員会（仮称）	義援金の配分	統一的な義援金の配分基準を設け、１次・２次配分など多段階に義援金を配分する。
	義援金の処理に関する監査及び配分状況の公表	義援金が公正かつ適正に配分されたことを被災者に示すため、義援金の処理に関する監査を行い、配分状況を公表する。

３ 要配慮者の支援

要配慮者は、災害による生活環境の変化等に対応することが一般の被災者よりも困難であることから、速やかに安定した生活を回復できるよう積極的な支援を行う。

生活環境の変化や心理的不安等の理由から身体的及び精神的に変調をきたした被災者が災害から早期に立ち直れるよう、精神的支援策を実施する。

実施主体	内 容	
市	被災状況の把握	・「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。 ・情報が不足している地域には補足調査を行う。 - ア 要配慮者の被災状況及び生活実態 - イ 被災地内外の社会福祉施設の被災状況及び再開状況
	一時入所の実施	災害により新たに社会福祉施設への入所が必要となった要配慮者に対し、市有施設への一時入所を実施する。
	福祉サービスの拡充	- ア 定員以上の入所者及び通所者を受け入れている市有施設を対象に、人員確保や必要となる設備の導入を行うとともに、民間の施設を対象に支援を行う。 - イ 緊急通報システムの整備、巡回の実施といった在宅福祉サービスの充実を図る。 - ウ 被災児童等については、学校巡回相談等を実施する。
	健康管理の実施	応急住宅に居住する被災住民に対する健康管理体制を確立するとともに、保健管理・栄養指導等を実施する。

第４節 風評被害の影響の軽減

１ 正しい情報の提供

災害発生時における地理的な誤認識や消費者の過剰反応等による風評被害を防ぐため、正確な被害情報等を収集し、正しい情報を迅速かつ的確に提供する。

２ 必要な検査等の実施

科学的な知見に基づく客観的な根拠を示すデータ収集や事実を証明する検査などを実施し、数値や指標を用いた広報を実施する。

３ 被害の拡大防止

必要に応じて、市長（本部長）等は安全宣言を行うほか、安全性をＰＲする広報を行うなど、風評被害の拡大防止に努める。

４ 関係機関との連携

国や県・関係機関・団体と連携し県内産物の販売促進や観光客等の誘客など積極的な風評被害対策を講じる。また、迅速な対策を講じることができるよう、平時から関係機関・団体との連携構築等を行う。